

はく、「今、陛下、孝昭皇帝の後を嗣ぎ、行、淫辟、不軌なり。〔二二〕五辟の屬、不孝よりも大なるは莫し。周の襄王、母に事ふること能はず。〔二四〕春秋に曰はく、「天王出でて鄭に居る」と。不孝に由りて之を出し、之を天下に絶つなり。宗廟は君よりも重し。陛下は以て天序を承け、祖宗の廟を奉じ、萬姓を子とす可からず。當に廢すべし」と。臣請ふ、有司、一太牢の具を以て、高廟に告祠せん」と。皇太后詔して曰はく、「可なり」と。光、王をして起つて拜して詔を受けしむ。王曰はく、「聞く、天子、争臣七人有れば、道亡しと雖も、天下を失はず」と。光曰はく、「皇太后詔して廢す。安んぞ天子と稱するを得ん」と。乃ち〔二五〕即きて其の手を持ちて、其の璽組を解脱し、太后に奉上す。王を扶けて殿を下り、金馬門を出でしむ。羣臣隨つて送る。王、西面して拜して曰はく、「愚戇にして、漢の事に任へず」と。起つて乘輿の副車に就く。大將軍光、送りて昌邑の邸に至る。光、謝して曰はく、「王の行、自ら天に絶たる。臣寧ろ王に負くとも、敢て社稷に負かじ。願はくは王、自愛せよ。臣は長く復た〔二六〕左右せじ」と。光、涕泣して去る。羣臣奏して言はく、「古は廢放せらるるの人は、遠方に屏け、〔二七〕及ぼすに政を以てせず。請ふ王賀を漢中の〔二八〕房陵縣に徙さん」と。太后、詔して、賀を昌邑に歸し、湯沐の邑二千

〔二二〕不軌。不法なり。
 〔二三〕五辟。五刑なり。
 〔二四〕春秋云云。僖公二十四年、經に書す、天王出でて鄭に居ると。公羊傳に曰く、王者は外無し。此に其れ「出づ」と言ふは何ぞ。母に能からざればなりと。
 〔二五〕即。就く也。
 〔二六〕左右せじ。復た左右に侍し見ゆることを得ずとの意。
 〔二七〕政令に預らしめず。
 〔二八〕房陵。縣の名、今の湖北省襄陽道房縣の地。

戸を賜ひ、故の王家の財物をば、皆賀に與へ、及び哀王の女四人には、各湯沐の邑千戸を賜ふ。國除かれ、山陽郡と爲す。昌邑の羣臣は、國に在る時、王の罪過を舉奏せず。漢朝をして聞知せざらしめ。又、〔二九〕輔道すること能はず。王を大惡に陷るるに坐し、皆、獄に下る。誅殺すること二百餘人、唯だ中尉吉・郎中令遂は、忠直にして數、諫正するを以て、死を減ずるを得、髡して城旦と爲らる。〔三〇〕師王式は獄に繋かれ、死に當す。〔三一〕事を治する使者、責問して曰はく、「師は何を以てか諫書無き」と。式對へて曰はく、「臣は詩三百五篇を以て、朝夕、王に授く。忠臣孝子の篇に至りては、未だ嘗て王の爲めに反復して之を誦せずんばあらざるなり。危亡し道を失ふの君に至りては、未だ嘗て流涕して王の爲めに深く之を陳べずんばあらざるなり。臣は三百五篇を以て諫む。是を以て、諫書無し」と。使者、以て聞す。亦、死論を減ずるを得たり。霍光以へらく、羣臣、事を東宮に奏し、太后、政を省みる、宜しく經術を知るべしと。白して、夏侯勝をして尙書を用て太后に授けしむ。勝を〔三二〕長信少府に遷し、爵關内侯を賜ふ。初め衛太子、魯國の〔三三〕史良娣を納れ、子進を生む。史皇孫と號す。皇孫、涿郡の〔三四〕王夫人を納れ、子病已を生む。皇曾孫と號す。皇曾孫生れて數月、〔三五〕巫蠱の事に遭ひ、太子・三男・一女及び諸の

〔二九〕輔道。輔導に同じ。
 〔三〇〕王式は時に昌邑王の師たり。
 〔三一〕事を治する使者。即ち治獄使者なり。
 〔三二〕長信少府。長信は宮名、少府は其の宮の事を掌る。即ち皇太后の宮を掌る也。
 〔三三〕史良娣。史は姓、良娣は女官。
 〔三四〕王夫人。名は翁須。
 〔三五〕二十二卷武帝征和二年に見ゆ。

妻妾、皆、害に遭ふ。獨り皇曾孫のみ在り、亦、坐して郡邸の獄に收繫せらる。故の廷尉監・魯國の丙吉、詔を受けて巫蠱の獄を治す。吉、心に、太子の事實無きを知り、重た皇曾孫の無辜なるを哀れみ、謹厚の女徒涇城の胡組・淮陽の郭微卿を擇びて、曾孫を乳養せしめ、開燥の處に置き、吉、日に再び省視す。巫蠱の事、連歲、決せず。武帝疾みて、長楊・五柞宮に往來するや、氣を望む者言ふ、『長安の獄中に、天子の氣有り』と。是に於て、武帝、使者を遣はし、中都官の詔獄の繋げる者を分條し、輕重と無く、一切皆之を殺さしむ。内謁者令郭穰、夜、郡邸の獄に到る。吉、門を閉ぢ、使者を拒みて、納れずして曰はく、『皇曾孫在り。他人の辜無くして死する者すら、猶ほ不可なり。況んや親しき曾孫をや』と。相守りて、天明に至る。入るを得ず。穰還りて以て聞し、因つて吉を劾奏す。武帝も亦、寤りて曰はく、『天、之を使しむるなり』と。因つて天下に赦す。郡邸の獄の繋げる者、獨り吉に頼りて、生くることを得たり。既にして吉、守丞、誰如に謂ふ、『皇孫は當に官に在るべからず』と。誰如をして京兆の尹に書に移せしめ、遣りて胡組と俱に送る。京兆の尹、受けず。復た還る。組が日滿ちて當に去るべきに及びて、皇孫・思慕す。吉、私錢を以て組を雇ひ、留まりて郭微卿と並に養はしむ。數月にして、乃ち組を遣りて去らしむ。後、少内の畜夫、吉に白して

- 【二六】女徒。輕罪の女子の、官に役作する者。
- 【二七】開燥。寬淨高燥。
- 【二八】分條。簡條書きにする也。
- 【二九】誰如。人名。
- 【三〇】官に在り。郡邸の獄に在るをいふ。
- 【三一】少内。掖庭の府藏を主るの官。畜夫は其の屬官なり。

曰はく、『皇孫を食ふに、詔令無し』と。時に吉、食米肉を得、月月、以て皇曾孫に給ふ。曾孫病み、幾んど全からざらんとせしこと數なり。吉、數、保養する乳母に救し、醫藥を加へ致し、視遇すること甚だ恩惠有り。吉、史良娣には母貞君及び兄恭有りと聞き、乃ち皇曾孫を載せて、以て之に付す。貞君、年老い、孫の孤なるを見、甚だ之を哀れみ、自ら養視す。後、詔有り、掖庭(曾孫)養視し、屬籍を宗正に上らしむ。時に掖庭の令、張賀、嘗て戾太子に事ふ。舊恩を思願し、曾孫を哀れみ、奉養すること甚だ謹み、私錢を以て、供給して書を教ふ。既に壯にして、賀、女孫を以て之に妻せんと欲す。是の時、昭帝、始めて冠し、長八尺二寸、賀の弟安世、右將軍と爲り、政を輔く。賀が皇曾孫を稱譽し、妻すに女を以てせんと欲するを聞き、怒りて曰はく、『曾孫は乃ち衛太子の後なり。幸に、庶人を以て縣官に衣食するを得れば、足れり。復た女を予ふる事を言ふ勿かれ』と。是に於て、賀止む。時に暴室の畜夫許廣漢、女有り。賀乃ち酒を置き、廣漢を請ふ。酒酣にして、爲めに言ふ、『曾孫は體近し。下るとも、乃ち關内侯たらん。』

- 【二三】皇孫云云。詔令に明文無きが故に、府藏の米を以て皇孫を養ふを得ずとの意。
- 【二四】詔して掖庭に救して、これを養視せしめ、始めて宗正をして其の屬籍を正さしむ。
- 【二五】張賀。安正の兄なり。衛太子に幸せらる、太子敗るるや、賓客皆誅せらる。安世上

- 【二六】書して賀の爲めに請ふ。蠶室に下るを得たり。後、掖庭の令と爲る。
- 【二七】暴室の畜夫。暴室は掖庭令に屬し、織作染練等を掌るの署。畜夫は其の屬官なり。
- 【二八】曾孫云云。曾孫は帝に於て近親たり。されば、低くとも、關内侯と爲るを得ん。

妻す可きなり」と。廣漢・許諾す。明日、(一三七)嫗、之を聞きて怒る。廣漢、重ねて人をして(一三六)介を爲さしめ、遂に曾孫に與ふ。賀、家財を以て之を聘す。曾孫、因つて廣漢兄弟及び祖母の家史氏に依倚す。詩を東海の(一三四)濮中翁に受く。高材にして學を好む。然れども亦游俠を喜み、雞を闘はせ狗を走らす。是を以て、具に閭里の姦邪・吏治の得失を知る。數、諸陵に上下し、三輔に周徧す。嘗て(一四〇)蓮勺の鹵中に(一四一)困しみ、尤も(一四二)杜・鄂の間を樂しむ。率ね常に(一四三)下杜に在り。(一四四)時に朝請に會し、長安の尙冠里に舍す。昌邑王廢せらるるに及びて、霍光、張安世・諸大臣と與に、立つる所を議す。未だ定まらず。丙吉、光に奏記して曰はく、『將軍は、孝武皇帝に事へ、襜褕の屬を受け、天下の(一四五)寄に任ず。孝昭皇帝、早く崩じて、嗣亡し。海内憂懼し、亟かに嗣主を聞かんと欲す。喪を發するの日、大誼を以て後を立つ。立つる所、其の人に非ず。復た大誼を以て之を廢す。天下、服せざるもの莫し。方今、社稷宗廟、羣生の命は、將軍の壹擧に在り。竊に伏して衆庶に聽き、其の言ふ所を察するに、諸侯・宗室の、列位に在る者、未だ民間に聞ゆる所有らざるなり。而して遺詔して養ふ所の武帝の曾孫、名は病已、(一四六)

- 【一三七】嫗。母なり。廣漢の妻を謂ふ。
- 【一三六】介を爲す。媒婦人となりて婚姻を結ぶ也。
- 【一三四】濮中翁。濮は姓、中翁は字。
- 【一四〇】蓮勺。縣の名、今の陝西省關中道渭南縣の東北に在り。鹹地あり。
- 【一四二】困。人に困辱せらるる也。
- 【一四三】杜。二縣の名、陝西省關中道内。
- 【一四四】下杜。長安の南に在り。
- 【一四五】歲時に、宗室に從つて朝會する也。春なるを朝と曰ひ秋なるを請と曰ふ。
- 【一四五】寄。寄託なり。
- 【一四六】郡邸の獄を出で、歸りて外家史氏に在り、後、掖庭に入りしをいふ。

掖庭・外家に在りし者、吉、前に使して郡邸に居りし時、其の幼少なるを見き。今に至りて十八九なり。經術に通じ、美材有り、行安にして節和なり。願はくは將軍、(一四七)大義を詳かにし、參するに著龜を以てし、豈に宜しく褒顯すべくば、先づ入りて(一四八)太后侍せしめ、天下をして昭然として之を知らしめ、然る後、大策を決定せんことを。天下幸甚なり」と。杜延年も亦、曾孫の徳の美なるを知り、光・安世に焉を立つるを勸む。秋七月、光、庭中に坐し、丞相以下を會し、立つる所を議す。遂に復た丞相敞等と與に上奏して曰はく、『孝武皇帝の曾孫病已、年十八、詩・論語・孝經を師受し、躬、節儉を行ひ、慈仁にして人を愛す。以て孝昭皇帝の後を嗣ぎ、祖宗の廟を奉承し。(一四九)萬姓を子とす可し。臣、昧死して以て聞す』と。皇太后詔して曰はく、『可なり』と。光、宗正徳を遣はし、曾孫の家尙冠里に至り、洗沐して御衣を賜はしめ、太僕をして(一五〇)輪獵車を以て曾孫を迎へしむ。(皇(一五一)齋に宗正府に就き、庚申、未央宮に入り、皇太后に見ゆ。(一五二)封じて陽武侯と爲す。已にして羣臣・奏して璽綬を上り、(一五三)皇帝の位に即き、高廟に謁す。皇太后を尊びて太皇太后と爲す。(一五四)侍御史嚴延年・劾奏す、『大將軍光、擅に主を廢立す。人臣の

- 【一四七】大義。漢書丙吉傳には大議に作る。
- 【一四八】天子は萬姓を以て子と爲す。
- 【一四九】昧死。死を冒す也。
- 【一五〇】輪獵車。小車。
- 【一五一】齋。齋戒。
- 【一五二】封じて云云。先づ侯に封するは、庶人を立てて天子を爲すを欲せざるなり。
- 【一五三】癸巳、昌邑王を廢し、庚申、宣帝を立つ、漢明、君無きこと二十七日、天下揺がす。霍光、此に處する、誠に能くし難きなり。
- 【一五四】侍御史。御史大夫に屬す、員十五人、公卿の奏事舉劾按章を受く。

禮無し。不道なり」と。奏、寢むと雖も、然れども朝廷・肅然として之を敬憚す。

八月己巳、安平の敬侯楊敞・薨す。

九月、天下に大赦す。

戊寅、蔡義、丞相と爲る。

初め許廣漢の女、皇曾孫に適き、一歳にして子爽を生む。數月にして、曾孫立ちて帝と爲り、許氏、婕妤と爲る。是の時、霍將軍に小女有り、皇太后と親し。公卿、更に皇后を立てんことを議し、皆、心、霍將軍の女を擬す。亦、未だ言ふもの有らず。上乃ち詔して、微なりし時の故劍を求めしむ。大臣、指を知り、白して許婕妤を立てて皇后と爲す。十一月壬子、皇后許氏を立つ。霍光以へらく、後の父廣漢は〔五〕刑人にして、國に君たるに宜しからずと。歳餘にして、乃ち封じて昌成君と爲す。

〔五〕太皇太后、長樂宮に歸る。長樂宮、初めて屯衛を置く。

中宗孝宣皇帝上の上

〔三〕本始元年、春、有司に詔して、策を定めて宗廟を安んずるの功を論せしむ。大將軍光は、萬

七千戸を益し封せられ、故食む所と與に、凡そ二萬戸。車騎將軍富平侯安世以下、益し封せらるる者十人、侯に封せらるる者五人、爵關内侯を賜はる者八人。

大將軍光、稽首して政を歸す。上、謙讓して・受けず。諸事、皆先づ光に關白し、然る後奏御

せしむ。昭帝の時より、光の子禹及び兄の孫雲、皆、中郎將と爲る。雲の

弟山、奉車都尉侍中たり、胡越の兵を領す。光の兩女婿、東西宮の

衛尉たり。昆弟・諸壻・外孫、皆、朝請を奉じ、諸曹大夫・騎都尉・給事中

と爲る。黨親、體を連ね、朝廷に根據す。昌邑王廢せらるるに及びて、光

の權益重し。朝見する毎に、上、己を虚しうし容を斂め、之に禮下する

こと已甚し。

夏四月、庚午、地震ふ。

五月、鳳凰、膠東の千乘に集まる。天下に赦し、田租賦を收むる勿から

しむ。

六月、詔して曰はく、『故の皇太子、湖に在り、未だ號諡有らず。歳時に祠り、其れ諡を議し、園邑を置け』と。有司・奏請す、『禮に、人の後と爲る者は、之が子と爲るなり。故に其の父母を降し、祭るを得ず。祖を尊ぶの義なり。陛下は、孝昭皇帝の後と爲りて、祖宗の祀を承く。愚以爲

- 〔三〕 胡越の兵。胡騎及び越騎なり。
- 〔四〕 東西宮の衛尉。長樂宮の衛尉及び未央の衛尉なり。
- 〔五〕 諸曹は、尙書の奏事を受く。給事中は、禁中に給事す。
- 〔六〕 皇太子。衛太子の死する事は、二十二卷征和二年に在り。
- 〔七〕 其の父母。所生の父母。

- 〔五〕 刑人。廣漢、前に刑せられしこと有り。
- 〔六〕 漢の太后は常に長樂宮に居る。太皇太后、昌邑王が廢せられしより、未央宮に居りしが、今宣帝既に立ちたれば、復た長樂宮に歸る。
- 〔七〕 中宗孝宣皇帝。諱は詢、字は次卿。帝の本名は病已、元康二年、名を詢と更む。
- 〔八〕 本始元年。西紀前七三年。

へらく、親の諡は宜しく悼と曰ひ、母は悼后と曰ひ、故の皇太子は、諡して戾と曰ひ、史良娣は、戾夫人と曰ふべし」と。皆、改め葬る。

秋七月、詔して、燕の刺王の太子建を立てて廣陽王と爲し、廣陵王胥の少子弘を立てて高密王と爲す。

初め上官桀、霍光と權を争ひ、光既に桀を誅し、遂に武帝の法度に遵ひ、刑罰を以て痛く羣下を繩す。是に由りて、俗吏、皆、嚴酷を尙びて以て能と爲す。而して河南の太守の丞淮陽の黃霸、獨り寛和を用て名を爲す。上、民間に在りし時、百姓が吏の急なるに苦しむを知れり。霸が法を持すること平かなるを聞き、乃ち召して、廷尉正と爲す。〔一〕數、疑獄を決す。〔二〕庭中、平かなりと稱す。

二年、春、大司農田延年、罪有り、自殺す。昭帝の喪に、大司農、民車を備ふ。延年、詐りて、〔一〕儼直を増し、錢三千萬を盗み取る。怨家の告ぐる所と爲る。霍將軍、召して延年に問ひ、道地を爲さんと欲す。延年、抵みて曰はく、「是の事有る無し」と。光曰はく、「既に事無くんば、當に窮竟すべし」と。御史大夫田廣明、太僕杜延年に謂つ

- 〔八〕親。父をいふ。
- 〔九〕燕王且死し、建、庶人と爲ること、二十三卷昭帝元鳳元年に見ゆ。
- 〔一〇〕廷尉正。秩千石。
- 〔一一〕庭中。漢の朝廷の中。
- 〔一二〕儼直。車を雇ひ入るる賃金。
- 〔一三〕道地を爲す。安全の地に至るべき道を開く也。
- 〔一四〕抵。拒む也。
- 〔一五〕既に事無くんば云云。既に實事無しとならば、有司をして窮治して其の理を盡さしむべし。

て曰はく、「春秋の義、功を以て過を覆ふ。昌邑王を廢する時に當りて、田子賓の言に非ざりせば、大事成らざりしならん。今、縣官、三千萬を出して、自ら之に乞へば、何ぞや。願はくは愚言を以て大將軍に白せ」と。延年、之を大將軍に言ふ。大將軍曰はく、「誠に然り。實に勇士なり。大議を發する時に當りて、朝廷を震動せり」と。光、因つて手を舉げて自ら心を撫でて曰はく、「我をして今に至りて、悻を病ましむ」と。田大夫に謝し、大司農に〔二〕通せんことを曉し、往いて獄に就き、之を公議するを得しむ。田大夫、人をして延年に語らしむ。

延年曰はく、「幸に縣官、我を寛くするのみ。何の面目ありて牢獄に入り、衆人をして我を指笑せしめ、卒徒をして吾が背に唾せしめんや」と。即ち閣を閉ち、獨り齋舎に居り、偏袒して刀を持ち、東西に歩むこと數日。使者、延年を召して廷尉に詣らしむ。〔三〕鼓聲を聞き、自刎して死す。

夏五月、詔して曰はく、「孝武皇帝は、仁誼を躬にし、威武を厲まし、功德茂盛なり。而るに廟樂未だ稱はず。朕甚だ悼む。其れ列侯・二千石・博士と議せよ」と。是に於て、羣臣、大に庭中に議す。皆曰はく、「宜しく詔書の如くすべし」と。長信の少府夏侯勝獨り曰はく、「武帝は、四夷を攘ひ土境を廣むるの功有りと雖も、然れども多く士衆

- 〔五〕田子賓。延年の字は子賓。此の事は上の昭帝元平元年に見ゆ。
- 〔六〕縣官。朝廷をいふ。
- 〔七〕乞。與ふ。
- 〔八〕悻。動悸なり。
- 〔九〕通すとは、公家に從つて理を通ずるなり。曉すとは意旨を告白する也。
- 〔一〇〕鼓聲。使者、司農に至り、司農、詔書を發く、故に鼓を鳴らす也。
- 〔一一〕大に議す。總べて會して議する也。

を殺し、民の財力を竭し、奢泰、度無く、天下虚耗し、百姓流離し、物故する者半なり。蝗蟲大に起り、赤地數千里、或は人民相食み、畜積今に至るまで未だ復せず、民に德澤無し。宜しく爲めに廟樂を立つべからず」と。公卿、共に勝を難じて曰はく、「此れ詔書なり」と。勝曰はく、「詔書も用ふ可からざるなり。人民の誼は、宜しく直言正論すべし。苟くも意に阿り旨に順ふに非ず。議已に口より出づ。死すと雖も悔いじ」と。是に於て、丞相・御史、勝を劾奏す、「詔書を非議し、先帝を毀る。不道なり。及び丞相の長史黃霸、勝に阿縦し、舉劾せず」と。俱に獄に下さる。有司遂に請うて、孝武帝の廟を尊びて、世宗の廟と爲し、盛德・文始・五行の舞を奏し、武帝の巡狩して幸する所の郡國には、皆、廟を立つること、高祖・太宗の如くせしむ。夏侯勝・黃霸、既に久しく繋がる。霸、勝に従つて尙書を受けんと言ふ。勝、辭するに罪死を以てす。霸曰はく、「朝に道を聞かば、夕に死すとも可なり」と。勝、其の言を賢なりとし、遂に之に授く。繋がれて再び冬を更れども、講論して・怠らず。

- 【一】 赤地。五穀の苗無き地。
- 【二】 阿縦。おもれり、ゆるす。
- 【三】 朝に云云。論語里仁爲美に出づ。孔子の言。

初め烏孫公主・死す。漢、復た楚王戊の孫解憂を以て公主と爲し、岑娶に妻す。岑娶の胡婦の子泥靡、尙ほ小なり。岑娶、且に死せんとし、國を以て季父大祿の子翁歸靡に與へて曰はく、「泥靡・大ならば、國を以て之に歸せ」と。翁歸靡既に立ち、肥王と號す。復た楚主に尙し、三男兩女を生む。長男を元貴靡と曰ひ、次を萬年と曰ひ、次を大樂と曰ふ。昭帝の時、公主上書して言はく、「匈奴、車師と、共に烏孫を侵す。唯だ天子、幸に之を救へ」と。漢、士馬を養ひ、匈奴を撃たんと議す。會、昭帝・崩す。上、光祿大夫常惠を遣はして烏孫に使せしむ。烏孫公主及び昆彌、皆、使を遣はし、上書して言はく、「匈奴、復た連に大兵を發し、烏孫を侵撃し、使をして烏孫に謂はしむ、「趣に公主を持して來れ」と。漢を隔絶せんと欲す。昆彌、願はくは國の精兵五萬騎を發し、力を盡して匈奴を撃たん。唯だ天子、兵を出し、以て公主・昆彌を救へ」と。是より先、匈奴數、漢の邊を侵し、漢も亦之を討たんと欲す。秋、大に兵を發して、御史大夫田廣明を遣はし、祁連將軍と爲し、四萬餘騎、西河に出でしめ、度遼將軍范明友をして、三萬餘騎、張掖に出でしめ、前將軍韓增をして、三萬餘騎、雲中に出でしめ、後將軍趙充國を、蒲類將軍と爲し、三萬餘騎、酒泉に出でしめ、雲中の太守田順を、虎牙將軍と爲し、三萬餘騎、五原に出でしめ、期するに塞を出づること各、二千餘里なるを以てし、常惠を以て校尉と爲し、節を持って烏孫の兵を護し、共に匈奴を撃たしむ。

- 【一】 恭哀。許皇后の諡。
- 【二】 道從る無し。其の女を納るるを得るに由無きをいふ。

三年、春正月癸亥、恭哀許皇后・崩す。時に、霍光の夫人顯、其の小女成君を貴くせんと欲すれども、道、從る無し。會、許后、娠むに當りて病む。女醫淳于衍といふ者は、霍氏の愛する所

にして、嘗に宮に入り、皇后の疾に侍す。衍の夫賞、掖庭の戸衛と爲る。衍に謂ふ、「過りて霍夫人に辭して行き。我が爲めに安池監を求む可し」と。衍、言の如く顯に報ず。顯、因つて心生ず。左右を辟け、字もて衍に謂つて曰はく、「少夫、幸に我に報ゆるに事を以てせよ。我も亦少夫に報いんと欲す。可ならんか。」衍曰はく、「夫人の言ふ所は、何等の不可なる者あらんや。」顯曰はく、「將軍、素より少女成君を愛し、之を奇貴せんと欲す。願はくは少夫を累はさん。」衍曰はく、「何の謂ぞや。」顯曰はく、「婦人の免乳は、大故にして、十死一生なり。今、皇后、當に免身すべし。因つて毒藥を投じて去る可きなり。成君、即ち皇后と爲らん。如し力を蒙りて事成らば、富貴は少夫と之を共にせん。」衍曰はく、「藥は雜治し、常に先づ嘗む。安んぞ可ならん。」顯曰はく、「少夫が之を爲すに在るのみ。將軍、天下を領す。誰か敢て言ふ者あらん。緩急相護らん。但だ少夫が意無きを恐るるのみ。」衍良久しうして曰はく、「願はくは力を盡さんと。」即ち附子を搦き、齎して長定宮に入る。皇后、免身後、衍、附子を取り、大醫の

【三】掖庭の戸衛。掖庭の門戸を衛るを掌る。
 【四】安池監。安池は池の名。監は池を掌るの官。
 【五】心生ず。悪心生じたるなり。
 【六】字云云。字を以て人に語るは、親愛の意を表するなり。少夫とは衍の字なり。
 【七】累はす。託する也。
 【八】免乳。子を産む也。

【九】大故。大事なり。
 【一〇】免身。分娩なり。
 【一一】去る。皇后を除き去るをいふ。
 【一二】藥は云云。藥は衆醫と共に雜治す。又、先づこれを嘗むる者有り。何ぞ毒を行ふ可けんや。
 【一三】附子。毒藥の名。
 【一四】大丸。澤蘭丸の屬。藥の名。

大丸に并合し、以て皇后に飲ましむ。(后)頃く有りて曰はく、「我が頭岑岑たり。藥の中に、毒有る無きを得んや。」對へて曰はく、「有る無し」と。遂に煩懣を加へて崩す。衍出で、過りて顯を見、相勞問す。(二)亦未だ敢て重く衍に謝せず。後、人、上書して諸醫の疾に侍して無狀なるを告ぐる者有り。皆、詔獄に收繫し、不道なりと劾す。顯、恐急し、即ち狀を以て具に光に語り、因つて曰はく、「既に計を失して之を爲せり。吏をして衍を急にせしむる無かれ」と。光大に驚き、自ら發舉せんと欲すれども、忍びずして猶與す。會、奏上す。(二)光、署して、衍をば論する勿からしむ。顯、因つて光に勸めて、其の女を内れて宮に入らしむ。戊辰、(二)五將軍、長安を發す。匈奴、漢の兵大に出づと聞き、老弱奔走し、畜産を馭り、遠く遁逃す。是を以て、五將、得る所少し。夏五月、軍罷む。度遼將軍は、塞を出づること千二百餘里、蒲離候水に至り、斬首捕虜七百餘級。前將軍は、塞を出づること千二百餘里、烏員に至り、斬首捕虜百餘級。蒲類將軍は、塞を出づること千八百餘里、西のかた候山に至り、斬首捕虜、單于の使者蒲陰王以下を得ること三百餘級。虜已に引き去ると聞き、皆、期に至らずして還る。天子、其の過を薄しとし、寬かにして罪せず。祁連將軍は、塞を出づること千六百里、鷄秩山に至り、斬首捕虜十九級。漢の匈奴に使

【一五】岑岑。頭痛む貌。
 【一六】人のこれを覺らんことを恐るればなり。
 【一七】猶與。猶豫に同じ。
 【一八】光、其の奏に題する也。
 【一九】五將軍。二年の條に見えし匈奴征伐の田廣明以下の五將軍なり。
 【二〇】蒲離候水。外蒙古の額濟納河か。
 【二一】烏員。地名。

して還る者冉弘等に逢ふ。(冉弘)言はく、『鷄秩山の西に、虜衆有り』と。祁連即ち弘を戒め、『虜無し』と言はしめ、兵を還さんと欲す。御史屬公孫益壽、諫めて以て不可と爲す。祁連聽かず、遂に兵を引きて還る。虎牙將軍は、塞を出づること八百餘里、丹余吾水上に至り、即ち兵を止めて進まず、斬首捕虜、千九百餘級、兵を引きて還る。上、虎牙將軍は期に至らず、詐りて鹵獲を増し、而して祁連は虜が前に在るを知らながら、逗遛して進まざるを以て、皆、吏に下す。自殺す。公孫益壽を擢でて侍御史と爲す。烏孫の昆彌、自ら五萬騎を將ゐて、校尉常惠と與に、西方より入り、右谷蠡王の庭に至り、單于の父行及び(三三)嫂居次・名王(三三)犂汗都尉(三五)千長・騎將以下四萬級・馬牛羊驢橐佗七十餘萬頭を獲。烏孫、皆、自ら、虜獲する所を取る。上、五將皆功無く、獨り惠のみ使を奉じて克獲せるを以て、惠を封じて長羅侯と爲す。然れども匈奴の民衆、傷つきて去る者、及び畜産の遠く移りて死亡するもの、勝げて數ふ可からず。是に於て、匈奴遂に衰耗し、烏孫を怨む。上復た常惠を遣はし、金幣を持して、還た烏孫の貴人の功有りし者に賜はしむ。惠因つて奏請す、『龜茲國、嘗て校尉賴丹を殺し、未だ誅に伏せず。請ふ便道より之を撃たんと。帝許さず。大將軍霍光、惠に(三三)風し、便宜を以て事に從はしむ。惠、吏士五百人と俱に烏孫に至る。還りて過ぐるとき、西

- 【三三】 逗遛。軍稽留して、進まざる也。
- 【三三】 嫂居次。匈奴の女號。公主と言ふが如し。居次はトルコ語女の意なる「メ」の音譯。
- 【三四】 犂汗都尉。犂汗王の都尉。
- 【三五】 千長。千人の長。
- 【三六】 賴丹を殺すこと、前卷昭帝元鳳四年に見ゆ。
- 【三七】 風。諷なり。

國の兵二萬人を發し、副使をして龜茲の東國二萬人・烏孫の兵七千人を發せしめ、三面より龜茲を攻む。兵、未だ合はず。先づ人を遣はして其の王を責むるに、前に漢の使を殺せるの狀を以てせしむ。王、謝して曰はく、『乃ち我が先王の時、貴人姑翼に誤られしなるのみ。我は罪無し。』惠曰はく、『即ち此の如くならば、姑翼を縛し來れ。吾、王を置かん』と。王、姑翼を執へて惠に詣らしむ。惠、之を斬りて還る。

大に早す。

六月己丑、陽平の節侯蔡義薨す。

甲辰、長信少府韋賢を丞相と爲す。

大司農魏相を御史大夫と爲す。

冬、匈奴の單于、自ら數萬騎を將ゐて烏孫を撃ち、頗る老弱を得たり。還らんと欲す。會、天大に雪雨り、一日にして深さ丈餘、人民畜産凍死し、還る者、什の一なること能はず。是に於て、(三六)丁令、弱きに乗じて其の北を攻め、烏桓、其の東に入り、烏孫、其の西を撃つ。凡そ三國の殺す所、數萬級、馬數萬匹、牛羊甚だ衆く、又重ぬるに餓死を以てし、人民の死する者什の三、畜産什の五、匈奴大に虚弱し、諸國の羈屬する者、皆瓦解し、攻盜すれども理むること能はず。其の後、漢、三千餘騎を遣はし、三道と爲して竝に匈奴に入らしむ。捕

- 【三六】 王を置く。王を此のままゆゑに置くべしと也。
- 【三六】 丁令。人種の名。北狄の一種なり、トルコ種族に屬す。
- 【三六】 匈奴の北、今の外蒙古。セルシナガ河城(の(36)に據りしもの。

虜、數千人を得て還る。匈奴、終に敢て當を取らず、滋和親に郷はんと欲す。而して邊境、事少し。

二〇〇

是の歲、潁川の太守趙廣漢、京兆の尹と爲る。潁川の俗は、豪桀相朋黨す。廣漢、餽筒を爲りて、吏民の投書を受け、相告訐せしむ。是に於て、更に相怨咎し、姦黨散落し、盜賊敢て發せず。匈奴の降者言はく、「匈奴の中、皆、廣漢の名を聞く」と。是に由りて、入りて京兆の尹と爲る。廣漢、吏を遇すること、殷勤にして甚だ備はり、事は功善を推して、之を下に歸し、之を行ふこと至誠に發す。吏、威、用を爲すを願ひ、僇仆すれども避くる所無し。廣漢、聰明にして、皆、其の能の宜しき所・力を盡すと否ざるを知る。其の或は負く者をば、輒ち之を收捕す。逃るる所無し。之が罪を案じ、立ちどころに具はり、即時に辜に伏す。尤も善く鉤距を爲し、以て事情を得。閭里の銖兩の奸をも、皆之を知る。長安の少年數人、窮里の空舎に會し、共に人を劫さんと謀る。坐して語ること未だ訖らざるに、廣漢、吏をして捕治せしむ。具に服す。其の姦を發き伏を擿くこと神の如し。京兆の政清く、吏民之を稱すること口に容れず。長老傳へて以爲へら

【一】 當とは其の直を報ゆるなり。これに相當する返報を爲すこと。

【二】 餽筒。餽は小孔ありて、物を投入すれば、復た出す能はざる瓶。筒は竹筒にして、これも物を投入すれば、容易に出すを得ざるもの。轉じて投書筒。

【三】 僇仆。たふれ、つまづく。

【四】 鉤距。鉤に距ありて、吞めば順ひ、吐けば逆らふが如く、人をして深入りして出づる能はざらしめ、以て事の隱情を鉤索する也。

【五】 銖兩。微細なるをいふ。

【六】 窮里。里中の極めて隠れたる處。

く、漢興りてより、京兆を治むる者、能く及ぶもの莫しと。四年、春三月乙卯、霍光の女を立てて皇后と爲す。天下に赦す。初め許后、微賤より起り、至尊に登りて日淺く、從官車服、甚だ節儉なり。霍后立つに及びて、鬻駕侍從益盛に、官屬に賞賜すること、千萬を以て計り、許后の時と縣絶す。

【一】 縣絶。懸絶と同じ。甚だ相違すること。

【二】 景帝元年、郡國に令して各々太祖高皇帝の廟・太宗文皇帝の廟を立てしむ。

【三】 前に相字いふ。君前にては、臣は名をいひ、相呼ぶに字を以てすべからざるなり。

【四】 其の質樸なることを知ればなり。

夏四月壬寅、郡國四十九、同日に地震ひ、或は山崩れ、城郭室屋を壞り、六千餘人を殺し、北海・琅邪は、祖宗の廟を壞る。詔す、「丞相・御史、列侯・中二千石と與に、博く經學の士に問ひ、以て變に應ずる有れ。諱む所有る母かれ。三輔・太常内の郡國に令して、賢良方正各一人を擧げしめよ」と。天下に大赦す。上、素服して正殿を避くること五日、夏侯勝・黃霸を釋し、勝を以て諫大夫・給事中と爲し、霸を揚州の刺史と爲す。勝、人と爲り、質樸にして正を守り、簡易にして威儀無く、或る時は上を謂つて君と爲し、誤りて(上)前に相字いふ。上、亦、是を以て之を親信す。嘗て(入リテ)見え、出でて(外人ノ)上の語を道ふ。上聞きて勝を讓む。勝曰はく、「陛下の言ふ所善し。故に臣、之を揚ぐ。堯の言は天下に布き、今に至るまで誦せらる。臣以爲へらく、傳ふ可しと。故に傳へしのみ」と。朝廷、大議有る毎に、上、勝

の素直なるを知り、謂つて曰はく、『先生、正言を建て、前事に懲るる無し』と。勝、復た長信少府と爲り、後、太子太傅に遷る。年九十にして卒す。太后、錢二百萬を賜ひ、勝の爲めに素服する。と五日、以て師傅の恩に報ゆ。儒者、以て榮と爲す。

五月、鳳皇、北海の安丘・淳于に集まる。

廣川王去、其の師及び姬妾十餘人を殺し、或

は鉛錫を銷かして口中に灌ぎ、或は支解し、毒藥を并せて之を煮、糜盡せしむるに坐し、廢して上庸に徙さる。自殺す。

地節元年、春正月、星有り西方に孛す。

楚王延壽、以へらく、廣陵王胥は武帝の

子なり。天下に變有らば、必ず立つを得んと。

廣陵王の女を取りて妻と爲す。因つて何齊をして書を奉じて廣陵王に遺らしめて曰はく、『願はくは耳目を長くせよ。人の天下を有つに後るる母かれ』と。何齊の父長年、上書して之を告ぐ。

事、有司に下る。考驗して辭服す。冬十一月、延壽・自殺す。胥をば治する勿からしむ。

【五】前事とは廟樂を議する事に坐したるをいふ。

【六】安丘・淳于の二縣は皆北海郡に屬す。安丘は今の山東省膠東道安丘縣の地。淳于の故城は今の安丘縣の東北に在り。

【七】廣川王去は景帝の子廣川の惠王越の孫。

【八】糜盡。ただれ、つくる也。

【一】地節元年。西紀前六九年。

【二】景帝、平陸侯禮を立てて楚王と爲し、元王の後を奉ぜしむ。子道・孫注・曾孫純に傳ふ。延壽は純の子なり。

【三】耳目を長くせよ。常に伺聽して、幾を失ふ勿かれとの義。

【四】天下を争ふに方りて、人の後に在ること勿かれ。

十二月癸亥晦、日、之を食する有り。

是の歲、于定國、廷尉と爲る。定國、疑を決し法を平かにし、務、鰥寡を哀れむに在り、罪の疑はしきは輕きに從ひ、審慎の心を加ふ。朝廷、之を稱して曰はく、『張釋之、廷尉と爲りて、天下に冤

民無し。于定國、廷尉と爲りて、民自ら以て冤とせず』と。

二年、春、霍光・病篤し。車駕自ら臨みて問

ふ。上、之が爲めに涕泣す。光、上書して恩を

謝し、國邑三千戸を分ち。以て兄の孫奉車都

尉山を封じて列侯と爲し、兄去病の祀を奉せし

めんことを願ふ。即日、光の子禹を拜して右將

軍と爲す。三月庚午、光・薨す。上及び皇太后、親しく光の喪に臨み、中二千石、冢を治め、梓宮

葬具を賜ふこと、皆、乘輿の制度の如くし、謚して宣成侯と曰ひ、三河の卒を發して、土を穿復

せしめ、園邑三百家を置き、長丞・奉守す。詔を下して、其の後世を復し、其の爵邑を疇しくし、

世、與る所有る無からしむ。御史大夫魏相、封事を上りて曰はく、『國家、新に大將軍を失ふ。

【五】張釋之云云。文帝の時、張釋之の決罪皆當り、天下に一人の冤枉を蒙りたる者無し。

然れども其の本人等は心服せしや否や、未だ知る可からず。

于定國の訟獄を斷するに至りては、人人皆甘んじてこれに服し、冤枉なりと思ふ者、一人も無かりしとの意。

【一】霍去病、冠軍侯に封ぜら

れ、于禮嗣ぎ、薨じて後無く、國除かる、故に光、國邑を分ちて以て其の孫を封せんことを乞ふなり。

【二】梓宮。天子の柩。

【三】穿復。墓穴を穿ち、棺を下して後、其の上に土をおはふ也。

【四】後世を復す。子孫の後役を免するなり。

宜しく功臣を顯明して以て藩國を填すべし。(五)大位を空しくする母くして、以て權を爭ふを塞げ。宜しく車騎將軍安世を以て大將軍と爲し、光祿勳の事を領せしむる母く、其の子延壽を以て光祿勳と爲すべし」と。上も亦之を用ひんと欲す。夏四月戊申、安世を以て大司馬・車騎將軍と爲し、尙書の事を領せしむ。

鳳皇、魯に集まり、羣鳥、之に従ふ。天下に大赦す。

上、大將軍の德に報いんことを思ひ、乃ち光の兄の孫山を以て樂平侯と爲し、奉車都尉を以て尙書の事を領せしむ。魏相、昌成君許廣漢に因りて、封事を奏して言はく、『春秋に、卿を世にするを譏り、(六)宋の三世まで大夫と爲し・及び魯の季孫が權を専らにせるを惡む。皆、國家を危亂す。後元より以來、祿、王室を去り、政、冢宰に由る。今、光・死し、子復た右將軍と爲り、兄の子、(二)樞機を秉り、昆弟・諸壻、權勢に據り、兵官に在り、光の夫人顯及び諸女、皆、

- 【五】 大位。大臣の位。
- 【六】 尙書。詔敕のことを掌る官。
- 【七】 公羊傳に曰はく、隱公三年夏四月辛卯、尹氏卒す。尹氏とは何ぞ。天子の大夫なり。其の尹氏と稱するは何ぞ。貶するなり。曷爲れぞ貶する。卿を世にするを譏るなり。卿を世にするは、禮に非ざるなりと。
- 【八】 公羊傳に曰はく、宋、三世、大夫と爲す。三世、内に取るなりと。三世とは、襄公・成公・昭公を謂ふ。内、國の大夫に取る也。
- 【九】 季友、僖公を立て、行父東門氏を逐ひ、意如、昭公を逐ひ、世、魯國を専らにす。哀公に至りて、季氏の逼るを惡めども、去ること能はず、遂に邾に遷る。
- 【一〇】 冢宰。周の制度にて百官の長。大宰相なり。
- 【一一】 尙書の事を領するをいふなり。

(三)籍を長信宮に通じ、或は夜、詔門に出入し、驕奢放縱なり。恐らくは寢く制せられざらん。宜しく以て其の權を損奪し、陰謀を破散し、以て萬世の基を固くし、功臣の世を全くすべし」と。又、故事に、諸の上書する者は、皆、二封を爲り、其の一に、署して副と曰ふ。尙書を領する者、先づ副封を發き、言ふ所善からざれば、屏け去りて・奏せず。相、復た許伯に因りて白す、『副封を去り、以て壅蔽を防げ』と。帝、之を善みし、相に、詔して、(四)中に給事せしめ、皆、其の議に従ふ。

帝、閭閻より興り、民事の難難を知る。霍光既に薨じ、始めて政事を親らし、精を厲まして治を爲し、五日に一たび事を聽く。丞相より以下、各、職を奉じ事を奏し、(七)其の言を敷奏し、功能を考試す。侍中・尙書の功勞ありて當に遷るべく、及び異善有るものには、厚く賞賜を加へ、(二)子孫に至るまで、終に、改易せざらしむ。樞機周密にして、品式備具し、上下相安んじ、苟且の意有る莫し。及び刺史守相を拜するに、輒ち親しく見問し、其の由る所を觀、退きて、行ふ所を考察し、以て其の言を質す。名實の相應せざるもの有れば、必ず、其の然る所以を知る。常に稱して曰はく、『庶民の、其の田里に安

- 【三】 籍を通ず。禁門の中に、皆、名籍ありて恣に出入する也。籍は二尺の竹牒を爲り、其の名字年齢等を記して、これを宮門に懸くる也。
- 【四】 詔門。禁門。
- 【五】 署。表記する也。
- 【六】 漢の三公九卿は皆外朝なりしが、今、魏相、給事中たり、禁中に入りて中朝の議に預ることを得。
- 【七】 舊。古の艱の字。
- 【八】 其言を敷奏し云云。敷は陳ぶる也。各自に其言を奏陳し、然る後これを試みるに官を以てし、其功徳を考ふる也。
- 【九】 子孫云云。賞賜の子孫に及ぶないふ。

んじて・歎息愁恨の心亡き所以は、政平かに〔二〕訟理まればなり。我と此を共にする者は、其れ唯だ〔三〕良二千石か」と。以爲へらく、太守は、吏民の本なり。數變易すれば、則ち下安んぜず。民、其の將に久しからんとし・欺罔す可からざるを知れば、乃ち其の教化に服従すと。故に二千石に、治理の效有れば、輒ち璽書を以て勉厲し、秩を増し金を賜ひ、或は爵、關内侯に至る。公卿缺くれば、則ち諸の〔三〕表する所のものを選び、次を以て之を用ふ。是を以て、漢の世の良吏、是に於て、盛なりと爲す。中興と稱す。

- 〔一〕訟理まる。訟ふる所審理せられて冤滞無きをいふ。
- 〔二〕二千石。郡守・諸侯の相をいふ。
- 〔三〕表する所とは、秩を増し金爵を賜ひしものをいふ。
- 〔三〕顯渠閼氏。單子の元妃なり。其の次を大閼氏と爲す。
- 〔三〕塞外の諸城とは、光祿塞・受降城・遮虜障等の城の如き、是れなり。

匈奴の壺衍鞬單子・死す。弟左賢王立つ。虛閼權渠單子と爲す。右大將の女を以て大閼氏と爲し、而して前の單子の幸する所の〔三〕顯渠閼氏を黜く。顯渠閼氏の父左大且渠・怨望す。是の時、漢、匈奴は邊寇を爲すこと能はずと以ひ、〔三〕塞外の諸城を罷め、以て百姓を休む。單子、之を聞きて喜び、貴人を召して謀り、漢と和親せんと欲す。左大且渠、心に其の事を害として曰はく、「前に漢の使來るや、兵、其の後に隨へり。今、亦、漢に效うて兵を發せん」と。先づ使者をして入らしめ、乃ち自ら請うて、呼盧訾王と與に、各、萬騎を將ゐて、南のかた塞に旁うて獵し、相逢うて俱に入る。行いて未だ到らず。會、三騎亡げて漢に降り、言はく、「匈奴、寇を爲

さんと欲す」と。是に於て、天子詔して、邊騎を發し、要害の處に屯せしめ、大將軍の軍監〔四〕治衆等四人をして、五千騎を將ゐて、三隊に分れしむ。塞を出づること各、數百里、虜を捕得すること各、數十人にして還る。時に匈奴、其の三騎を亡ひ、敢て入らず。即ち引き去る。是の歲、匈奴饑る、人民畜産の死するもの什に六七。又、兩屯各、萬騎を發し、以て漢に備ふ。其の秋、匈奴の前に得る所の〔五〕西曠の左地に居る者、其の君長以下數千人、皆、畜産を驅り、行いて甌脱と戦ひ、殺傷する所甚だ衆し。遂に南して漢に降る。

- 〔四〕治衆。軍監の名、軍監は位、軍正に次ぐ。
- 〔五〕西曠。匈奴の種。

卷の第二十五

漢紀十七

中宗孝宣皇帝上の下

(一) 地節三年、春三月、詔して曰はく、「蓋し聞く、功有れども賞せず、罪有れども誅せざれば、唐虞と雖も、天下を化すること能はずと。今、膠東の相王成、(百姓) 勞來して怠らず、流民自ら占すること、八萬餘口、治に異等の效有り、其れ成に爵關内侯を賜ひ、秩中二千石とす」と。未だ徵用するに及ばず、會病みて官に卒す。後、詔して、丞相・御史をして、郡國の計を上る長史守丞に問ふに、政令の得失を以てせしむ。或るひと對へて言はく、「前の膠東の相成、僞りて自ら増加し、以て顯賞を蒙る」と。是の後、俗吏多く虚名を爲すと云ふ。

夏四月戊申、子爽を立てて皇太子と爲し、丙吉を以て太傅と爲し、太中大夫疏廣を少傅と爲し、太子の外祖父許廣漢を封じて平恩侯と爲し、又、霍光の兄の孫中郎將雲を封じて冠陽侯と爲す。霍顯、

- 【一】 地節三年、西紀前六七年。
- 【二】 勞來。勞ひ懐くること。
- 【三】 占。自ら其の戸口を度りて名籍に登録し、生業に附くこと。
- 【四】 異等。常等に異なる也。

太子を立つと聞き、怒悲して食はず、血を歐きて曰はく、「此れ乃ち民間の時の子なり。安んぞ立つを得る。即し後に子有らば、反つて王と爲さんか」と。復た皇后に教へて、太子を毒せしむ。皇后數太子を召して食を賜ふ。保阿輒ち先づ之を嘗む。后、毒を挾めども、行ふを得ず。

五月甲申、丞相賢、老病を以て骸骨を乞ふ。黄金百斤・安車駟馬を賜ひ、罷めて第に就かしむ。丞相の致仕すること、賢より始まる。六月壬辰、魏相を以て丞相と爲す。

辛丑、丙吉を御史大夫と爲し、疏廣を太子太傅と爲し、廣の兄の子受を少傅と爲す。太子の外祖父平恩侯許伯、太子少少と以爲ひ、其の弟中郎將舜、監をして太子の家を監護せしめんと白す。上、以て廣に問ふ。廣對へて曰はく、「太子は、國儲副君なり。師友は必ず天下の英俊に於てす。

宜しく獨り外家の許氏のみを親しむべからず。且つ太子には、自ら太傅・少傅有り、官屬已に備はる。今、復た舜をして太子の家を護せしめば、陋を示すなり。太子の徳を天下に廣むる所以に非ざるなり」と。上、其の言を善みし、以て魏相に語る。相、冠を免ぎ、謝して曰はく、「此れ臣等が能く及ぶ所に非ず」と。廣、是に由りて器重せらる。

京師、大に雹雨る。大行丞東海の蕭望之、上疏して言はく、「(コノ)大臣、政に任じ、一姓、權を専らにするの致す所なり」と。上、素より望之の名を聞く。拜して調者と爲す。時に上博く賢俊を延

- 【五】保阿。保母、阿母。
- 【六】許伯。即ち許廣漢なり。伯と稱するは蓋しこれを尊ぶ也。
- 【七】陋を示す。ただ外家のみを親しむは、淺陋なることを天下に示すなり。

く。民多く上書して便宜を言ふ。輒ち望之に下して狀を問はしむ。高き者をば丞相・御史に請ひ、次なる者をば、中二千石(ニ請)、事に試み、歳に滿ちて狀を以て聞し、下なる者をば、報聞して罷む、白す所の處奏をば、皆、可す。

冬十月、詔して曰はく、「乃者、九月壬申、地震ふ。朕甚だ懼る。能く朕が過失を箴むるもの及び賢良方正直言極諫するの士の、以て朕が逮ばざるを匡すもの有らば、有司を諱む母かれ。朕、既に不徳にして、遠きを附くること能はず。是を以て、邊境の屯戍未だ息

まず。今、復た兵を飭へ重ねて屯せしめ、久しく百姓を勞するは、天下を綏んずる所以に非ざるなり。其れ車騎將軍・右將軍の屯兵を罷めん」と。又、詔す、「(三)池籛の未だ御幸せざる者をば、貧民に假與せよ。郡國の宮館をば、復た修治する勿かれ。流民の還歸する者には、公田を假し、種食を貸せ。且く(四)算事する勿かれ」と。

- 【八】其の言ふ所の高き者は、丞相・御史に請うて、其の人の言ふ所を、事に試み、次なる者は、中二千石に請うて、事に試み、滿一歳にして、其の狀を奏聞して、拔擢すべきときは之を拔擢す。
- 【九】下なる者云云。其の言、用ふ可からざれば、報聞して、罷めて田里に歸らしむ。
- 【一〇】箴。戒むる也。
- 【一一】匡。正す也。
- 【一二】有司の顯職に在るものも、皆、其の過を言ひ、これを避くること勿かれ。
- 【一三】籛。山川原野に竹木にてかこひを施し、漁獵伐採を禁ぜし禁苑。
- 【一四】算事。算賦を出し及び徭役に給する也。
- 【一五】網馮。網は纏。馮は馮る所の者。

霍氏、驕侈縱横にして、太夫人顯、廣く第室を治め、乘輿の輦を作り、畫繡の網馮を加へ、黃

金にて塗り、(二六)韋絮もて輪を薦み、侍婢、五采の絲を以て(二七)輓く。顯、第中に游戲し、(二八)監奴馮子都と亂す。而して禹・山も亦、竝に第宅を繕治し、馬を走らせて平樂館に馳逐す。雲、朝請に當りて、數病と稱して私に出で、多く賓客を從へて、圍を張りて黃山苑中に獵し、(二九)蒼頭の奴をして朝調を上らしむ。敢て譴むる者莫し。顯及び諸女、晝夜、(三〇)長信宮の殿中に入出し、期度亡し。帝、民間に在りしより、霍氏の尊盛なること日久しきを聞知し、(三一)内、善きこと能はず。既に朝政を躬親らし、御史大夫魏相、中に給事するや、顯、禹・雲・山に謂ふ、「女が曹、大將軍の餘業を奉ずるを務めず。今、大夫、中に給事す。他人壹たび聞せば、女能く復た自ら救はんや」と。後、(三二)兩家の奴、道を争ふ。霍氏の奴、御史の府に入り、大夫の門を躡まんと欲す。御史爲めに叩頭して謝す。乃ち去る。人、以て霍氏に謂ふ。顯等、始めて憂ふるを知る。會、魏大夫、丞相と爲り、數燕見して事を言ふ。平恩侯、侍中金安上等と與に、徑に省中に入す。時に霍山、尙書を領す。上、吏民をして、封事を奏し、尙書に關せざるを得しむ。羣臣進見し、(三三)獨り往來す。是に於て、霍氏甚だ之を惡む。上、頗る・霍氏が許后を毒殺せしを聞けども、未だ察せず。乃ち光の女壻度遼將軍未央の衛尉平陵侯范朋友を徙して光祿勳

- 【二六】 韋絮云云。韋を以て輪に絲し、これに著するに絮を以てす。御輦の制なり。
- 【二七】 輓。車輦を牽引する也。
- 【二八】 監奴。家務を監知する奴。
- 【二九】 蒼頭の奴。漢家、僕隸を蒼頭と謂ふ。蒼巾を以て飾と爲し、民に異にするなり。
- 【三〇】 長信宮。上官太后の居る所。
- 【三一】 内。内心なり。
- 【三二】 兩家。霍氏及び御史の家。
- 【三三】 獨り往來す。臣下は各々直接に天子に言を奏し、霍山に關せざるをいふ。

と爲し、次壻諸吏中郎將羽林監任勝を出して安定の太守と爲す。數月にして、復た光の姊壻給事中光祿大夫張朔を出して蜀郡の太守と爲し、羣孫壻中郎將王漢を武威の太守と爲す。之を頃くして、復た光の長女壻長樂の衛尉鄧廣漢を徙して少府と爲す。戊戌、更に張安世を以て衛將軍と爲し、(三四)兩宮の衛尉。城門(三五)及(三六)北軍の兵を、焉に屬せしむ。霍禹を以て大司馬と爲し、(三七)小冠を冠らしめ、印綬亡く、其の屯兵官屬を罷む。特だ禹の官名をして光と俱に大司馬たらしむる者なり。又、范明友の度遼將軍の印綬を收め、但だ光祿勳と爲す。及び光の中女壻趙平を散騎騎都尉光祿大夫と爲し、屯兵に將たらしむ。又、平の騎都尉の印綬を收む。諸の・胡越の騎を領し、羽林及び兩宮の衛、屯兵に將たるをば、悉く易ふるに親信する所の許史の子弟を以てし、之に代らしむ。

初め孝武の世、徵發すること煩數にして、百姓貧耗し、窮民、法を犯し、姦軌勝へず。是に於て、張湯・趙禹の屬をして、法令を條定せしめ、(三八)見知故縱。(三九)監臨部主の法を作り、(四〇)深故の罪を緩くし、(四一)縱出の誅を急にす。其の後、姦猾、法を巧にし、轉た相比況し、禁罔寢く密に、律令煩苛にして、文書、几閣に盈ち、典る者徧く睹ること能

- 【三四】 兩宮。未央宮、長樂宮。
- 【三五】 城門。京城の十二門。
- 【三六】 北軍。北軍の八校の兵。
- 【三七】 小冠。大司馬大將軍は、武弁大冠を冠る。今、禹を貶す。故に禹をして小冠を冠らしむる也。
- 【三八】 見知故縱。人が法を犯すを見知りながら舉告せざるなり。
- 【三九】 監臨部主。監臨する所の部下に罪有るときは、部主も并せてこれに連坐する也。
- 【四〇】 深故。吏、法を執ること深酷にして、故らに人を罪に入るる也。
- 【四一】 縱出。吏、罪人を釋す也。

はす。是を以て、郡國の承け用ふる者、駁にして、或は罪同じくして、論異なり。姦吏・因縁して市を爲し、活かさんと欲する所には、則ち生の議を傳け、陷れんと欲する所には、則ち死の比を予ふ。議者、咸、冤として之を傷む。廷尉の史鉅鹿の路温舒・上書して曰はく、「臣聞く、(春秋) 齊には、無知の禍有りて、桓公以て興り、晉には、驪姫の難有りて、文公用て伯たりと。近世、趙王、終へず、諸呂、亂を作して、孝文、太宗と爲る。是に繇りて之を觀れば、禍亂の作るは、將に以て聖人を開かんとするなり。夫れ變亂の後に繼ぎて、必ず、舊に異なるの恩有り。此賢聖の天命を昭かにする所以なり。往者、昭帝、世に即きて嗣無く、昌邑・淫亂なるは、乃ち皇天の至聖を開く所以なり。臣聞く、春秋に、即位を正すは、一統を大として始を慎むなり。陛下、初めて至尊に登り、天と符を合す。宜しく前世の失を改め、始めて命を受くるの統を正しくし、(四) 煩文を濼ひ、民の疾を除き、以て天意に應ずべし。臣聞く、秦に十失有り、其

【三】 駁。其の旨趣を曉らすして、法を運用すること同じからざる也。
 【四】 論。論決なり。
 【五】 市を爲す。法を弄して財を受くる也。
 【六】 比を予ふ。先例を以て相比況する也。
 【七】 無知云云。齊の襄公、公子無知に殺され、雍粟、無知を殺し、齊國大に亂る。桓公、莒より入りて立つ。
 【八】 驪姫云云。晉の獻公、驪姫の讒を信じて、世子申生を殺し、公子重耳と夷吾とを逐

ひ、驪姫の子を立つ。奚齊・卓子、皆里克に殺さる。夷吾入りて立つ。復た秦に執へらる。既にしてこれを歸す。卒して子圉嗣ぐ。秦、重耳を納る。子圉死して、文公を迎ふ。文公遂に諸侯に覇たり。
 【九】 終へず。漢の初め趙王、呂后に嬖殺せられしをいふ。
 【一〇】 世に即く。崩御する也。
 【一一】 即位を正す。春秋には、獄虚によりて天位を踐めるものは即位と言はず。
 【一二】 煩文。煩雜なる法文。

の一は尙ほ存す、治獄の吏是なりと。夫れ獄は天下の人命なり。死せる者は、復た生かす可からず、絶えたる者は、復た屬く可からず。書に曰はく、「其の不辜を殺さんよりは、寧ろ不經に失せよ」と。今の治獄の吏は則ち然らず。上下相、毆り、刻なるを以て明かなりと爲し、深き者は公なりとの名を獲、平かなる者は後の患多し。故に治獄の吏は、皆、人の死を欲す。人を憎むに非ざるなり。自ら安んずるの道、人の死に在ればなり。是を以て、死人の血、市に流離し、刑せらるるの徒、肩を比べて立ち、(四) 大辟の刑、歳ごとに萬を以て數ふ。此れ仁聖(君)の傷む所以なり。太平の未だ洽からざるは、凡そ此を以てなり。夫れ人情、安ければ則ち生を樂しみ、痛めば則ち死を思ふ。(五) 極楚の下、何を求むるとしてか得られざらん。故に囚人、痛みに勝へざれば、則ち(吏) 辭を飾りて以て之に示す。吏の治する者、其の然るを利とすれば、則ち指導して以て之を明かにし、上奏して(上) 卻けらるるを畏るれば、則ち(四) 鍛鍊して周く之を内る。蓋し(五) 奏當の成るや、(六) 阜陶之を聽くと雖も、猶ほ、死して餘辜有りと以爲はん。何となれば則ち成鍊する者衆くして、文、之を罪に致すこと、明かなればなり。故に俗語

【一】 書に曰はく云云。尙書大禹謨の阜陶の言。斷獄の愼むべきを云へるなり。
 【二】 毆。驅と同じ。
 【三】 大辟。死刑なり。
 【四】 極楚。杖を以て罪人を打つこと。
 【五】 鍛鍊云云。種種の工夫を

爲して糾問して悉くこれを法中に致す也。
 【六】 奏當。これを處すべき相當の罪を奏上する也。
 【七】 阜陶。舜の臣。公平にして善く訟獄を裁きたるものなり。故に以て喩へ爲すなり。

に曰はく、【四】「地を畫して獄と爲せば、入らざるを議す。木を刻して吏と爲せば、對せざるを期す」と。此れ皆吏を疾むの風、悲痛の辭なり。唯だ陛下、法制を省き、刑罰を寛かにせば、則ち太平の風、世に興る可し」と。上、其の言を善みす。

十二月、詔して曰はく、「問者、吏、法を用ふること巧にして、文寢く深し。是れ朕の不徳なり。夫れ獄を決して、當らざれば、【五】有罪をして邪を興し、不幸をして戮を蒙り、父子をして悲恨せしむ。朕甚だ之を傷む。今、【五】廷史を遣はして郡と與に獄を鞠めしむれども、任輕く祿薄し。其れ爲めに廷尉平を置かん。秩は六百石、員は四人。其れ務めて之を平かにし、以て朕が意に稱へよ」と。是に於て、季秋の後、【五】請讞する時毎に、上常に【五】宣室に幸し、【五】齋居して事を決す。獄刑、號して平かなりと爲す。涿郡の太守鄭昌・上疏して言はく、「今、明主、躬づから明聽を垂る。廷平を置かずと雖も、獄、將に自ら正しからんとす。【然レ】若し後嗣を開かんとならば、律令を刪定するに若かず。律令一たび定まらば、愚民も避くる所を知り、姦吏も弄する所無からん。今、其の本を正さずして、廷平を置き、以て其の末を理む。政衰へ・聽くこと怠らば、則ち廷平、將に

【四】 地を畫して云云。地上に區劃をして牢獄と名づけても人は必ず其の中に入るを欲せず、木を刻みて人形をつくり、これを吏としても、人は必ずこれに對することをせざらんとの義にて、法吏の苛酷をいへるなり。

【五】 有罪の者、更に邪惡の心を興し、無辜の者、反つて重刑に陥るは、是れ決獄平かなりざるが故なり。

【五】 廷史。廷尉の史なり。

【五】 鞠。窮むる也。

【五】 請讞。讞は刑を議する也。

【五】 宣室。殿の名、未央宮の中に在り。

【五】 齋居。齋戒して居る也。

【五】 權勢を己に招き致す也。

【五】 權を召きて亂首と爲ら

んとす」と。昭帝の時、匈奴、四千騎をして車師に田せしむ。【五】五將軍が匈奴を撃つに及びて、車師の田する者驚き去る。車師復た漢に通ず。匈奴怒り、其の太子軍宿を召し、以て質と爲さんと欲す。軍宿は、焉耆の外孫にして、匈奴に質たるを欲せず、亡げて焉耆に走る。車師王、更に子烏貴を立てて太子と爲す。烏貴立ちて王と爲るに及びて、匈奴と婚姻を結び、匈奴に教へて、漢の道の・烏孫に通ずる者を遮らしむ。是の歲、侍郎會稽の鄭吉、校尉司馬憲と與に、【五】刑を免せる罪人を將ゐて、渠犂に田し、穀を積み、【五】城郭諸國の兵萬餘人を發し、將ゐる所の田士千五百人と共に車師を撃ち、之を破る。車師王、降らんと請ふ。匈奴、兵を發し、車師を攻む。吉・憲、兵を引き北し、之に逢ふ。匈奴敢て前まず。吉・憲、即ち一候と卒二十人とを留め、留まりて王を守らしむ。吉等、兵を引き渠犂に歸る。車師王、匈奴の兵復た至りて殺されんことを恐るるや、乃ち輕騎して烏孫に奔る。吉即ち其の妻子を迎へて、長安に傳送す。匈奴、更に車師王の昆弟兜莫を以て車師王と爲す。其餘民を收めて東に徙り、敢て故地に居らず。而して鄭吉、始めて吏卒三百人をして、往いて車師の地に田せしめ、以て之を實たす。上、初めて位に即きてより、數、使者を遣はして外家を求めしむ。久遠にして、似類すれども是に

【五】 五將軍が匈奴を撃つ事、前卷本始三年に見ゆ。

【五】 罪人に、其の刑を免じ、屯田せしむ。

【五】 城郭諸國。西域の諸國、水草を逐つて移轉する者あり、これを行國と謂ふ。其の城居する者を城郭諸國と謂ふ。

非ざるもの多し。是の歳、(六〇)外祖母王媪及び媪の男無故・武を求め得たり。上、無故・武に爵關内侯を賜ひ、旬日の間に、賞賜、鉅萬を以て計る。

二一八

四年、春二月、外祖母に號を賜うて、博平君と爲し、舅無故を封じて平昌侯と爲し、武を樂昌侯と爲す。

夏五月、山陽・濟陰、雹ふり、雞子の如く、深さ二尺五寸、二十餘人を殺し、飛鳥皆死す。

詔す、『今より、子、父母(罪)を匿し、妻、夫を匿し、孫、大父母を匿す有るをば、皆、治する勿かれ』と。

(一) 廣川の惠王の孫文を立てて廣川王と爲す。

(二) 霍顯及び禹・山・雲、自ら・日に侵削せらるるを見て、數、相對して啼泣し、自ら怨む。山曰はく、『今、丞相、事を用ひ、縣官、之を信じ、盡く大將軍の時の法令を變易し、大將軍の過失を發揚す。又、諸儒生は、多くは、寡人の子、遠客にして飢寒し、妄説狂言を喜び、忌諱を避けず。大將軍常に之を讐とせり。今、陛下、好みて諸儒生と語り、人人自ら書して事を對へ、我が家を言ふ者多し。嘗て、上書して、我が家の昆弟驕恣なりと言ふ有り。其の言絶た痛し。山屏けて奏す有るをば、皆、治する勿かれ』と。

(三) 霍顯及び禹・山・雲、自ら・日に侵削せらるるを見て、數、相對して啼泣し、自ら怨む。山曰はく、『今、丞相、事を用ひ、縣官、之を信じ、盡く大將軍の時の法令を變易し、大將軍の過失を發揚す。又、諸儒生は、多くは、寡人の子、遠客にして飢寒し、妄説狂言を喜び、忌諱を避けず。大將軍常に之を讐とせり。今、陛下、好みて諸儒生と語り、人人自ら書して事を對へ、我が家を言ふ者多し。嘗て、上書して、我が家の昆弟驕恣なりと言ふ有り。其の言絶た痛し。山屏けて奏す有るをば、皆、治する勿かれ』と。

- 【六〇】 幽州及び漢中にては、皆老嫗を媪と謂。
- 【一】 本始四年、廣川王去、罪を以て自殺す、今復た文を立てて嗣きて王に封す。
- 【二】 此の一段は霍氏の亂の顛末なり。
- 【三】 縣官。天子をいふ。
- 【四】 寡人。貧人なり。貧しくして禮を爲す可き無きを、寡と謂ふ。

せず。後、上書する者、益、詰にして、盡く封事を奏す。輒ち中書令をして出でて之を取らしめ、尙書に關らず。益、人を信せず。又、民間、謹しく(六)霍氏、許皇后を毒殺せり』と言ふを聞けども、寧んぞ之れ有らんや』と。顯、恐急し、即ち具に實を以て禹・山・雲に告ぐ。禹・山・雲驚きて曰はく、『是の如くならば、何ぞ早く禹等に告げざりし。縣官の諸壻を離散斥逐せしは、是の故を用てなり。此れ大事なり。誅罰、小ならじ。奈何せん』と。是に於て、始めて邪謀有り。雲の舅李竟の善き所の張赦、雲の家の卒卒たるを見、竟に謂つて曰はく、『今、丞相、平恩侯と與に事を移徙せんこと、太后に在るのみ』と。長安の男子張章、之を告ぐ。事、廷尉に下さる。執金吾、張赦等を捕ふ。後、詔有り、止めて、捕ふる勿からしむ。山等愈、恐れ、相謂つて曰はく、『此れ縣官、太后を重る。故に、竟めざるなり。然れども惡の端已に見はる。之を久しうすとも猶ほ發せん。發せば即ち族せられん。先んずるに如かざるなり』と。遂に諸女をして各、歸りて其の夫に報せしむ。皆曰はく、『安にか相避くる所あらん』と。會、李竟、諸侯王と交通するに坐す。辭語、霍氏に及ぶ。詔有り、『雲・山は宜しく宿衛すべからず』と。免じて第に就かしむ。山陽の太守張敞、封事を上りて曰はく、『臣聞く、(二〇)公子

- 【五】 謹。衆聲なり。
- 【六】 事。前卷本始三年に見ゆ。
- 【七】 卒卒。急遽の貌。
- 【八】 太夫人。霍顯を謂ふ。上官太后は霍氏の外孫なり。
- 【九】 竟。其の事を窮究するなり。
- 【一〇】 安にか云云。相避くるに處無し。當に禍を受くべし。
- 【二〇】 公子季友。春秋の時、慶父を殺して僖公を立て、以て魯國を安んず。遂に世々上卿と爲り、魯國の政を専らにす。

季友は魯に功有り、(一)趙衰は晉に功有り、(二)田完は齊に功有り、皆其の庸に疇い、延いて子孫に及ぶ。終に後、田氏は齊を篡ひ、趙氏は晉を分ち、季氏は魯を顛らにせり。故に仲尼、春秋を作り、盛衰を迹ね、世卿を譏ること最も甚だし。乃者大將軍、大計を決し、宗廟を安んじ、天下を定む。功亦細からず。夫れ(三)周公は(成王ヲ輔)七年のみ。而して大將軍は、(四)二十歳、海内の命、掌握に斷せり。其の隆盛なる時に方りては、天地を感動し、陰陽を侵迫せり。朝臣、宜しく明言して曰ふあるべし、「陛下、故の大將軍を褒寵して、以て功徳に報ゆること、足れり。間者、輔臣、政を顛らにし、貴戚太だ盛にして、君臣の分明かならず。請ふ霍氏の三侯を罷めて、皆第に就かしめん。及び衛將軍張安世は、宜しく几杖を賜うて歸休せしめ、時に存問し召見し、列侯を以て天子の師と爲すべし」と。(五)明詔するに恩を以てして、(此ノ)聽かず、羣臣、義を以て固く争ひ、而る後之を許さば、天下、必ず陛下を以て功徳を忘れずと爲し、而して朝臣をば、禮を知ると爲さん。(又)霍氏は、世世、患苦する所無からん。今、朝廷、直聲を聞かず、而して明詔をして自ら其の文を親らせしむるに、策の得たる者に非ざるなり。今、兩侯已に出づ。人

- 【一】 趙衰。春秋の時、晉の文公を佐けて諸侯に霸たらしめ、遂に世々晉の卿と爲る。後、趙鞅に至りて、智韓魏と、晉國を分つ。
- 【二】 田完。春秋の時、齊の桓公に事へて功有り。其の後、田和に至りて、遂に齊を篡うて之を有つ。
- 【三】 庸は功勞。疇は報ゆる也。
- 【四】 迹。事迹を敘述する也。
- 【五】 周公は成王を輔くること七年にして、政を成王に反す。
- 【六】 武帝の後元二年より、地節二年に至るまで、適に二十歳。
- 【七】 朝臣、直言を進めて其の事を述べざる也。

情は相遠からず。臣が心を以て之を度るに、大司馬及び其の枝屬、必ず畏懼の心有らん。夫れ近臣自ら危むは、完計に非ざるなり。臣、廣朝に於て、白して其の端を發せんことを願へども、遠郡に守たるに直り、其の路、由る無し。唯だ陛下、省察せよ」と。上、甚だ其の計を善みすれども、然れども召さざるなり。禹・山等の家、數々妖怪有り。家を擧げて憂愁す。山曰はく、「丞相、擅に宗廟の羔菟鼈を減す。此の罪を以てす可きなり」と。太后をして博平君の爲めに酒を置かしめ、丞相・平恩侯以下を召し、范明友・鄧廣漢をして太后の制を承け、引きて之を斬らしめ、因つて天子を廢して禹を立てんことを謀る。約定まり、未だ發せず。雲、拜して玄菟の太守と爲り、太中大夫任宣、代郡の太守と爲る。會、事發覺す。秋七月、雲・山・明友は自殺し、顯・禹・廣漢等は捕へ得られ、禹は要斬せられ、顯及び諸女昆弟は、皆、棄市せらる。霍氏と相連坐して誅滅せらるる者、數十家。太僕杜延年は、霍氏の舊人なるを以て、亦坐して官を免せらる。八月己酉、皇后霍氏、廢せられ、昭臺宮に處る。乙丑、詔して、霍氏の反謀を告ぐる者、男子張章・期門董忠・左曹楊惲・侍中金安上・史高を封じて、皆、列侯と爲す。惲は丞相徹の子、安上は車騎將軍金日磾の弟の子、高は史良娣の兄の子なり。初め霍氏の奢侈なるや、茂陵の徐生曰はく、「霍氏は必ず亡びん。夫れ奢れば則ち不遜なり。不遜なれば則ち

- 【一】 羔菟鼈。小羊、兔、蛙。祭に供する所の者なり。高后の時、令を定め、擅に宗廟を議する者は棄市す。
- 【二】 昭臺宮。上林苑中に在り。
- 【三】 章は博成侯、忠は高昌侯、惲は平通侯、安上は都成侯、高は樂陵侯と爲る。

上を侮る。上を侮るは逆道なり。人の右に在るときは、衆必ず之を害む。霍氏、權を乗ること日久しく、之を害む者多し。天下、之を害み、而も又行ふに逆道を以てす。亡びずして何をか待たん」と。乃ち上疏して言はく、「霍氏は泰だ盛なり。陛下、即し之を愛厚せば、宜しく時を以て抑制すべし、亡に至らしむること無かれ」と。書、三たび上る。輒ち報聞す。其の後、霍氏誅滅せられ、而して霍氏(謀)を告ぐる者、皆封せらる。人、徐生の爲めに上書して曰はく、「臣聞く、客、主人に過る者有り。其の竈の直突にして傍に積薪有るを見、客、主人に謂ふ、「更めて曲突を爲り、遠く其の薪を徙せよ。不ずんば、且に火災有らんとす」と。主人、嘿然として應へず。俄にして家果して火を失し、鄰里共に之を救ひ、幸にして息むを得たり。是に於て、牛を殺し酒を置き、其の鄰人に謝す。(四)灼爛する者は、上行に在り、餘は各功の次を以て坐す。而して曲突を言ふ者を録せず。人、主人に謂つて曰はく、「郷に、客の言を聴かしめば、牛酒を費さず、終に火の患亡かりしならん。今、功を論じて賓を請ふに、突を曲げ薪を徙せといひしものは恩澤無くして、頭を焦がし額を爛らせしものは上客と爲るか」と。主人乃ち寤りて之を請ふ。今、茂陵の徐福、數上書して、「霍氏、且に變有らんとす。宜しく之を防絶すべし」と言へり。郷

- 【三】報聞。漢の制、上書すれども行はざる者は、輒ち報聞して罷む。報聞は、天子に奏聞したることを通報するをいふ。
- 【四】直突。眞直なる煙突。
- 【五】灼爛。やけ、たたる。火を消さんためにやけどしたるなり。霍氏の亂を鎮むるに譬ふ。
- 【六】上行。上席なり。

に、福の説をして行はるを得しめば、則ち國、土を裂き爵を出すの費無く、臣、逆亂して誅滅せらるるの敗無かりしならん。往事既に已りて、福のみ獨り其の功を蒙らず。唯だ陛下、之を察し、薪を徙し突を曲ぐるの策を貴びて、焦髮灼爛の右に居らしめよ」と。上乃ち福に帛十匹を賜ふ。後、以て郎と爲す。帝初めて立ち、高廟に謁見するや、大將軍光、驂乗たり。芒刺の背に在る有るが若し。後、車騎將軍張安世、光に代りて驂乗たり。天子、從容として體を肆にし、甚だ安んじてこれを近づく。光の身死するに及びて、宗族竟に誅せらる。故に俗傳ふ、「霍氏の禍は、驂乗より萌す」と。後、十二歳、霍后復た雲林館に徙さる。乃ち自殺す。班固・贊して曰はく、霍光、襦褌の託を受け、漢室の寄に任じ、國家を匡し、社稷を安んじ、昭を擁し宣を立つ。周公・阿衡と雖も、何を以てか此に加へん。然れども光、學ばず術亡く、大理に闇く、妻の邪謀を陰し、女を立てて后と爲し、盈溢の欲に濫溺し、以て顛覆の禍を増す。死して財に三年、宗族誅夷せらる。哀しいかな。臣光曰はく、霍光の漢室を輔けしは、忠と謂ふ可し。然れども、卒に其の宗を庇ふこと能はざりしは、何ぞや。夫れ威福は、人君の器なり。人臣、之を執り、久しうして歸さざれば、(禍)及ば

- 【一】漢の制、大駕には大將軍驂乗す。
- 【二】芒刺。いばら。とげ。
- 【三】昭は昭帝。宣は宣帝。
- 【四】阿衡。伊尹の官號。
- 【五】妻の罪過を揚げざる也。
- 【六】濫。沈と通ず。
- 【七】威福。賞罰。

ざる鮮し。昔、孝昭の明かなる、十四にして上官桀の詐を知る。固に以て政を親らす可し。況んや孝宣は、十九にして位に即き、聰明剛毅にして、民の疾苦を知る。而るに光久しく大柄を専らにし、避け去るを知らず、多く私黨を置き、朝廷に充塞せしめ、人主をして憤を上に蓄へ、吏民をして怨を下に積み、齒を切り目を側て、時を待ちて發せしむ。其の身に免るるを得しは幸なり。況んや子孫、驕侈を以て之を趣せるをや。然りと雖も、尋に孝宣をして専ら祿秩賞賜を以て其の子孫を富ましめ、之をして大縣を食み朝請を奉せしめば、亦、以て盛徳に報ゆるに足りしならん。乃ち復た之に任ずるに政を以てし、之に授くるに兵を以てし、事叢り釁積むに及びて、更に裁奪を加へ、遂に怨懼して以て邪謀を生ずるに至れり。豈に徒に霍氏の自ら禍せしのみならんや。亦、孝宣の醞釀して以て之を成ししなり。昔、鬪椒が亂を楚に作すや、莊王、其の族を滅ぼし、而して箴尹克黄を赦し、以爲へらく、子文、後無くんば、何を以てか善を勸めんと。夫れ顯・禹・雲・山の罪を以て、應に夷滅すべしと雖も、而れども光の忠勳は、祀らざる可からず。(然ル)遂に家を以て、嗥類無からしむ。孝宣も亦思少きかな。

九月、詔して、天下の鹽賈を減せしむ。又、郡國に令して、歲ごとに・繫囚の・掠笞若しくは

- 【三】 醞釀。酒をかますが如く罪禍を熟成する也。
- 【四】 箴尹克黄。箴尹は官名。克黄は子文の孫。
- 【五】 子文。鬪殺於菟。此の事は左傳宣公四年に見ゆ。
- 【六】 嗥類。生きたる者。
- 【七】 鹽賈。鹽の價。

【三六】 瘼。疾病なり。
 【三九】 縣名爵里。縣は屬する所の縣。名は其の人の名。爵は其の身の官爵。里は居る所の邑里。
 【四〇】 課。等級を定むる也。
 【四一】 武帝元光三年、清河王義を立て、以て代の孝王の後を嗣がしむ、年は義の孫なり。
 【四二】 左右。附近なり。
 【四三】 潢池。水のたまれる池。
 【四四】 勝つとは威力を以て克ちてこれを殺すをいふ。安んずとは徳化を以て撫でて、これを安んずるをいふ。
 【四五】 拘。拘束。
 【四六】 文法。法律。

瘼を以て死する者の・坐する所。縣名爵里を上らしめ、丞相・御史をして、殿最を課して以て聞せしむ。

十二月、清河王年、内亂に坐し、廢し房陵に遷さる。

是の歲、北海の太守廬江の朱邑、治行第一なるを以て、入りて大司農と爲り、勃海の太守龔遂、入りて水衡都尉と爲る。是より先、勃海の左右の郡、歲餓る、盜賊並び起り、二千石、禽制すること能はず。上、能く治むる者を選ぶ。丞相・御史、故の昌邑の郎中龔遂を擧ぐ。上、拜して勃海の太守と爲し、召し見て、問ふ、『何を以てか勃海を治めて、其の盜賊を息めんとする』と。(遂)對へて曰はく、『海濱遐遠にして、聖化に霑はず、其の民、飢寒に困しみて、吏・恤へず、故に陛下の赤子をして、陛下の兵を潢池の中に盜弄せしむるのみ。今、臣をして之に勝たしめんと欲するか、將た之を安んせしめんとするか。』上曰はく、『賢良を選用するは、固より・之を安んせんと欲すればなり。』遂曰はく、『臣聞く、亂民を治むるは、猶ほ亂繩を治むるがごとく、急にす可からざるなり。唯だ之を緩めて、然る後治む可しと。臣願はくは、丞相・御史、且く臣を拘するに

漢中宗孝宣皇帝地節四年

く、一切便宜をもて事に従ふを得んことを」と。上これを許し、黄金を加賜して贈り遣る。(遂)傳に
 乗りて勃海の界に至る。郡、新太守至ると聞き、兵を發して以て迎ふ。遂、皆遣り還す。書を移し
 て屬縣に敕して、悉く盜賊を逐捕する吏を罷め、諸の鉏鉤田器を持つる者をば、皆、良民と
 爲し、吏、問ふを得る母く、兵を持つる者をば、乃ち賊と爲さしむ。遂、單車獨行して府に至る。盜
 賊、遂の教令を聞き、即時に解散し、其の兵弩を棄てて鉤鉏を持つ。是に於て悉く平ぎ、民、土に
 安んじ業を樂しむ。遂乃ち倉廩を開き、貧民に假し、良吏を選び用ひ、
 尉安牧養す。遂、齊の俗奢侈にして、末技を好み、田作せざるを見、乃
 ち躬ら率ゐるに儉約を以てし、民に勸めて農桑を務めしめ、各、口率
 を以て種樹畜養せしむ。民、刀劍を帶持する者有れば、(遂)劍を賣りて牛
 を買ひ、刀を賣りて犢を買はしめて曰はく、「何爲れぞ牛を帶び犢を佩ぶる
 や」と。勞來し循行す。郡中、皆、畜積有り、獄訟止息す。
 烏孫公主の女、龜茲王絳賓の夫人と爲る。絳賓上書して言はく、「漢の外孫に向するを得たり。願
 はくは公主の女と俱に入朝せん」と。
 (一)げんかうわんねん 元康元年、春正月、龜茲王及び其の夫人來朝す。皆、印綬を賜ふ。夫人をば號して公主と稱し、
 賞賜甚だ厚し。

- 【四七】鉏鉤。鋤、鎌。
- 【四八】假。給與するをいふ。
- 【四九】尉安。慰安に同じ。
- 【五〇】口率。家族の人数の割合。
- 【一】元康元年。西紀前六五年

初めて杜陵を作り、丞相・將軍・列侯・吏二千石・營百萬なる者を杜陵に徙す。
 三月、詔して、鳳皇、泰山・陳留に集まり、甘露、未央宮に降るを以て、
 天下に赦す。
 有司、復た言ふ、「悼園は、宜しく尊號を稱して皇考と曰ふべし」と。
 夏五月、皇考の廟を立つ。
 冬、建章衛尉を置く。
 趙廣漢、好みて世吏の子孫の新進年少なる者を用ひ、専ら彊壯の
 氣を厲まし、事を見れば風生し、回避する所無く、率ね果敢の計多く、
 難を持つるを爲すこと莫し。終に此を以て敗る。廣漢、私怨を以て男子榮
 畜を論殺す。人、上書して之を言ふ。事、丞相御史に下して、按驗せし
 む。廣漢、丞相の夫人が侍婢を殺せるを疑ひ、此を以て丞相を脅さ
 んと欲す。丞相、之を按ずること愈急なり。廣漢、乃ち吏卒を將ゐて、
 丞相の府に入り、其の夫人を召し、庭下に跪かして、辭を受け、奴
 婢十餘人を收へて去る。丞相上書して自ら陳す。事、廷尉に下して治せしむ。實は丞相自ら過

- 【二】杜陵。長安の南五十里に在り。
- 【三】悼園。本始元年、親に諡して悼と曰ひ、園邑を置く。
- 【四】建章衛尉。未央、長樂、建章、甘泉の諸宮、皆、衛尉有り、各、其の宮の門衛屯兵を掌る。
- 【五】世吏の子孫の新進年少なる者。舊の吏家の子孫にして、其の人新に仕進を求め、又年少き也。
- 【六】讒氣。讒は鋒と通ず。鋒、銳の氣。
- 【七】風生。速疾にして當る可からざるを言ふ。
- 【八】辭。對辭なり。

謹を以て傳婢を笞ち、(傳)出でて外笏に至りて、乃ち死せしなり、廣漢の言の如くならず。帝、之を惡み、廣漢を廷尉の獄に下す。吏民の闕を守りて號泣する者、數萬人、臣、生きて縣官に益無し。願はくは趙京兆に代りて死し、(趙京兆)小民を牧養せしめん」と。廣漢、竟に坐して要斬せらる。廣漢、京兆の尹と爲り、廉明にして、豪彊を威制し、小民、職を得たり。百姓追思して之を歌ふ。

是の歲、少府宋疇、『鳳皇、彭城に下り、未だ京師に至らず、美とするに足らず』と議するに坐し、貶して泗水の太傅と爲す。

上、博士・諫大夫の政事に通ずる者を以て、郡國の守相に補し、蕭望之を以て平原の太守と爲す。望之上疏して曰はく、『陛下、百姓を哀愍し、德の(一)究まらざるを恐れ、悉く諫官を出して、以て郡吏に補す。朝に爭臣無ければ、則ち過を知らず。謂はゆる其の末を憂へて其の本を忘るる者なり』と。上、廼ち望之を徵し、入りて少府を守らしむ。

東海の太守河東の尹翁歸、郡を治むること高第なるを以て、入りて右扶風と爲る。翁歸、人と爲り、公廉明察にして、郡中の吏民の賢不肖、及び姦邪の罪名、盡く之を知る。縣縣に各記籍有り、(二)自ら其の政を聽く。急名有るときは、則ち少しく之を緩くし、吏民小しく解るときは、輒ち籍を披

- 【九】 職を得。各、其の常所を得るなり。
- 【一〇】 泗水王綰に傳たり。
- 【一一】 究。竟なり。天下に周遍するをいふ。
- 【一二】 少府を守る。少府の本官に非ずして、少府の事務を取扱ふ也。
- 【一三】 諸縣の姦邪の事を決斷し令長に委せざるなり。
- 【一四】 籍。有罪者の籍。

く。人を取ふるには、必ず、秋冬の吏を(三)課する大會の中及び出でて縣を行るときに於てし、無事の時を以てせず。其の取ふる所有るや、一を以て百を警む。吏民皆服し、恐懼して行を改め自ら新にす。其の扶風と爲るや、廉平にして姦吏を疾むものを選用し、以て右職と爲し、接待するに禮有り、好惡與に之を同じくす。其の翁歸に負くものは、罰亦必ず行はる。然れども温良謙退にして、行能を以て人に驕らず。故に尤も名譽を朝廷に得たり。

初め烏孫の公主の少子萬年、(四)莎車王に寵有り。莎車王死して子無し。時に萬年、漢に在り。莎車國の人、計りて、自ら漢に託せんと欲し、又、烏孫の心を得んと欲し、上書して、萬年を莎車王を爲さんと請ふ。漢、之を許し、使者奚充國を遣はして萬年を送らしむ。萬年初めて立ち、暴惡なり。國人説ばず。上、羣臣に令して西域に使す可き者を舉げしむ。前將軍韓增、上黨の馮奉世を舉ぐ。(馮奉世)衛候を以て、節を持って大宛諸國の客を送らしめ、(五)伊循城に至る。會故の莎車王の弟呼屠徵、旁國と共に、其の王萬年及び漢の使者奚充國を殺し、自立して王と爲る。時に匈奴、又、兵を發し、車師城を攻め、下すこと能はずして去る。莎車、使を遣はして揚言せしむ、(六)北道の諸國、已に匈奴に屬せりと。是に於て、攻めて

- 【三】 課。考課する也。
- 【四】 右職。諸吏の上に居る。
- 【五】 莎車。漢の西域の國名、三國の時、疏勒に并せらる。
- 【六】 今の新疆省喀什噶爾道莎車縣土名葉爾羌。
- 【七】 衛候。衛士候。
- 【八】 伊循城。鄯善國に在り、新疆省迪化道内。
- 【九】 揚言。言ひふらす。

南道を劫し、(三)與に歆盟して漢に畔く。鄯善より以西、皆、絶えて通せず。都護鄭吉・校尉司馬意、皆、北道の諸國の間に在り。奉世、其の副嚴昌と計り、以爲へらく、亟かに之を撃たずんば、則ち莎車日に強く、其の執、制し難く、必ず西域を危くせんと。遂に節を以て諸國王に諭告し、因つて其の兵を發し、南北道合はせて萬五千人、進みて莎車を撃ち、攻めて其の城を拔く。莎車王・自殺す。其の首を傳して、長安に詣らしむ。更に它の昆弟の子を立てて莎車王と爲す。諸國悉く平ぎ、威、西域に振ふ。奉世乃ち兵を罷めて以て聞す。帝、韓增を召し見て曰はく、『將軍の擧ぐる所其の人を得たるを賀す』と。奉世、遂に西して大宛に至る。大宛、其の莎車王を斬りしを聞き、之を敬すること它の使に異なり。(奉) 其の名馬象龍を得て還る。上甚だ説び、奉世を封するを議す。丞相・將軍、皆以て可と爲す。獨り少府蕭望之以爲はく、『奉世、使を奉する、(四)指有り。而るに制を擅にし命に違ひ、諸國の兵を發す。功效有りと雖も、以て後の法と爲す可からず。即し奉世を封せば、後の・使を奉する者・奉世を以て(五)比と爲し・争ひ(六)逐うて兵を發し・功を萬里

【三】北道・南道。これは漢と西域との交通路なり。北道とは玉門關より西北行して車師前玉庭に至り、北山の麓に沿ひ、焉耆・龜茲を経て疏勒に至り、葱嶺を超えて大宛・康居に出づる道。南道とは玉門關より鹽澤(ロプノル)を経て鄯善に至り、南山の麓に沿ひて且末・于闐等を過ぎて莎車に至り、葱嶺を超えて月氏の領に出づる道なり。北道に沿へる國を北道諸國とし、南道に沿へる國を南道諸國とす。
【四】指有り。本、諸國の客を送るが爲めなるを言ふ。
【五】比。例なり。
【六】逐。競ふ也。

の外に要むるを利とするを開き、國家の爲めに、事を夷狄に生せん。漸、長ず可からず。奉世は宜しく封を受くべからず』と。上、望之の議を善みし、奉世を以て光祿大夫と爲す。

二年、春正月、天下に赦す。

上、皇后を立てんと欲す。時に館陶主の母華婕妤及び淮陽の(一)憲王の母張婕妤・楚の(二)孝王の母衛婕妤、皆、愛幸せらる。上、張婕妤を立てて后と爲さんと欲すること之を久しうす。霍氏が皇太子を害せんと欲せしに懲艾し、乃ち更に、後宮の子無くして謹慎なる者を選ぶ。二月乙丑、長陵の王婕妤を立てて皇后と爲し、太子を母養せしめ、其の父奉光を封じて邛成侯と爲す。后、寵無く、進見するを得ること希なり。

- 【一】憲王。名は欽。
- 【二】孝王。名は翳。
- 【三】律を析ち端を貳つにす。法律の個條を分析し、妄りに種種の端緒を作り、以て人を罪に出入するを謂ふ。
- 【四】上。天子自ら謂ふ也。
- 【五】厨傳。厨は飲食、傳は傳舍を謂ふ。
- 【六】過る使客に稱ふ。使人及び賓客の來る者の意にかなふ様にする也。

五月、詔して曰はく、『獄は萬民の命なり。能く生くる者をして怨みず。死する者をして恨みざらしむれば、則ち文吏と謂ふ可し。今は則ち然らず。法を用ふるに或は巧心を持し、(三)律を析ち端を貳つにし、深淺平かならず、奏、實の如くならず、(四)上も亦知るに由亡し。四方の黎民、將た何をか仰がんや。二千石、各官屬を察し、此か人を用ふる勿かれ。吏或は擅に徭役を興し、(五)厨傳を飾り、(六)過る使客に稱へ、職を越え法に踰え、以て名譽を

取るは、譬へば薄氷を踐みて以て白日を待つが如し。豈に殆からずや。今、天下、頗る疾疫の災を被る。朕甚だ之を感む。其れ郡國に令して、災を被ること甚だしき者は、今年の租賦を出す母からしめよ」と。

又曰はく、『聞く、古の天子の名は、知り難くして諱み易きなり。其れ諱を詢と更めん』と。

匈奴の大臣、皆以爲へらく、車師は地肥美にして、匈奴に近し。漢をして之を得、多く田して穀を積ましめば、必ず人の國を害せん。争はざる可からずと。是に由りて、數、兵を遣はして、車師の田する者を撃たしむ。鄭吉、渠犂の田卒七千餘人を將ゐて之を救ひ、匈奴の圍む所と爲る。吉・上言す、『車師、渠犂を去ること千餘里、漢の兵の渠犂に在る者少し。執、相救ふこと能はず。願はくは田卒を益さん』と。上、後將軍趙充國等と議し、匈奴の衰弱せるに因りて、兵を出して其の右地を撃ち、復た西域を擾すを得ざらしめんと欲す。魏相・上書して諫めて曰はく、『臣、之を聞く、亂を救ひ暴を誅するは、之を義兵と謂ふ。兵義なる者は王たり。敵、己に加へ、己むを得ずして起つ者は、之を應兵と謂ふ。兵應する者は勝つ。恨を小故に争ひ、憤怒に忍びざる者は、之を忿兵と謂ふ。兵忿る者は敗る。人の土地貨寶を利とする者は、之を貪兵と謂ふ。兵貪る者は破る。國家の大を恃み、民人の衆きに矜り、威を敵に見さんと欲する者は、之を驕兵と謂ふ。兵驕る者は滅ぶ。此の五つの者は、但だ人事なるのみに非ず、乃ち天道なり。問者、匈奴嘗て善意有り、得たる所の漢民をば、輒ち奉じて之

を歸し、未だ邊境を犯す有らず。屯田を車師に争ふと雖も、意中に致すに足らず。今聞く、諸將軍、

兵を興して其の地に入らんと欲すと。臣愚、此の兵の何の名の者なるかを知らざるなり。今、邊郡・困乏し、父子、犬羊の裘を共にし、草萊の實を食ひ、常に自ら存する能はざらんことを恐る。以て兵を動かし難し。軍旅の後には、必ず凶年有り。民が其の愁苦の氣を以て陰陽の和を傷るを言ふなり。兵を出して勝つと雖も、猶ほ後の憂有り。恐らくは災害の變、此に因りて以て生ぜん、今、郡國の守相、多くは實選ならず、風俗尤も薄く、水旱、時ならず。按ずるに今年、子弟の父兄を殺し、妻の夫を殺せる者、凡そ二百二十二人。臣愚以爲へらく、此れ小變に非ざるなりと。今、左右、此を憂へず、乃ち兵を發して織芥の忿を遠夷に報いと欲す。殆んど孔子の謂はゆる「吾、季孫の憂は、顛輿に在らずして、蕭牆の内に在るを恐る」といへるものなり』と。上、相の言に従ひ、止めて、長羅侯常惠を遣はし、張掖・酒泉の騎を將ゐて車師に往き、鄭吉及び其の吏士を迎へて渠犂に還らしめ、故の車師の太子軍宿の焉耆に在る者を召し、立てて以て王と爲し、盡く車師の國民を徙して渠犂に居らしめ、遂に車師の故地を以て匈奴

【七】 意中に致す。意に介する也。

【八】 草萊。雜草をいふ。萊は生ひ茂れる雜草。

【九】 此れ老子道德經の語を引く也。

【一〇】 實選ならず。其の人を得ざるを言ふ。

【一一】 左右。天子の左右に在る近臣。

【一二】 吾云云。論語の季氏の篇に見ゆ。魯の大夫季氏が其の屬國の顛輿を伐たんとせしとき、孔子が冉有と季路とに謂ひし語。蕭牆は屏牆にて、一家の内をいふ。これは憂は外にあらすして卻て内にありといふ義なり。

に與へ、鄭吉を以て衛司馬と爲し、鄧善より以西の南道を護せしむ。

魏相、好みて漢の故事及び(前人)便宜の章奏を觀、數、漢興りて已來の國家の便宜の行事及び賢臣賈誼・鼂錯・董仲舒等の言ふ所を條し、奏請して之を施行す。相、掾史に勅して、事を郡國に按せしめ、及び(三)休告して家より還りて府に至れば、輒ち四方の異聞を白さしむ。

或は逆賊・風雨・災變有りて、郡・上さざれば、相輒ち之を奏言し、御史大夫丙吉と、心を同じくして政を輔く。上、皆之を重んず。丙吉は人と爲り深厚にして、善に伐らず。曾孫の(四)遭遇せしより、吉、口を絶ちて・前恩を道はず。故に朝廷、能く其の功を明かにするもの莫かりしなり。

會、掖庭の宮婢則、(五)民夫をして上書せしめ、自ら・嘗て(六)阿保の功有りしを陳ぶ。(七)章、掖庭の令に下して、考問せしむ。則の(八)辭に、使者丙吉が狀を知れることを引く。掖庭の令、則を將りて御史の府に詣り、以て吉に視す。吉識りて、則に謂つて曰はく、『汝は、嘗て、皇曾孫を養ふこと謹まざるに坐して、(九)督して汝を笞てり。汝は安んぞ功有るを得ん。獨り渭城の胡組と淮陽の郭徵卿と、恩有りしのみ』と。分別して、組等が共養勞苦せし狀を奏す。吉に詔して、組と徵卿とを求めしむ。已に死し、子孫有り。皆、厚賞を受く。詔して則を免じて庶人と爲し、錢十萬を賜ふ。上親ら見て問ひ、然る

後、吉が舊恩有りて而も終に言はざるを知る。上、大に之を賢なりとす。帝以へらく、蕭望之は經明かにして重きを持し、議論餘り有り、材、宰相に任へんと。詳に其の政事を試みると欲し、復た以て左馮翊と爲す。望之、少府より出づるを、(一〇)左遷と爲し、(上)意に合はざる有らんことを恐れ、即ち(一一)病と移す。上、之を聞き、侍中成都侯金安上をして意を諭さしめて曰はく、『用ふる所は、皆、民を治むるを(一二)更て以て功を考ふるなり。君、前に平原の太守たること日淺し。故に復た之を三輔に試みるなり。(其ノ短)聞く所有るに非ざるなり』と。望之即ち起ちて事を視る。

初め掖庭の令張賀、數、弟車騎將軍安世の爲めに、(一三)皇曾孫の材美なること及び徵怪を稱す。安世、輒ち絶ち止めて、以爲はく、『少主、上に在り。宜しく曾孫を稱述すべからず』と。帝位に即くに及びて、賀已に死す。上、安世に謂つて曰はく、『掖庭の令、平生、我を稱し、將軍之を止めしは、是なり』と。上、賀の恩を追思し、(一四)其の家を封じて恩德侯と爲し、守・豕二百家を置かんと欲す。賀、子有り、蚤く死す。安世の小男彭祖、又、小にして上と席を同じうして書を研く。(上)指、之を封せんと欲し、先づ爵關内侯を賜ふ。安

漢中宗孝宣皇帝元康二年

漢中宗孝宣皇帝元康二年

【三】 休告。休暇を得て家に歸る也。

【四】 遭遇。大位に升るをいふ。

【五】 民夫。民間に在る夫。

【六】 阿保の功。阿は依倚の意、保は保育の義。幼時これを保養したる功の意。

【七】 章。上書。

【八】 辭。對辭。答辨の言。

【九】 督。これを視察する也。

【一〇】 左遷と爲す。左馮翊は少府よりも官等低ければ也。少府は正九卿、三輔は祿秩、九卿に視ふ。

【一一】 病と移す。病と稱して任を拜せざるなり。

【一二】 更。經歷する也。

【一三】 皇曾孫云云。皇曾孫とは即ち帝のことなり。徵怪とは不思議なる徵驗。常人と異なり種種の奇瑞ありしをいふなり。

【一四】 其の家を封す。身死して追封するをいふ。

【一五】 子。養子をいふ。

世、深く賀の封を辭し、又、守冢の戸數を損せんことを求む。稍く減じて三十戸に至る。上曰はく、「吾、自ら掖庭の令の爲めにす。將軍の爲めにするに非ざるなり」と。安世、乃ち止め、敢て復た言はず。

上、心に故の昌邑王賀を忘み、〔二六〕山陽の太守張敞に璽書を賜ひ、謹みて盜賊に備へ。往來の過客を察せしめ、〔二七〕賜ふ所の書を下す母からしむ。敞、是に於て、賀の居處を條奏し、其の廢亡の效を著はして曰はく、「故の昌邑王は、人と爲り、青黑色、小目、鼻末銳くして卑く、〔二八〕須眉少く、身體長大にして、〔二九〕痿を疾み、行歩、便ならず。臣敞、嘗て之と言ひ、動かして其の意を觀んと欲し、即ち惡鳥を以て之を〔三〇〕感じて曰はく、「昌邑には、梟多し」と。故の王應へて曰はく、「然り。前に賀、西のかた長安に至る。殊えて梟無し。復た來りて東のかた濟陽に至る。乃ち復た梟の聲を聞く」と。故の王の衣服言語跪起を察するに、〔三一〕清狂にして、〔三二〕惠ならず。臣敞、前に言へり、〔三三〕「哀王の歌舞の者、張脩等十人、子無く、留まりて哀王の園を守るをば、請ふ罷め歸さん」と。故の王、之を聞きて曰はく、「中人、園を守り、疾める者は、當に治する勿かるべし。相殺傷する者は、當に法にする勿かるべし。亟かに死せしめん

- 〔二六〕 昌邑王、廢せられて昌邑に歸り、國除かれて山陽郡と爲る、故に太守をして謹みてこれに察せしむ。
- 〔二七〕 賜ふ所云云。宣露するを欲せざるなり。
- 〔二八〕 須眉。鬚眉。
- 〔二九〕 痿。風痺の疾。
- 〔三〇〕 感。暗に相手の心を觸れ動かしむること。諷すること。
- 〔三一〕 清狂。狂にあらすして狂者に似たる也。
- 〔三二〕 惠。慧なり。
- 〔三三〕 賀の父傳、哀王と諡す。

と欲す。太守、奈何して之を罷めんと欲する」と。其の天資、亂亡に由ふを喜び、終に仁義を見ざることを、此の如し」と。上、乃ち賀の忌むに足らざるを知る。

三年、春三月、詔して、故の昌邑王賀を封じて、海昏侯と爲す。

乙未、詔して曰はく、「朕、微眇なる時、御史大夫丙吉・中郎將史會・史玄・長樂の衛尉許舜・侍中光祿大夫許延壽、皆、朕と舊恩有り。及び故の掖庭の令張賀、朕が躬を輔導し、文學經術を修めしめ、恩惠卓異にして、厥功茂焉たり。〔一〕詩に云はずや、「德として報いざる無し」と。」賀が子とする所の弟の子侍中中郎將彭祖を封じて陽都侯と爲し、賀に諡を追賜して、陽都の哀侯と曰ひ、吉を博陽侯と爲し、會を將陵侯と爲し、玄を平臺侯と爲し、舜を博望侯と爲し、延壽を樂成侯と爲す。賀に孤孫霸有り、年七歳、拜して散騎中郎將と爲し、爵關内侯を賜ふ。故人の、下、郡邸の獄復た作りしとき嘗て阿保の功有りし者に至るまで、皆、官祿・田宅・財物を受く。各、恩の深淺を以て之に報ゆ。吉、當に封せらるべきに臨みて、病む。上、其の起たざらんことを憂へ、將に人をして就きて、〔二〕印綈を加へて之を封じ、〔三〕其の生存に及ばしめんとするや、太子太傅夏侯勝曰はく、「此れ未だ死せざるなり。臣聞

- 〔一〕 海昏。縣の名、即ち今の江西省潯陽道永修縣治。
- 〔二〕 茂焉。盛大なる貌。
- 〔三〕 詩。詩經大雅の抑の篇。
- 〔四〕 印綈を加ふ。綈は印を繫ぐ組。封侯の印綈を賜ふ也。
- 〔五〕 其の生存に及ぶ。存命中にこれを封するを言ふ。

く、陰徳有る者は、必ず其の樂を饗け、以て子孫に及ぶと。今、吉は未だ報を獲ずして疾甚だし。其の死疾に非ざるなり」と。後、病果して愈ゆ。張安世自ら以へらく、父子、侯に封せられ、位に在ること太だ盛なりと。乃ち祿を辭す。都内に詔して、別に張氏の無名錢を藏せしむ。百萬を以て數ふ。安世、謹慎周密にして、大政を定むる毎に、已に決すれば輒ち病と移して出づ。詔令有るを聞き、乃ち驚き、吏をして丞相の府に之きて問はしむ。朝廷の大臣より、其の議に與れるを知るもの莫きなり。嘗て薦むる有り。其の人來り謝す。安世大に恨み、以爲へらく、賢を擧げ能を達するに、豈に私に謝する有らんやと。絶つて。復た爲めに通せざらしむ。郎有り、功高けれども、調せられず。自ら安世に言ふ。安世應へて曰はく、『君の功高きは、明主の知る所なり。人臣、事を執り、何ぞ長短して自ら言はんや』と。絶ちて許さず。已にして郎果して遷さる。安世、自ら、父子尊顯なるを見、懷、自ら安んぜず、子延壽の爲めに、出でて吏に補せられんことを求む。上、以て北地の太守と爲す。歲餘にして、上、安世の年老いたるを闕み、復た延壽を徵して、左曹太僕と爲す。

夏四月 丙子、皇子欽を立てて淮陽王と爲す。

- 【六】陰徳。人知れず爲す善行。
- 【七】都内。藏を主る官。大司農の屬官に都内令丞あり。
- 【八】別に張氏云云。安世、祿を辭して官に還すを以て、官はこれを官錢として帳簿に載せざる也。
- 【九】調。選ぶ也。
- 【一〇】已にして云云。安世、陽にこれを拒みて、實は其の人をして遷らしめし也。
- 【一一】太僕を以てして左曹の官を加ふる也。

皇太子、年十二、論語・孝經に通ず。太傅疏廣、少傅受に謂つて曰はく、『吾聞く、(一)足るを知れば辱められず。止まるを知れば殆からずと。今、仕宦して二千石に至る。官成り名立つ。此の如くにして去らずんば、懼らくは後悔有らん』と。即日、父子、俱に病と移して、上疏して骸骨を乞ふ。上皆之を許し、黄金二十斤を加賜す。皇太子、贈るに五十斤を以てす。公卿故人、祖道を設け、東都門外に、供張す。送る者、車數百兩。道路の觀る者、皆曰はく、『賢なるかな二大夫』と。或は歎息して之が爲めに泣を下す。廣・受、郷里に歸り、日に其の家をして金を賣りて、共具し、族人・故舊・賓客を請ひ、與に相娛樂す。或は廣に其の金を以て子孫の爲めに頗る産業を立てよと勸むる者あり。廣曰はく、『吾、豈に老諄して子孫を念はざるならんや。願ふに自ら舊田廬有り。子孫をして其の中に勤カせしめば、以て衣食を共し。凡人と齊しきに足らん。今復た之を増益して、以て贏餘を爲さば、但だ子孫をして怠墮せしめんのみ。賢にして財多ければ則ち其の志を損し、愚にして財多ければ則ち其の過を益す。且つ夫れ富は衆の怨なり。吾既に、以て子孫を教化する無し。其の過を益して怨を生ずるを欲せず。又、此の金は、聖主の以て老臣を惠養する所なり。故に、郷黨・宗族と共に其の賜を饗け、以て吾が餘日を盡すを樂しむも、亦可ならずや』と。是に於

- 【一】此れ老子の言にして、廣これを引く。
- 【二】供張。種種の設備をなし、幕などを張ること。
- 【三】廣受は東海蘭陵の人。
- 【四】共具。供具。饗應接待すること。
- 【五】老諄。諄は惑ふ也。老耄す也。
- 【六】共。供と通ず。

て、族人・悦服す。

潁川の太守黃霸、(一六)郵亭・郷官をして皆雞豚を畜はしめ、以て饑窮者を贍らし、然る後、條教を爲し、父老・師帥・伍長を置き、之を民間に(一七)班行し、勸むるに善を爲し姦を防ぐの意を以てし、及び耕桑を務め、用を節し財を殖し、種樹畜養し、淨淫の費を去らしむ。其の治、(一八)米鹽も密なる靡く、初めは煩碎なるが若くなれども、然れども霸、(一九)精力して能く之を推行す。吏民の見る者を、語次に(二〇)尋繹して、(二一)其の陰伏(事)を問ひ、以て相參へ考へ、聰明にして事を識る。吏民、(二二)出づる所を知らず、咸、神明なりと稱し、(二三)豪釐も・敢て欺く所有らず。姦人は去りて它郡に入り、盜賊は日に少し。霸、力めて教化を行ひ、而して後誅罰す。(二四)務、長吏を成就し全安するに在り。(二五)許の丞、老いて聾を病む。(二六)督郵、白して、之を逐はんと欲す。霸曰はく、『許の丞は廉吏なり。老いたりとも雖も、尙ほ能く拜起送迎す。止だ頗る重ねて聴くのみ。何ぞ傷まんや。且つ善く之を助けよ。賢者の意を失ふ母かれ』と。或るひと其の故を問ふ。霸曰はく、『數、長吏を易ふるは、

- 【一六】郵亭。文書を傳送する所の郵便局。
- 【一七】班行。わがち、行ふ。
- 【一八】米鹽云云。極めて綿密なるをいふ。
- 【一九】精力。勵精努力。
- 【二〇】尋繹。尋れて、それからそれへと、色色の事を聞き出す也。
- 【二一】出づる所を知らず。其の

- 何の術を用ふるやを知らず。
- 【二二】務長吏云云。役人をして其の能を十分に遂げさせ、更迭などによつて其の地位を危くする様なことを避けたるなり。
- 【二三】許。縣の名。
- 【二四】督郵。屬縣の事を督察する官。

故を送り新を迎ふるの費あり、及び(二七)姦吏、因縁して、簿書を絶ち、財物を盗む。公私の費耗甚だ多く、皆當に民に出づべし。易ふる所の新吏、又、未だ必ずしも賢ならず、或は其の故に如かず、徒に亂を爲すを相益すのみ。凡そ治道は、其の泰甚しき者を去るのみ』と。霸、外寛かに内明かなるを以て、吏民の心を得、戸口歳ごとに増し、治、天下第一と爲す。徵されて京兆の尹を守る。之を頃くして、法に坐して連に秩を貶せらる。詔有り、復た潁川に歸りて太守と爲り、(二八)八百石を以て居る。

- 【二七】姦吏、交代の際に因りて、簿書を棄て匿して、以て官物を盗む。
- 【二八】八百石。太守の秩は二千石なれども、霸は連りに貶せらる、故に八百石を以て太守たりし也。

四年、春正月、詔して、年八十以上なるは、人を誣告し殺傷するに非ざれば、它是皆坐する勿からしむ。

右扶風尹翁歸・卒す。家に餘財無し。秋八月、詔して曰はく、『翁歸は、廉平にして正に郷ひ、民を治むること異等なり。其れ翁歸の子に黄金百斤を賜ひ、以て祭祀を奉せしむ』と。

- 【二九】公乘。第八の爵。
- 【三〇】周廣漢。周勃の子孫。

上、有司に令して、高祖の功臣の子孫の・侯を失へる者を求めしめ、槐里の(三一)公乘、周廣漢等百三十六人を得たり。皆、黄金二十斤を賜ひ、其の家を復し、祭祀を奉じ・世世絶ゆる勿からしむ。丙寅、富平の敬侯張安世・薨す。

初め扶陽の節侯章賢・薨す、長子弘、罪有り獄に繋がる。家人、賢の令と矯り、次子大河の都尉玄成を以て後と爲す。玄成、深く其の賢の雅意に非ざるを知り、即ち陽りて病狂を爲し、便利に臥し、妄に笑語し昏亂す。既に葬り、當に爵を襲ぐべきに、狂を以て名に應せず。大鴻臚、狀を奏す。章、丞相・御史に下して、案驗せしむ。事を案ずる丞相の史、廼ち玄成に書を與へて曰はく、『古の辭讓するは、必ず文義の觀る可き有り。故に能く榮を後に垂る。今、子獨り容貌を壞り、恥辱を蒙り、狂癡を爲し、光曜 晦くして宣びず。微なるかな、子が名を託する所や。僕、素愚陋にして、過つて丞相の執事と爲る。願はくは少しく風聲を聞かん。然らずんば、恐らくは子は高きを傷うて、僕は小人と爲らん』と。玄成の友人侍郎 章、亦、上疏して言はく、『聖王は、禮讓を以て國を爲むるを貴ぶ。宜しく玄成を優養し、其の志を枉ぐる勿く、自ら 衡門の下に安んずるを得しむべし』と。而るに丞相・御史遂に、玄成が實に病まざるを以て、之を劾奏す。詔有りて、劾する勿からしめ、引きて拜す。玄成、已むを得ずして、爵を受く。帝、其の節を高しとし、玄成を以て河南の太守と爲す。車師王烏貴が烏孫に走るや、烏孫、留めて遣らず。漢、使を遣はして烏孫を責む。烏孫、烏貴を

- 【三】雅意。素意。
- 【四】便利。大便、小便。
- 【五】晦。暗と同じ。
- 【六】名。名聲。
- 【七】章。侍郎の名。史、其の姓を逸す。
- 【八】衡門の下云云。衡門は一木を上に横たへたる門。貧賤者の家にいふ。この意は玄成をして爵祿の煩なく、悠悠として清貧にその身を安んぜしむべしとなり。

送りて闕に詣らしむ。

初め武帝、河西の四郡を開き、(一〇)羌と匈奴と相通するの路を隔絶し、諸羌を斥逐して、(二)湟中の地に居らしめず。帝位に即くに及びて、光祿大夫義渠安國、使して諸羌を行る。先零の豪言はく、(三)「願はくは時に湟水を度りて北し、民の田せざる所の處の畜牧を逐はん」と。安國、以て聞す。後將軍趙充國、安國を劾す、「使を奉じて敬まらず」と。是の後、羌人、前の言に旁縁し、(四)抵冒して湟水を度る。郡縣、禁ずること能はず。既に先零、諸羌種の豪二百餘人と、(五)仇を解き、質を交へて盟誼す。上、之を聞き、以て趙充國に問ふ。(六)對て曰はく、「羌人の制し易き所以は、其の種に(各)自ら豪有り・數相攻撃し・執・壹ならざるを以てなり。往に三十餘歲、(七)西羌反せし時、亦、先づ仇を解き約を合はせ、令居を攻め、漢と相距ぎ、五六年にして乃ち定まれり。匈奴、數羌人を誘ひ、之と共に張掖・酒泉の地を撃ち・羌をして之に居らしめんと欲す。間者、匈奴、(八)西方に困しめり。疑ふらくは其れ更

- 【九】四郡。何れも今の甘肅省内にあり。武威、張掖、酒泉、敦煌。
- 【一〇】羌。チベット種族。
- 【二】湟中。湟水の流域なり。今の甘肅省西寧道及び青海の東北境。
- 【三】願はくは云云。羌の意は、稍北に遷りて、匈奴と合して、漢に寇を爲さんと欲するなり。然るに安國は其の意を知らずして、其の詞を受く。
- 【四】旁縁。依る也。
- 【五】抵冒。をかし進む。
- 【六】仇を解き云云。舊怨を忘れて相親しみ、盟約して、漢に入りて寇を爲さんと欲する也。
- 【七】武帝の元鼎五年、西羌反し、故安袍罕を攻む、次の年即ち平ぐ。是に至るまで五十年。
- 【八】西方に困しめり。本始三年、烏孫に破られしを謂ふ。

に使を遣はして羌中に至らしめて、與に相結ばん。臣、恐らくは羌の變未だ此に止まらず、且つ復た他種を結聯せん。宜しく未だ然らざるに及びて之が備を爲すべし」と。後月餘、羌の侯狼何、果して使を遣はし、匈奴に至りて兵を藉り、鄯善・燉煌を撃ち、以て漢の道を絶たんと欲す。充國以爲へらく、「狼何は、勢、獨り此の計を造すこと能はず。疑ふらくは匈奴の使已に羌中に至り、先零・罕开、乃ち仇を解き約を作ししならん。秋に到りて馬肥えば、變必ず起らん。宜しく使者を遣はし、邊兵を行り、豫め備を爲し、諸羌に、勅視し、仇を解かしむる母く、以て其の謀を發覺すべし」と。是に於て、〔一〕兩府復た白して、義渠安國を遣はし、行りて諸羌を視、善惡を分別せしむ。

是の時、〔二〕比年豊稔し、穀、石ごとに五錢なり。

二四四

- 〔一〕 罕开。漢の時の羌の別種。漢、此の二族を滅ぼし、遂に地を以て罕开縣と爲す。今の甘肅省渭川道天水縣の南に在り。
- 〔二〕 勅視。視は示す也。戒勅示語する也。
- 〔三〕 兩府。丞相府、御史府。
- 〔四〕 比年。連年。

卷の第二十六

漢紀十八

中宗孝宣皇帝中

〔一〕神爵元年、春正月、上始めて甘泉に行幸し、泰時に郊す。三月、河東に行幸し、后土を祠る。上、頗る武帝の故事を脩め、齋祀の禮を謹み、方士の言を以て、神祠を増置す。益州に金馬碧雞の神有り、醮祭して致す可しと聞く。是に於て、諫大夫蜀郡の王褒を遣はし、節を持って之を求めしむ。初め上、褒が俊才有るを聞き、召して見、「聖主、賢臣を得るの頌」を爲らしむ。其の辭に曰はく、「夫れ賢者は國家の器用なり。任ずる所賢なれば、則ち趨舍省かれて功の施すこと普し。器用・利なれば、則ち力を用ふること少くして效を就すこと衆し。故に工人の・鈍器を用ふるや、筋を勞し骨を苦しめ、終日 砢砢たり。巧冶が 干將を鑄るに至るに及びて、離婁をして繩を

漢中宗孝宣皇帝神爵元年

二四五

- 〔一〕 神爵元年。西紀前六一年。
- 〔二〕 醮祭。酒を供へて神を祭ること。
- 〔三〕 趨舍。進退すること。
- 〔四〕 砢砢。勞作する貌。
- 〔五〕 干將。吳の寶劍の名。吳王闔廬の鑄しめしもの。
- 〔六〕 離婁。黃帝の時の明目の人。

督し、(一〇)公輸をして墨を削らしめて、崇臺五層・延袤百丈なりと雖も、而も(一一)瀾れざるは、(一二)工用相得ればなり。庸人の驚馬を御するも、亦(一三)吻を傷つけ策を徹れども、行に進まず。(一四)齧齧を駕

し、乘旦を(一五)駢にするに至るに及びて、(一六)王良、韞を執り、(一七)韓哀、輿に付き、八極に周流

し、萬里にして一たび息む。何ぞ其れ遼なるや。人馬相得ればなり。故に(一八)締給の涼しきを服

する者は、盛暑の(一九)鬱燠なるに苦しまず、貂狐の煖かなるを襲ぬる者は、至寒の(二〇)悽愴なる

を憂へず。何となれば則ち其の具有る者は其の備に易ければなり。賢人君子は、亦、聖王の

海内に易き所以なり。昔、周公は(二一)吐捉の勞を躬らさず、故に(二二)圜空の隆なる有り。齊桓は

(二三)庭燎の禮を設く、故に(二四)匡合の功有り。此に由りて之を觀れば、人に君たる者は、賢を求むるに

勤めて、人を得るに逸す。人臣も亦然り。昔、賢者の未だ(二五)遭遇せざるや、事を圖り策を揆れば、

則ち君、其の謀を用ひず、(二六)悃誠を陳見すれば、則ち上、其の信を然りとせず、進仕すれども効を

- 【七】 督。察視する也。
- 【八】 公輸。巧妙なる工匠の名。
- 【九】 削。度る也。
- 【一〇】 瀾。亂る。
- 【一一】 工用。工匠と器用。
- 【一二】 吻。口さき。
- 【一三】 齧。良馬の名。
- 【一四】 乘旦。良馬の名。
- 【一五】 駢。車に三馬を駕する也。
- 【一六】 王良。善く馬を御する者。
- 【一七】 韓哀。善く馬を御する者。
- 【一八】 締給。葛布の精なるを締と曰ひ、麤なるを給と曰ふ。
- 【一九】 鬱燠。熱き也。
- 【二〇】 悽愴。寒き也。
- 【二一】 吐捉云云。周公、一飯に三たび食を吐き、一沐に三たび髪を捉みて、以て賢士を禮したるをいふ。
- 【二二】 圜空。圜は圍と同じ。刑措して用ひず、圜空虛なり。
- 【二三】 庭燎。齊の桓公は庭に篝火を設けて、士の來りて見えんと欲する者を禮したるをいふなり。
- 【二四】 匡合。天下を一匡し、諸侯を九合す。
- 【二五】 悃誠。純一なる誠信。

施すを得ず、斥逐せらるれども又其の愆に非ず。是の故に、(二七)伊尹は鼎俎に勤め、(二八)太公は鼓刀に困しみ、(二九)百里は自ら鬻ぎ、(三〇)箘子は牛を飯ふ。此の患に離ればなり。其の・明君に遇ひ聖主に遭ふに及びてや、籌を運らせば上の意に合ひ、諫諍すれば即ち聽かれ、進退、其の忠を(三一)關ふるを得、職に任じて、其の術を行ふを得、(三二)符を剖き壤を錫はりて、祖考を光かす。故に世、必ず聖知の君有りて、而る後賢明の臣有り。故に虎嘯きて風冽しく、龍興りて雲を致し、蟋蟀秋を俟つて吟じ、(三三)蟬蟾出づるに陰を以てす。

易に曰はく、「飛龍、天に在り。大人を見るに利し」と。詩に曰はく、「思に皇たる多士、此の王國に生る」と。故に世平かに主聖なれば、俊艾將に自ら至らんとす。明明として朝に在り、穆穆として布列し、精を聚め神を會せ、相得て益、章かなり。(三六)伯牙、(三七)遞鍾を操り、(三八)逢門子、

- 【二六】 伊尹云云。殷の伊尹、鼎俎を負うて湯王に干めしことあるをいふ。
- 【二七】 太公云云。周の武王の謀臣呂尚(太公望)のこと。鼓刀とは刀を鳴らすことにて、多く屠者が肉を切ることに云ふ。呂尚は曾て朝歌(地名)に牛を屠りしことあるをいふ。
- 【二八】 百里奚は秦の穆公に仕へし賢臣、貧時、牡羊皮五枚にて身を奴隸に賣りしことあるをいふ。
- 【二九】 箘子。齊威。齊の桓公に事へて功あり。始め牛を牧せり。
- 【三〇】 關。用ふるの意。
- 【三一】 符を剖き壤を錫はる。封
- 【三二】 符を剖き壤を錫はる。封
- 【三三】 蟬。諸侯となるをいふ。
- 【三四】 蟬。小蟲の名、夏月、陰雨の時、地中より出づ。
- 【三五】 易云云。乾卦九五の爻辭。飛龍は聖主。大人は賢才をいふ。意は聖主その位にあれば賢才ここに用ひらるるをいふ也。
- 【三六】 詩云云。詩經大雅文王の篇。皇は美なり。美なるかな衆多の賢士、この周王の國に生るとの意。
- 【三七】 俊艾。俊父。俊傑の士。
- 【三八】 伯牙。古の善く琴を鼓する人。
- 【三九】 遞鍾。琴の名。
- 【四〇】 逢門子。逢蒙。古の善く射る者。

鳥號を變くと雖も、猶ほ未だ以て其の意を喻ふるに足らざるなり。故に聖主は必ず賢臣を待ちて而して功業を弘め、俊士も亦明主を俟ちて以て其の徳を顯はす。上下俱に欲し、驩然として交・欣び、千載に壹たび合ひ、論説して・疑ふ無し。翼乎として・鴻毛の順風に遇ふが如く、沛乎として・巨魚の大壑に縦なるが如し。其れ意を得ること此の如くなれば、則ち胡を禁じてか止まざらん、曷を令してか行はれざらん。化、四表に溢れ、横に無窮に被る。是を以て、聖主、徧く窺ひ望まざれども、視ること已に明かに、殫く耳を傾げざれども、聴くこと已に聴し。太平の責塞ち、優游の望得られ、休徵自ら至り、壽考疆無し。何ぞ必ずしも偃仰屈伸すること、彭祖の若く、响嘘呼吸すること、僑松の如く、眇然として俗を絶ち世を離れんや」と。是の時、上頗る神僊を好む。故に褒の對、之に及ぶ。京兆の尹張敞も亦上疏して諫めて曰はく、「願はくは明主、時に車馬の好を忘れ、方士の虚語を斥遠し、心を帝王の術に遊ばせんことを。太平庶幾はくは興す可からん」と。上、是に由りて、悉く尙方の待詔を罷む。初め趙廣漢・死し、後、京兆の尹と爲る者、皆、職に稱はず。唯だ敞のみ能く其の迹を繼げども、其の方略耳目、廣漢に及ばず。然れども頗る經術儒雅を以て之を文る。

- 【三】 鳥號。弓の名。
- 【四】 四表。四方なり。
- 【一】 責。求なり。
- 【二】 休徵。めでたき、きざし。
- 【三】 偃仰。俯仰。
- 【四】 彭祖。古の長壽者の名。
- 【五】 响嘘。口を開きて氣を出す也。
- 【六】 僑松。王僑、赤松子。皆仙人の名。
- 【七】 眇然。高遠の貌。
- 【八】 尙方。方藥を主る官。

上、頗る宮室車服を脩飾し、昭帝の時よりも盛に、外戚許・史・王氏・貴寵せらる。諫大夫王吉・上疏して曰はく、「陛下、聖質を躬にし、萬方を總べ、惟だ世務を思ひ、將に太平を興さんとす。詔書、下る毎に、民欣然として、更生するが若し。臣、伏して之を思ふに、至恩と謂ふ可し。未だ本務と謂ふ可からざるなり。治を欲するの主は、世出です。公卿、幸に、其の時に遭遇するを得、言聽かれ諫従はる。然れども未だ萬世の長策を建て、明主を二代の隆なるに擧ぐる有らざるなり。其の務は、簿書を期會し、獄を斷じ、訟を聽くに在るのみ。此れ太平の基に非ざるなり。臣聞く、民は、弱けれども勝つ可からず、愚なれども欺く可からざるなりと。聖主、獨り深宮に行ひ、得れば則ち天下之を稱誦し、失へば則ち天下咸之を言ふ。故に宜しく謹みて左右を選び、審に使ふ所を擇ぶべし。左右は以て身を正す所、使ふ所は以て徳を宣ぶる所、此れ其の本なり。孔子曰はく、「上を安んじ民を治むるは、禮よりも善きは莫し」と。空言に非ざるなり。王者未だ禮を制せざるの時、先王の禮の・今に宜しき者を引きて、之を用ふ。臣願はくは、陛下、天心を承け、大業を發し、公卿大臣と、延いて儒生に及ぼし、舊禮を述べ、王制を明かにし、一世の民を馭りて、之を仁壽の域に躋さんことを。則ち俗、何を以てか成・康の若くならざらん、壽、何を以てか高宗の若

- 【四九】 更生。生れ變る。
- 【五〇】 本務。政務の本。
- 【五一】 時有りて之に遇ふのみ、常に値ふにあらず。
- 【五二】 期會。時日を約して、集むる也。
- 【五三】 孔子云云。孝經に載せたる孔子の言。
- 【五四】 成康。周の成王、康王。
- 【五五】 高宗。殷王武丁。國を享くること百年。

くならざらん。竊に、當世の趨き務むること・道に合はざる者を見、謹みて條奏す。唯だ陛下、【五〇】財
擇せよ」と。吉、意に以爲へらく、「世俗、妻を聘し女を送ること節無ければ、【五一】則ち貧人及ばず、故
に子を擧げず。又、漢家は、列侯、【五二】公主に尙し、諸侯は則ち國人、【五三】翁
主に承するや、男をして女に事へ、夫をして婦に屈せしめ、陰陽の位を逆
にす、故に女亂多し。古は、衣服車馬、貴賤、章有り。今、上下僭奢し、
人人、【五四】自ら制す。是を以て、財を貪り利を、【五五】誅め、死亡を畏れず。周の、
能く治を致し・刑措きて用ひざりし所以は、其の邪を冥冥に禁じ・惡を未だ
萌さざるに絶ちしを以てなり」と。又言はく、「舜・湯は、【五六】三公・九卿の
世を用ひずして、皐陶・伊尹を擧げ、不仁者遠ざかる。今、俗吏をして子弟
を任ずるを得しむ。率ね多く驕驕にして、古今に通せず、民に益無し。宜
しく明かに選びて賢を求め・子を任ずるの令を除くべし。外家及び故人は
厚くするに財を以てす可し、宜しく位に居くべからず。【五七】角抵を去り、樂
府を減じ、尙方を省き、天下に明示するに儉を以てせよ。古は、工は【五八】
瑠瑒を造らず、商は侈靡を通せず。工商の獨り賢なるに非ず、政教、之をし
て然らしめしなり」と。上、其の言を以て迂濶と爲し、甚だ寵異せざるや、吉、
遂に病と謝して歸る。

- 【五〇】 財。裁擇に同じ。
- 【五一】 公主に尙す。天子の女を娶る也。
- 【五二】 翁主に承す。諸侯の女を娶る也。
- 【五三】 自ら制す。節度無きを言ふ。
- 【五四】 誅。求むる也。
- 【五五】 三公九卿の世。三公九卿の世子の意。
- 【五六】 角抵云云。角抵は角力の類、樂府は樂坊、尙方は天子の供御の器物を作る所なり。かかる遊戯・贅澤の機關を除き去りて治道に勵むべきをいへるなり。
- 【五七】 瑠瑒。玉を刻鏤すること。

義渠安國、羌中に至り、先零の諸豪三十餘人を召し、尤も桀黠なりと以ふ者をば、皆之を斬り、兵
を縱ちて其の種の人を撃ち、斬首千餘級。是に於て、諸の降羌及び歸義
羌侯楊玉等怨怒し、【五九】信郷する所無し。遂に小種を劫略し、背畔して塞
を犯し、城邑を攻め、長吏を殺す。安國、騎都尉を以て、騎二千を將ゐ、
屯して羌に備へ、【六〇】浩亶に至り、虜の撃つ所と爲り、車重兵器を失亡する
こと甚だ衆し。安國引きて還り、令居に至り、以て聞す。時に趙充國、年
七十餘。上、之を老いたりとし、丙吉をして「誰か將とす可き者ぞ」と問
はしむ。充國對へて曰はく、「老臣に踰ゆる者無し」と。上、問はしめて曰
はく、「將軍、羌虜を度るに如何、當に幾人を用ふべき」と。充國曰はく、
「百聞は一見に如かず、兵は遙に度り難し。臣願はくは馳せて【六一】金城に至
り、【六二】方略を圖して上つらん。羌戎は小夷にして、天に逆らうて背畔す。
滅亡せんこと久しからず。願はくは陛下、以て老臣に【六三】屬し、以て愛と
爲す勿かれ」と。上笑つて曰はく、「諾」と。乃ち大に兵を發して金城に
詣る。夏四月、充國を遣はし、之を將ゐて以て西羌を撃たしむ。
六月、星有り東方に孛す。

- 【五九】 信郷。信郷に同じ。
- 【六〇】 浩亶。金城郡に屬する地の名。漢、縣を置く、浩亶水を以て名づく。故城は今の甘肅省西寧道碾伯縣に在り。東は平番縣界に接し、西大通堡と相近し。
- 【六一】 金城。郡名、今の甘肅省舊蘭州・西寧二府の地。允吾に治す、故城は今の阜蘭縣の西北、黄河の北岸にあり。
- 【六二】 其の地形を圖し。并せて攻討の方略を爲し、俱に奏上せんと也。
- 【六三】 屬。委任する也。

趙充國、金城に至り、兵の萬騎に滿つるを須ち、河を度らんと欲す。虜の遮る所と爲らんことを恐れ、卽夜、三校を遣はし、枚を銜みて先づ度り、度れば輒ち營陳せしむ。(六九)明に會して畢る。遂に次を以て盡く度る。虜數十百騎來り、軍傍に出入す。充國曰はく、「吾が士馬新に倦み、馳逐す可からず。此れ皆、驍騎にして制し難く、又、其の誘兵たらんことを恐るるなり。虜を撃つは殄滅を以て期と爲す。小利は貪るに足らず」と。軍に令して、撃つ勿からしむ。騎を遣はして、四望陜中を候はしむるに、虜無し。夜、兵を引き上げて上りて、落都に至る。(七〇)諸校司馬を召して、謂つて曰はく、「吾、羌虜が兵を爲むること能はざるを知る。虜をして數千人を發して、四望陜中を守り、杜がしめば、兵豈に入るを得んや」と。充國、常に、斥候を遠くするを以て務と爲し、行くときは必ず戰備を爲し、止まるときは必ず營壁を堅くし、尤も能く重きを持し、士卒を愛し、先づ計りて後戰ふ。遂に西して、西部都尉府に至る。日に軍士を饗す。士、皆、用を爲さんと欲す。虜數、戰を挑む。充國堅く守る。捕へ得たる生口言はく、「羌の豪、相(七一)數責して曰はく、「汝に、反する無かれと語れり。今、天子、趙將軍をして來らしむ。年八九十、善く兵を爲む。今、(七二)請うて一たび鬪うて死せんと欲すとも、得可けんや」と。」初め罕丹の豪靡當兒、弟雕

- 【六九】枚。銜む。其の聲無きを欲する也。
- 【七〇】明。天明。
- 【七一】四望陜。陜の名。
- 【七二】落都。山の名。
- 【七三】杜。塞ぐ。
- 【七四】西部都尉府。金城に在り。
- 【七五】數責。數も責むる也。
- 【七六】充國持重して戰はず、羌、一たび鬪つて死せんと欲するも、得可からざるを言ふ。

庫をして來りて、都尉に告げしめて曰はく、「先零、反せんと欲す」と。後數日にして果して反す。雕庫の種人、頗る先零の中に在り、都尉即ち雕庫を留めて質と爲す。充國、以て罪無しと爲し、乃ち遣り歸し、種豪に告げしむ、「大兵、有罪の者を誅す。明白に自ら別にせよ。(七六)并せて滅ぶるを取ら母かれ。天子、諸の羌人に告ぐ、「法を犯す者、能く相捕斬せば、罪を除かん。仍、功の大小を以て、錢を賜ふこと差有らん。又、其の捕ふる所の妻子財物を以て、盡く之に與へん」と。」充國、計りて、威信を以て罕丹及び劫略する者を招き降し、虜の謀を解散し、其の疲劇しきを徵めて、乃ち之を撃たんと欲す。時に、上巳に内郡の兵を發し、邊に屯する者合はせて六萬人、酒泉の太守辛武賢、奏して言はく、「郡の兵、皆、屯して南山に備へ、北邊、空虚なり。勢、久しうす可からず。若し秋冬に至りて乃ち兵を進むるは、此れ虜、境外に在るの(七七)冊なり。今、虜、朝夕、寇を爲す。土地寒苦にして、漢の馬は冬に耐へず。七月上旬を以て、三十日の糧を齎し、兵を分ちて張掖・酒泉に出で、罕丹の鮮水の上(七八)に在る者を合撃せんに如かず。盡く誅すること能はずと雖も、但だ其の畜産を奪ひ、其の妻子を虜にし、復た兵を引き還り、冬復た之を撃たん。大兵、仍に出でば、虜必ず震壞せん」と。天子、其の書を充國に下し、之を議せしむ。充國以爲はく、「一馬自ら三十日の食を負ふは、米二斛四斗・麥八斛と爲す。又、衣裝兵器有り。以て追逐し難からん。

- 【七六】都尉は金城の西部都尉なり。
- 【七七】相相同して并せて滅亡を取ること勿れ。
- 【七八】冊。策。謀なり、籌なり。
- 【七九】仍。頗なり。

虜必ず軍の進退を(一)商り、稍く引き去り、水草を逐うて山林に入らん。随つて深く入らば、虜即ち前險に據り、後阨を守り、以て糧道を絶たん。必ず傷危の憂有り、夷狄の笑と爲らん。千載まで復す可からじ。而るに武賢以爲へらく、其の畜産を奪ひ其の妻子を虜にす可しと。此れ殆ど空言にして、至計に非ざるなり。先零、首として畔逆を爲し、它種は(二)劫略せらるるのみ。故に臣が愚冊は、罕开の闇昧の過を捐て、隠して章はず勿く。先づ先零の誅を行うて、以て之を震動せんと欲す。宜しく過を悔い善に反らば、因つて其の罪を赦し、良吏の其の俗を知る者を選択して、(三)拊循和輯せしむべし。此れ師を全くし勝を保し邊を安んずるの冊なり」と。天子、其の書を下す。公卿・議者、咸以爲はく、「先零は兵盛なり、而して罕开の助を負む。先づ罕开を破らざるば、則ち先零未だ圖る可からざるなり」と。上、乃ち侍中許延壽を拜して彊弩將軍と爲し、(四)即きて酒泉の太守武賢を拜して破羌將軍と爲し、璽書を賜うて、其の冊を嘉納す。書敕を以て充國を讓めて曰はく、「今、轉輸並び起り、百姓煩擾す。將軍、萬餘の衆を將ゐて、早く秋に及びて、水草の利を共にし、其の畜食を争はずして、冬に至らんと欲す。虜、皆、當に食を畜へ、多く山中に(五)藏匿し、險阻に依るべし。將軍の士寒くして、手足(六)戰慄せん。寧んぞ

【八一】商。計度する也。

【八二】復。報復する也。

【八三】劫略せらる。劫かされて畔くものにして、其の本心に非ず。

【八四】拊循和輯。撫循和集。

【八五】即。就く。其郡に就きてこれを拜する也。

【八六】畜食。家畜の食ふ所。即ち草を謂ふ。

【八七】藏匿。藏匿。

【八八】戰慄。ひび、しもわけ。

利有らんや。將軍、中國の費を念はず、(九)歳數を以てして敵に勝たんと欲す。將軍たるは、誰か此を樂しまざる者ぞ。今、破羌將軍武賢等に詔し、兵を將ゐて、七月を以て罕开を撃たしむ。將軍、其れ兵を引ききて並び進め。復た疑有る勿かれ」と。充國・上書して曰はく、「陛下、前に幸に書を賜はり、人をして罕开を論ずるに大軍當に至るべきを以てせしめ、漢・罕开を誅せずして、以て其の謀を解かんことを欲せり。臣、故に罕开の豪靡庫を遣りて、天子の至徳を宣べしむ。罕开の屬、皆、明詔を聞知す。今、先零の羌楊玉、(一〇)石山木に阻りて、便を候うて寇を爲す。罕开は未だ犯す所有らず。乃ち先零を置きて先づ罕开を撃ち、有罪を釋きて無辜を誅するは、壹難を起して兩害に就くなり。誠に陛下の本計に非ざるなり。臣聞く、兵法に、(一一)

【八九】歳數を以て。久しく年月を歴る也。

【九〇】將軍たることは、皆、これを樂しむ。

【九一】石山木に阻る。山の木石に阻依して以て自ら保固す。

【九二】攻めて足らざる者云云。攻むるとしては軍勢足らざるものも、守備を爲すとせば其の勢餘りあり。

「攻めては足らざる者も、守りては餘り有り」と。又曰はく、「善く戰ふ者は、人を致して、人に致されず」と。今、罕开、燉煌・酒泉に寇を爲さんと欲すとせば、宜しく兵馬を飭へ、戰士を練り、以て其の至るを須つべし。坐ながらにして敵を致すの術を得、逸を以て勞を撃つ。勝を取るの道なり。今恐らくは、二郡の兵少く、以て守るに足らざらん。而るに之を發して行きて攻むるは、虜を致すの術を釋てて、虜の致す所と爲るの道に従ふなり。臣愚以爲へらく、便ならずと。先零の羌虜、背叛を爲さんと欲す、故に罕开と、仇を解き約を結ぶ。

然れども其の私心、漢の兵至りて罕丹の之に背かんことを恐るる無き能はざらん。臣愚以爲へらく、其の計、常に先づ罕丹の急に赴きて以て其の約を堅くせんと欲するならん。先づ罕丹を撃たば、先零必ず之を助けん。今、虜は馬肥え、糧食方に饒なり。之を撃つとも、恐らくは傷害すること能はざらん。適、先零をして〔三〕徳を罕丹に施し、其の約を堅くし、其の黨を合するを得しめん。虜交、堅く黨合し、精兵二萬餘人、諸の小種を迫脅せば、附著する者稍く衆く、〔四〕莫須の屬、輕しく離るるを得ざらん。是の如くならば、虜兵寢く多く、之を誅するに、力を用ふること數倍せん。臣恐らくは〔五〕國家の憂累、十年に由りて數へ、二三歳のみならずらん。臣の計に於ては、先づ先零を誅し已らば、則ち罕丹の屬は、兵を煩はさずして服せん。先零已に誅せられて、而も罕丹・服せずんば、正月に涉りて之を撃たん。計の理を得、又其の時なり。今を以て兵を進むるは、誠に其の利を見ず」と。戊申、充國・上奏す。秋七月甲寅、璽書・報じ、充國の計に従ふ。充國乃ち兵を引き、先零の在る所に至る。虜久しく屯聚して懈弛し、大軍を望見して、車重を棄て、湟水を度らんと欲す。道阨隘なり。充國、徐行して之を驅る。或るひと曰はく、〔六〕「利を逐ふに、行くこと遅し。」充國曰はく、「此れ窮寇なり。迫る可からざるなり。之を緩くせば、則ち走り

〔三〕 徳を施す。自ら恩徳を樹る也。
 〔四〕 莫須。羌の一小種の名。
 〔五〕 國家の憂累云云。國家、之が爲めに憂へ累はさるるこゝと、十年の長日月に至るべく、二三年にては止まざるべし。
 〔六〕 利を逐ふに徐行せしを以て、利を逐ふに宜しく行くこと速なるべきに、何故、遅きや、と問ひしなり。

て・顧みじ。之を急にせば、則ち還りて死を致さん。」諸校皆曰はく、「善し」と。虜、水に赴きて溺死する者數百、降るもの及び斬首五百餘人、馬牛羊十萬餘頭、車四千餘兩を虜にす。兵、罕丹の地に至る。軍に令して、聚落を燔き、〔七〕田中に芻牧する母からしむ。罕丹、之を聞き、喜びて曰はく、「漢果して我を撃たず」と。豪、靡忘、人をして來り言はしむ、「願はくは故地に還復するを得ん」と。充國、以て聞す。未だ報せず。靡忘來りて自ら歸す。充國、飲食を賜うて遣り歸し、種人に諭さしむ。護軍以下、皆、之を争うて曰はく、「此れ反虜なり。擅に遣る可からず」と。充國曰はく、「諸君は但だ〔八〕便文をもて自ら營まんと欲す。公家の爲めに忠計するに非ざるなり」と。語、未だ卒らざるに、璽書・報じ、令して靡忘をば贖を以て論せしむ。後、罕、竟に・兵を煩はさずして下る。上、破羌・彊弩將軍に詔して、屯所に詣り、十二月を以て、充國と合し、進みて先零を撃たしむ。時に羌の降る者萬餘人。充國、其の必ず壞れんことを度り、騎兵を罷め、屯田して以て其の敵を待たんと欲し、奏を作り、未だ上らず。會、兵を進めよとの璽書を得たり。充國の子中郎將印懼れ、客をして充國を諫めしめて曰はく、「誠に兵をして出でしめ、軍を破り將を殺し、以て國家を傾けんには、將軍、之を守りて可なり。即ち利と病とは、又何ぞ争ふに足らん。一旦、上の意に合はず、〔九〕繡衣を遣はして來りて將軍を責

〔七〕 更に回還して力を盡して死戦せん。
 〔八〕 田中に芻牧す。田畝の中に於て芻を刈り放牧する也。
 〔九〕 靡忘。羌帥の名。
 〔一〇〕 便文をもて自ら營む。文墨の便を取りて以て自己の利を營まんとする意。
 〔一一〕 繡衣。御史を謂ふ。

めしめば、將軍の身、自ら保すること能はざらん。何ぞ國家を之れ安んぜん」と。充國・歎じて曰はく、「是れ何ぞ言の不忠なるや。」〔一〇〕本吾が言を用ひしならば、羌虜、是に至るを得たらんや。往者、先づ羌に行く可き者を擧ぐるや、吾、辛武賢を擧げたり。〔二〕而承相・御史、復た白して、義渠安國を遣はし、竟に羌に沮敗せり。金城・湟中、穀・斛ごとに八錢なるや、吾、〔三〕耿中丞に謂へらく、〔四〕「三百萬斛の穀を糶せよ。羌人敢て動かし」と。耿中丞、百萬斛を糶せんことを請ひ、乃ち四十萬斛を得しのみ。義渠再び使し、且つ其の半を費せり。此の二冊を失ひ、羌人、敢て逆を爲すを致せり。之を毫釐に失へば、差ふに千里を以てす。是れ既に然り。今、兵、久しく決せず。四夷、卒に動搖する有り、相因りて起たば、知者有りと雖も、其の後を善くすること能はじ。〔五〕羌のみ獨り憂ふるに足らんや。吾、固く死を以て之を守らん。明主には忠言を爲す可し」と。遂に屯田の奏を上りて曰はく、「臣が將ゐる所の吏士馬牛の食、用ふる所の糧穀、〔六〕藁、調度甚だ廣し。難久しくして解けず、徭役・息ますんば、恐らくは他の變を生じ、明主の憂を爲さん。誠に、素め〔七〕廟勝を定むる冊に非ず。且つ羌は、計を以て破り易く、兵を用て碎き難きなり。故に臣愚心に以爲へらく、之を撃つは便ならずと。臨羌より東のか

〔一〇〕豫めこれを防がば、今日の寇無かる可かりしなり。
 〔一〕耿中丞。耿壽昌。司農中丞たり。
 〔二〕三百萬斛云云。糶は米を買ひ入るる也。豫め糧食を儲へて、以て敵を制す可きを言ふ。
 〔三〕羌のみ云云。若し此くの如くなれば、憂ふべきは、ただ羌のみにあらじ。
 〔四〕藁。乾草。
 〔五〕廟勝。廟堂に謀りて敵に勝つ也。

た浩疊に至るまでを計度するに、羌虜の故田及び公田の、民の未だ墾せざる所、二千頃以上可り。其の間の郵亭、壊敗する者多し。臣、前に士を部して、山に入り材木を伐らしめ、六萬餘枚、水次に在り。臣願はくは騎兵を罷め、歩兵萬二百八十一人を留め、要害の處に分屯せしめ、冰解けば、〔一〇〕漕下して、郷亭を繕ひ、溝渠を浚へ、湟陁より以西の道橋七十所を治め、〔二〇〕鮮水の左右に至る可からしめ、〔三〇〕田事出でば、人ごとに三十畝を賦し、四月に至りて草生せば、郡騎及び屬國の故騎各千を發し、草に就かせ、田者の遊兵と爲して、以て金城郡に充たし入れ、益々積蓄して大費を省かん。今、大司農の〔四〇〕轉ずる所の穀の至る者、萬人の一歳の食を支ふるに足る。謹みて田處及び器用の簿を上る」と。
 上・報じて曰はく、「即し將軍の計の如くならば、虜、當に何れの時にか誅に伏すべき、兵、當に何れの時にか決するを得べき。其の便を〔五〇〕孰計して、復た奏せよ」と。充國、狀を上りて曰はく、「臣聞く、帝王の兵は、全きを以て勝を取る。是を以て、謀を貴びて戰を賤しむ。百戰百勝は、善の善なる者に非ざるなり。故に、〔六〇〕先づ勝つ可からざるを爲して、以て敵の勝つ可きを待つと。蠻夷の習俗は、禮義の國に殊なりと雖も、然れども其の害を避け利に就かんと欲し、親戚を愛し、死

〔一〇〕漕下す。水を以て木を運して下るなり。
 〔二〇〕鮮水。即ち青海、周四百五十餘里、亦、卑禾羌海と曰ひ、又、西海、仙海と曰ふ。
 〔三〇〕田事出づ。春に至りて人出でて田を營むをいふ。
 〔四〇〕賦。班ち與ふ。
 〔五〇〕轉。運送する也。
 〔六〇〕孰計。熟計に同じ。
 〔七〇〕我、自ら完堅にし、敵をして我に勝つこと能はざらしめ、乃ち以て敵に勝つ可きなり。

亡を畏るるは、一なり。今、虜、其の美地、〔二五〕薦草を亡び、寄託して遠く遯るるを愁へ、骨肉心離れ、人、畔志有り。而して明主、師を、〔二六〕班し兵を罷め、萬人留まりて田し、天の時に順ひ、地の利に因り、以て勝つ可きの虜を待たば、未だ即ち幸に伏せずと雖も、兵決せんこと、〔二七〕朞月にして望む可し。羌虜、瓦解し、前後降る者、萬七百餘人、及び言を受けて去る者、凡そ七十輩。此れ坐ながらにして羌虜を支解するの具なり。臣、謹みて、兵を出さずして留まりて田するの便宜十二事を條せん。步兵、〔二八〕九校、吏士萬人、留まり屯して以て武備を爲し、因つて田して穀を致し、威德並に行はれん。一なり。又、因りて羌虜を排折し、肥饒の地に歸るを得ざらしめ、其の衆を貧破し、以て羌虜相畔くの漸を成さん。二なり。居民、並に田作するを得、農業を失はざらん。三なり。軍馬の一月の食は、度るに田士一歳を支ふ。騎兵を罷めて、以て大費を省かん。四なり。春に至りて、甲士卒を省みて、河湟に循うて穀を漕し、〔二九〕臨羌に至り、以て羌虜に示し、威武を揚げ、世々に傳へ、〔三〇〕折衝を之れ具へん。五なり。閒暇の時を以て、先に伐る所の材を下し、郵亭を繕治し、金城に充たし入れん。六なり。兵出でば、〔三一〕危きに乘じて幸を徼めん。出でずんば、反畔の虜をして、風寒きの地に竄れ、霜露

〔二五〕薦草。稠りたる草。
 〔二六〕班。還す也。
 〔二七〕言を受けて去る者。羌、充國の言を受けて、歸りて相告諭する者。
 〔二八〕九校。一部を一校と爲す。
 〔二九〕臨羌。縣の名、金城郡に屬す、甘肅省西寧道西寧縣の西。其の西は即ち塞外なり。
 〔三〇〕折衝。敵の來るを挫き止むる也。
 〔三一〕必ずしも勝つ可からざるを言ふ。

〔三二〕家贖。寒きの爲めに凍傷して指を墮す也。

疾疫〔三二〕、塚墮の患に離らしめん。坐ながらにして必勝を得るの道なり。七なり。阻を經遠く追ひ死傷するの害無からん。八なり。内は威武の重きを損せず、外は虜をして、〔三三〕間に乘ずるの勢を得しめざらん。九なり。又、河南の〔三四〕大丹・小丹を驚動し、它の變を生せしむるの憂亡からん。十なり。隍陬中の道橋を治めて、鮮水に至る可からしめ、以て西域を制し、威を千里に伸べ、〔三五〕枕席の上より師を過さん。十一なり。大費既に省かれ、餘役豫め息みて、以て不虞を戒めん。十二なり。留まりて屯田せば、十二の便を得ん。兵を出さば、十二の利を失はん。唯だ明詔して采擇せよ」と。上復た報を賜うて曰はく、〔三六〕「兵の決せんこと朞月にして望む可しとは、今冬を謂ふや、何れの時を謂ふや。將軍、獨り計らざるか、虜、兵頗る罷ると聞かば、且に丁壯相聚まり、田者及び道上の屯兵を攻擾し、復た人民を殺略せんとするを。將た何を以てか之を止めん。將軍、孰計して復た奏せよ」と。充國復た奏して曰はく、〔三七〕「臣聞く、兵は計を以て本と爲す。故に〔三八〕算多きは算少きに勝つと。先零羌の精兵、今餘すと七八千人に過ぎず、地を失うて遠く客たり、分散し飢凍し、畔き還る者絶えず。臣愚以爲へらく、虜の破壊せんこと、日月にして冀ふ可く、遠くとも來春に在らん。故に曰はく、兵の決せんこと朞月にして望む可しと。竊に北邊を見るに、燧煙より遼東に至るまで、萬一千五百餘里、塞に乗り地に

〔三二〕間。軍の間隙を謂ふ。
 〔三三〕大丹小丹。皆羌種、河西の河南即ち今の内蒙古鄂爾多斯の地に在り。
 〔三四〕枕席云云。橋成るときは軍行の安易なること、枕席の上を過ぐるが如きをいふ。
 〔三五〕孫子曰はく、算多きは勝ち、算少きは勝たずと。

列して、吏卒數千人有り。虜、數、大衆を以て之を攻むれども、害すること能はず。今、騎兵、罷れたりと雖も、虜、屯田の士、精兵萬人を見る。今より三月を盡して、虜の馬羸瘦せん。必ず、敢て其の妻子を他種の中に捐て、遠く河山を涉りて、來りて寇を爲さざらん。亦、敢て其の累重を將ゐて、故地に還歸せざらん。是れ臣の愚計、虜且に必ず其の處に瓦解せんとすと度る所以なり。戰はずして自ら破るるの冊なり。虜小しく寇盜し、時に人民を殺すに至りては、其の原、未だ卒に禁ず可からず。臣聞く、戰は、必ず勝つにあらざれば、苟くも兵を接へず、攻むるは、必ず取るにあらずんば、苟くも兵を勞せずと。誠に兵をして出でしめ、先零を滅ぼすこと能はずと雖も、但だ能く虜をして絶えて小寇を爲さざらしめんには、則ち兵を出して可なり。即ち今、同じく是にして、而も坐ながら勝つ之道を釋て、危きに乗するの勢に従ひ、往くとも終に利を見ず、内を空しくして自ら罷徹し、(二三)重きを貶して以て自ら損するは、蠻夷に示す所以に非ざるなり。又、(二四)大兵一たび出でて還らば、復た留む可からざらん。遑中も亦未だ空しくす可からず。是の如くならば、徭役復た更に發せん。臣愚以爲へらく、不便なりと。臣竊に自ら惟念するに、詔を奉じて塞を出で、軍を引きて遠く撃たば、天子の精兵を窮め、車甲を山野に散じ、尺寸の功亡しと雖も、(二五)媮くも嫌を避くるの

【二七】累重。妻子。
 【二八】同じく是。兵を出すも、兵を出さざるも、俱に小寇盜を止むること能はざるを言ふ。
 【二九】重きを貶す。中國の威重を損減する也。
 【三〇】大兵云云。大兵、塞を出でて還るときは、人人、歸志を生じ、復た留まりて屯田して以て羌に備ふ可からず。
 【三一】媮。苟且なり。

便を得て、後咎餘責亡からん。(然レ)此れ人臣の不忠の利にして、明主の社稷の福に非ざるなり」と。充國の奏、上る毎に、輒ち公卿議臣に下す。初は充國の計を是とする者仕の三、中ごろは仕の五、最後には仕の八。詔有り、前に不便と言ひし者を詰る。皆、頓首して服す。魏相曰はく、「臣愚、兵事の利害に習はず。後將軍、數、軍冊を畫す。其の言常に是なり。臣、其の計の必ず用ふ可きを(三二)任するなり」と、上、是に於て、充國に報じ、之を嘉納す。亦、破羌・彊弩將軍が數、「當に撃つべし」と言へるを以て、是に於て、兩つながら其の計に従ひ、兩將軍と中郎將印とに詔して、出でて撃たしむ。彊弩は出でて四千餘人を降し、破羌は斬首二千級、中郎將印は、斬首・降者、亦二千餘級、而して充國の降す所、復た五千餘人を得。詔して、兵を罷め、獨り充國のみ留まりて屯田す。大司農朱邑・卒す。上、其の循吏なるを以て、之を閔惜し、詔して其の子に黄金百斤を賜ひ、以て其の祭祀を奉せしむ。是の歲、前將軍龍頰侯韓增、大司馬・車騎將軍と爲る。(三三)丁令、比りに三歲、匈奴を鈔盜し、數千人を殺略す。匈奴、萬餘騎を遣はし、往きて之を撃たしむ。得る所無し。

【三二】任。保證する也。
 【三三】丁令。亦、丁零に作る、古の狄種、其の居る處は、匈奴の北、今の外蒙古セレンガ(Selenge)河流域に在り。

二年、春正月、鳳皇・甘露の京師に降り集まるを以て、天下に赦す。

夏五月、趙充國奏して言はく、「羌は本五萬人可り。軍凡そ斬首七千六百級、降者三萬一千二百人、河湟に溺れ餓えて死する者五六千人。定めて計るに、遺脱して煎鞏黄氐と俱に亡げたる者は、四千人に過ぎじ。羌靡忘等、自ら詭めて必ず得ん。請ふ屯兵を罷めん」と。奏可さる。充國、振旅して還る。善き所の浩星賜、迎へて充國に説きて曰はく、「衆人は皆以へらく、斬首生降多かりければ、虜以て破壊せりと。然れども識者有り、以爲へらく、虜の執窮困したれば、兵、出でずと雖も、即ち自ら服せんと。將軍即し見えば、宜しく功を二將軍の出でて撃ちしに歸し、「愚臣の及ぶ所に非ず」といふべし。此の如くせば、將軍の計未だ失はざらん」と。充國曰はく、「吾、年老いたり。爵位已に極まれり。豈に一時の事に伐るを嫌うて、以て明主を欺かんや。兵執は國の大事なり。當に後の法と爲すべし。老臣、餘命を以て壹たび陛下の爲めに兵の利害を明言せずして、卒に死せば、誰か當に復た之を言ふべき者ぞ」と。卒に其の意を以て對ふ。上、其の計を然りとし、罷めて辛武賢を遣り、酒泉の太守の官に歸す。充國復た後將軍と爲る。秋、羌の若零・離留・且種・兒庫、共に先零の大家猶非・楊玉の首を斬り、及び諸豪弟澤・陽雕・良兒・靡忘、皆、煎鞏・黄氐の屬四千餘人を帥るて降る。漢、若零・弟澤二人を封じて帥衆王

- 【一】自ら詭めて云云。自ら以て憂責と爲して、必ず能く之を得んとの意。詭は責む也。
- 【二】振旅。衆を整ふる也。
- 【三】浩星は姓、賜は名。

と爲し、餘は皆侯と爲し、君と爲す。初めて金城の屬國を置き、以て降羌を處らしむ。詔して、護羌校尉とす可き者を擧げしむ。時に充國病む。四府、辛武賢の小弟湯を擧ぐ。充國遽に起ちて奏す、「湯は酒を使ふ。蠻夷を典らしむ可からず。湯の兄臨衆に如かず」と。時に湯已に拜して節を受く。詔有り、更めて臨衆を用ふ。後、臨衆、病みて免ず。五府復た湯を擧ぐ。湯數酔うて、羌人に酌す。羌人・反畔す。卒に充國の言の如し。辛武賢、深く充國を恨み、上書して、中郎叩が省中の語を泄せるを告ぐ。(叩)吏に下され、自殺す。

- 【四】離留・且種の二人は侯と爲り、兒庫は君と爲り、良兒は君と爲り、靡忘は獻牛君と爲る。
- 【五】四府。丞相府、御史府、車騎將軍府、前將軍府なり。後將軍府を合せて五府と爲す。
- 【六】酒を使ふ。酒に因りて氣を使ふ。
- 【七】拜。官を拜する也。護羌校尉は節を持して諸羌を護す。
- 【八】酌。酔うて怒る也。
- 【九】辛武賢云云。辛武賢、羌を破りしを以て賞を希ひしが、充國の言によりて、格別の恩賞無くして、故官に歸されし

(一〇) 司隸校尉魏郡の蓋寬饒、剛直公清にして、數上上の意を干犯す。時に上方に刑法を用ひ、中書官に任ず。寬饒、封事を奏して曰はく、「方今、聖道浸く微にして、儒術行はれず、(二) 刑餘を以て周召と爲し、(三) 法律を以て詩書と爲す」と。又、易傳を引き言はく、(四) 五帝は天下を

官にし、三王は天下を家にす。家は以て子孫に傳へ、官は以て賢聖に傳ふ」と。書・奏す。上、以爲へらく、寬饒・怨望すと。其の書を中二千石に下す。時に〔一〕執金吾・議して以爲はく、「寬饒の旨意は、禪を求めんと欲す。大逆不道なり」と。諫大夫鄭昌、寬饒が忠直にして國を憂へ、事を言ひて〔上〕意に當らざるを以てして、文吏の〔二〕詆挫する所と爲るを感傷し、上書して寬饒〔三〕を訟へて曰はく、「臣聞く、山に猛獸有れば、藜藿之が爲めに采られず、國に忠臣有れば、姦邪之が爲めに起らずと。司隸校尉寬饒、居は安きを求めず、食は飽くを求めず、進みては國を憂ふるの心有り、退きては節に死するの義有り、上には〔四〕許・史の屬無く、下には〔五〕金・張の託無く、職は司察に在り、直道にして行ひ、仇多く與少し。上書して國事を陳べ、有司、劾するに大辟を以てす。臣、幸に大夫の後に從ふを得、官は諫を以て名と爲せば、敢て言はずんばあらず」と。上聽かず。九月、寬饒を吏に下す。寬饒、佩刀を引き、北闕の下に自刎す。衆、之を憐まざるもの莫し。匈奴の虛閭權渠單于、十餘萬騎を將ゐて、塞に旁うて獵し、邊に入りて寇を爲さんと欲す。未だ至らず。會、其の民題徐渠堂、亡げて漢に降り、狀を言ふ。漢、以て言兵鹿奚鹿盧侯と爲し、而して後將軍趙充國を遣はし、兵四萬餘騎を將ゐて、〔六〕緣邊の九郡に屯し、虜に備

〔一〕 時に南陽の太守賢、執金吾たり。

〔二〕 詆挫。詆毀挫折する也。

〔三〕 藜藿。あかざと、豆の葉と。

〔四〕 許史。許氏、史氏。宣帝の外戚なり。

〔五〕 金張。金氏即ち金日磾、張氏は張安世。

〔六〕 緣邊の九郡。邊境の九郡。即ち五原、朔方、雲中、代郡、雁門、定襄、北平、上谷、漁陽なり。

へしむ。月餘にして、單于病みて血を歐く。因つて敢て入らずして、還り去り、即ち兵を罷め、乃ち題王都犂胡次等をして漢に入りて和親を請はしむ。未だ報せず。會、單于・死す。〔一〕虛閭權渠單于始めて立ちて、顛渠闕氏を黜くるや、顛渠闕氏、即ち右賢王屠耆堂と私通す。右賢王、龍城に會して去らんとするとき、顛渠闕氏、語るに單于の病甚だしきを以てし、且つ遠ざかる勿からしむ。後數日にして、單于・死す。事を用ふる貴人郝宿王刑未央、人をして諸王を召さしむ。未だ至らず。顛渠闕氏、其の弟左大將且渠都隆奇と謀り、右賢王を立て、握衍胸鞞單于と爲す。握衍胸鞞單于は、烏維單于の〔二〕耳孫なり。握衍胸鞞單于立ち、凶惡にして、刑未央等を殺して、都隆奇を任用し、又、盡く虛閭權渠の子弟にして、自ら其の子弟を以て之に代ふ。虛閭權渠單于の子稽侯犂、近親を免じて、自ら其の子弟を以て之に代ふ。虛閭權渠單于の子稽侯犂、既に・立つを得ず、亡げて妻の父烏禪幕に歸す。烏禪幕は、本康居と烏孫との間の小國にして、數、侵暴せられ、其の衆數千人を率ゐて、匈奴に降る。狐鹿姑單于、其の弟の子日逐王の姊を以て之に妻せ、其の衆に長とし右地に居らしむ。日逐王先賢禪は、〔三〕其の父左賢王、當に單于と爲るべきを、狐鹿姑單于に譲り、狐鹿姑單于、之を立つるを許せり。國人、故を以て、頗る言ふ、「日逐王、當に單于と爲るべし」と。日逐王は、素より握衍胸鞞單于と隙有り、即ち其の衆を帥ゐて、漢に降らんと欲し、人をして渠犂に至り、騎都尉鄭吉と相聞せしむ。吉、渠犂・龜茲諸國の五萬人を發して、日逐

〔一〕 事は二十四卷地節二年に見ゆ。

〔二〕 耳孫。仍孫。玄孫の曾孫。

〔三〕 事は二十二卷武帝太始元年に見ゆ。

王・口萬二千人。(二七)小王將十二人を迎ふ。吉に隨つて(二八)河曲に至る。頗る・亡ぐる者有り。吉追うて之を斬る。(二九)遂に將ゐて京師に詣る。漢、日逐王を封じて歸德侯と爲す。吉既に(三〇)車師を敗り、日逐を降し、威、西域に震ふ。遂に并せて車師より以西の北道を護す。故に都護と號す。都護の置かるること、吉より始まる。上、吉を封じて安遠侯と爲す。吉、是に於て、(三一)西域に中して莫府を立て、(三二)烏壘城に治す。陽關を去ること二千七百餘里。匈奴益弱く、敢て争はず。西域の(三三)僮僕都尉、此に由りて罷む。都護は、烏孫・康居等の三十六國の動靜を督察し、變有れば以て聞す。安輯す可きをば之を安輯し、不可なる者をば之を誅伐し、漢の號令を、西域に(三四)班く。握衍胸鞞單于、更に其の從兄薄胥堂を立てて日逐王と爲す。烏孫の昆彌翁歸靡、長羅侯常惠に因りて上書す、「願はくは漢の外孫(三五)元貴靡を以て嗣となし、復た漢の公主に尙せしむるを得、婚を結び親を重ね、匈奴に(三六)畔絶せん」と。詔して公卿に下して議せしむ。大鴻臚蕭望之以爲はく、「烏孫は絶域にして、變故、保し難し。許す可からず」と。

【二七】 小王將。匈奴は左右賢王、左右谷蠡王、左右大將以下、凡そ二十四長を大王將と爲し、其餘を小王將と爲す。
 【二八】 河曲。地名、今の山西省河東道永濟縣に在り。黄河の大屈曲點に當る。
 【二九】 車師を破ること、前卷地節三年に見ゆ。
 【三〇】 西域に中す。西域の諸國の中央に居り、遠近相均しき也。

【三一】 烏壘城。新疆省阿克蘇道輪臺縣の東北の策特爾の地。龜茲の治城の東方なり。
 【三二】 僮僕都尉。西域の諸國は、故皆匈奴に役屬し、匈奴の西邊の日逐王、僮僕都尉を置き、西域を領せしむ。
 【三三】 班。布く也。
 【三四】 元貴靡。楚主解憂の長男。
 【三五】 畔絶。そむき、たつ。

上、烏孫が(三六)新に大功を立てしを美し、又、(三七)故業を絶つを重り、乃ち烏孫主解憂の弟相夫を以て公主と爲し、盛に資送を爲して之を遣はし、常惠をして之を送らしむ。燉煌に至り、未だ塞を出でず。翁歸靡死し、烏孫の貴人、共に(三八)本約に従つて岑娶の子泥靡を立てて昆彌と爲し、狂王と號すと聞き、常惠・上書す、「願はくは、少主を燉煌に留め、惠馳せて烏孫に至り、元貴靡を立てて昆彌と爲さざるを責讓し、還りて少主を迎へん」と。事、公卿に下さる。望之、復た以はく、「烏孫、兩端を持し、約結し難し。今、少主、元貴靡の立たざるを以てして還るは、信に夷狄に負く無くして、中國の福なり。少主、止まらずんば、徭役將に興らんとす」と。天子、之に従ひ、少主を徴し還す。

【三六】 大功を立つ。本始二年、匈奴を破りしをいふ。
 【三七】 故業。先に烏孫と婚親せしを言ふ。
 【三八】 本約。二十四卷本始二年に見ゆ。
 【三九】 憲。魏相の諡。

三年、春三月丙辰、高平の(四〇)憲侯魏相・薨す。夏四月戊辰、丙吉を丞相と爲す。吉、寛大を上げ、禮讓を好み、小事を親らせず。時の人、以大體を知れりと爲す。
 秋七月甲子、大鴻臚蕭望之を御史大夫と爲す。
 八月、詔して曰はく、「吏、廉平ならざれば、則ち治道衰ふ。今、小吏、皆事を勤めて、而も俸祿薄し。百姓を侵漁する無からんことを欲するは難し。其れ吏百石より以下に俸十の五を益せ」と。

是の歳、東郡の太守韓延壽、左馮翊と爲る。始め延壽、潁川の太守と爲る。潁川は、趙廣漢が吏民を構會せし後を承けて、俗、怨讐多し。延壽、改更して、教ふるに禮讓を以てし、故老を召して、與に嫁娶喪祭の儀品を議定し、略古禮に依り、法に過ぐるを得ざらしむ。百姓、其の教を遵用し、偶車馬下里の僞物を賣る者は、之を市道に棄つ。黃霸、延壽に代りて潁川に居るや、霸、其の迹に因りて、大に治まる。延壽が吏たるや、禮義を上げ、古の教化を好み、至る所、必ず其の賢士を聘し、禮を以て待用し、廣く謀議し、諫争を納れ、孝弟にして行有るものを表し、學官を修治し、春秋に郷射し、鐘鼓管絃を陳ね、升降揖讓(禮)を盛にし、及び都試して武を講じ、斧鉞旗を設け、射御の事を習ふ。城郭を治め、賦租を收むるや、先づ明かに其の日を布告し、期會を以て大事と爲す。吏民、敬畏して之に趨き郷ふ。又、正・五長を置き、相率ゐるに孝弟を以てし、姦人を舍するを得ず。閭里阡陌、非常有れば、吏輒ち聞知す。姦人敢て界に入らず。其の始は煩はしきが若くなれども、後に吏は追捕の苦み無く、民は箠楚の憂無く、皆、便として之に安んず。下吏を接待するや、恩施甚だ厚くして、約誓明かなり。

- 【一】 吏民を構會す。吏民をして相互に罪過を告訴せしめしむる事、二十四卷本始三年に見ゆ。
- 【二】 改更。改むる也。
- 【三】 偶車馬下里の僞物云云。下里は葬儀の時に地下に埋葬するものにて、土や木にて車馬の形に象りて作る。其の僞物を賣る者は、其の物を市道に棄つるなり。
- 【四】 學官。學校。
- 【五】 都試。軍隊の檢閲なり。漢の諸郡、八月を以て都試して武を講ず。太守都尉令長丞尉等、會して殿最を試課する也。
- 【六】 正五長。正は一邑の長。五長は伍長。

れば、延壽痛く自ら刻責す、『豈に其れ之に負きしか。何を以てか此に至れる』と。吏聞く者自らら傷み悔い、其の縣尉、自ら刺死するに至る。及、門下の掾・自到す。人救うて、殊せず。延壽・涕泣し、吏醫をして治視せしめ、厚く其の家を復す。東郡に在ること三歳、令すれば行はれ、禁ずれば止み、斷獄大に減す。是に由りて、入りて馮翊と爲る。延壽出でて縣を行り、高陵に至る。民に昆弟相與に田を訟ふるもの有り、自ら言ふ。延壽大に之を傷みて曰はく、『幸に位に備はり、郡の表率と爲るを得て、教化を宣明すること能はず、民をして骨肉争ひ訟ふる有らしむるに至る。既に風化を傷ひ、重ねて賢長吏・齋夫。』(三) 三老・孝弟をして其の恥を受けしむ。答、馮翊に在り。當に先づ退くべし』と。是の日、病と移して、事を聽かず、因りて入りて傳舎に臥し、閣を閉ぢて過を思ふ。一縣、爲す所を知る莫し。令丞・齋夫・三老、亦皆自ら繋ぎて罪を待つ、是に於て、訟ふる者の宗族、傳へて相責讓す。此の兩昆弟深く自ら悔い、皆自ら髡し肉袒して謝し、田を以て(五) 相移すを願ひ、終に死するまで、敢て復た争はず。郡中、欽然として、傳へて相赦厲せざるもの莫く、敢て犯さず。延壽の恩信、

- 【八】 豈に我これに負きしか、其の人何を以て此の事を爲すか。
- 【九】 殊せず。死せざる也。
- 【一〇】 高陵。縣の名、左馮翊に屬す。今、陝西省關中道に屬す。
- 【一一】 賢長吏。縣の令丞をいふ。
- 【一二】 齋夫。漢の代、民間より選びて自治的に警察の事に當らしめたる役。
- 【一三】 三老・孝弟。これも自治的の郷官の名。以て郷里を勸導し風化を助成せしむる者也。
- 【一四】 自ら繋ぎて云云。己を責めて罪を待つをいふ。
- 【一五】 相移す。兄は以て弟に讓り、弟は又兄に讓るをいふ。
- 【一六】 欽然。翕然。

〔二七〕二十四縣に周徧し、敢て辭訟を以て自ら言ふ者莫し。其の至誠を推し、吏民、欺給するに忍びず。

匈奴の單于、又、先賢掸の兩弟を殺す。烏禪幕、之を請へども、聽かれず、心に恚る。其の後、左奥韃王・死す。單于自ら其の小子を立てて奥韃王と爲し、〔二八〕庭に留む。奥韃の貴人、共に故の奥韃王の子を立てて王と爲し、與に俱に東に徙る。單于、右丞相を遣はし、萬騎を將ゐて、往きて之を撃たしむ。失亡すること數千人、勝たず。

〔二七〕二十四縣。馮翊は高陵・櫟陽・翟道・池陽・夏陽・衙・粟邑・谷口・蓮勺・鄜・頻陽・臨晉・重泉・郃陽・殺翟・武城・沈陽・襄德・徵・雲陵・萬年・長陵・陽陵・雲陽の二十四縣を統ぶ。
〔二八〕欺給。あざむく。
〔二九〕庭。單于の庭。

卷の第二十七

漢紀十九

中宗孝宣皇帝下

〔一〕神爵四年春二月、鳳皇・甘露の京師に降り集まるを以て、天下に赦す。

〔二〕神爵四年。西紀前五八年。〔三〕地節四年、潁川の太守讓入りて左馮翊と爲り、霸を以て潁川の太守と爲す。元康三年に至りて、霸入りて京兆の尹を守る、數月にして故官に還る。是に至りて適に九年、

潁川の太守黃霸、郡に在ること前後八年、政事愈治まる。是の時、鳳皇・神爵、數郡國に集まり、潁川尤も多し。夏四月、詔して曰はく、

潁川の太守霸、詔令を宣明し、百姓、化に郷ひ、孝子・弟弟、貞婦・順孫、日に以て衆多に、田者は畔を譲り、道、遺ちたるを拾はず、鰥寡を養視し、貧窮を贍助し、獄或は八年、重罪の囚無し。其れ爵關内侯・黃金百斤・秩中二千石を賜ふ」と。而して潁川の孝弟にして行義有る民・三老・力田は、皆、差を以て爵及び帛を賜ふ。

後數月、霜を徴して太子太傅と爲す。

五月、匈奴の單于、弟呼留若王勝之を遣はして來朝せしむ。

冬十月、鳳皇十一、杜陵に集まる。

河南の太守嚴延年、治を爲すこと陰鷙酷烈なり。衆人の「當に死すべし」と謂ふ所の者は、一朝、之を出し、「當に生くべし」と謂ふ所の者は、詭うて之を殺す。吏民、能く其の意の深淺を測るもの莫く、戰栗して敢て禁を犯さず。冬月、屬縣の囚を傳し、府上に會論し、血を流すこと數里。河南、號して屠伯と曰ふ。延年、素より黃霸の人と爲りを輕んず。比郡に守と爲るに及びて、褒賞反つて己の前に在り、心内、服せず。河南の界中に、又、蝗蟲有り。府丞義、出でて蝗を行り、還りて延年を見る。延年曰はく、「此の蝗は豈に鳳皇の食ならんか」と。義、年老いて頗る悻り、素より延年を畏れ、中傷せられんことを恐る。延年は、本嘗て義と俱に丞相の史たり、實に之を親厚し、之に饋遺すること甚だ厚し。義愈益、恐れ、自ら筮して死卦を得、忽忽として樂しまず、告を取りて長安に至り、上書して、延年の罪名十事を言ふ。已に拜奏し、因つて藥を飲んで自殺し、以て欺かざるを明かにす。事、御史の丞に下して按驗せしむ。其の語

【七】呼留若は王の號、勝之は其の人の名。

【八】出す。免じて獄より出すこと。

【九】詭。正理に違ひ逆ふ也。

【一〇】府上に會論す。郡府に集めて論殺す。

【一一】屠伯。延年が人を殺すこと、屠者の六畜を殺すが如きを言ふ也。

【一二】比郡。接近したる郡。

【一三】告を取る。休暇を取る也。

言怨望し。政治を誹謗する數事を得たり。十一月、延年、不道に坐して、棄市せらる。初め延年の母、東海より來り、延年に従つて臘せんと欲す。洛陽に到り、適報囚を見、母大に驚き、便ち都亭に止まり、肯て府に入らず。延年、出でて都亭に至り、母に謁す。母、閤を閉ぢて見ず、延年、冠を免ぎ、閤下に頓首す。良久しうして、母乃ち之を見、因つて延年を數責す、「幸に郡守に備はり、専ら千里を治むるを得、仁愛教化して、以て愚民を安全する有るを聞かず、願つて刑罰に乘じて、多く人を刑殺し、以て威を立てんと欲す。豈に民の父母と爲るの意ならんや」と。延年、罪に服し、重ねて頓首して謝す。因つて母の爲めに御して、府舎に歸る。母、正臘を畢り、延年に謂つて曰はく、「天道は神明なり。人は獨り殺す可からず。我は意はざりき、老ゆるに當りて、壯子が刑戮を被るを見んとは。行かん、汝を去りて東に歸り、墓

【一四】臘。歳末の大祭。

【一五】報囚。囚人を裁決する也。

【一六】都亭。凡そ郡縣には皆、都亭あり、秦の法、十里に一亭あり、郡縣の治所には則ち都亭を置く。

【一七】乘。因る也。

【一八】正臘。臘及び歳首の禮。

【一九】人は云云。多く人を殺すときは、己も亦當に死すべきを言ふ。

【二〇】墓地云云。其の喪の至るを待つをいふ。

【二一】左地の貴人。左谷蠡王以下、左大當戸等をいふ。

の莫し。

匈奴の握衍胸鞞單于、暴虐にして殺伐を好み、國中、附かず。太子左賢王が數左地の貴人を讒

するに及びて、左地の貴人皆怨む。會、烏桓、匈奴の東邊を撃つ。姑夕王、頗る人民を得たり。單于怒る。姑夕王恐れ、即ち烏禪幕及び左地の貴人と共に、稽侯彌を立てて呼韓邪單于と爲し、左地の兵四五萬人を發し、西して握衍胸鞞單于を撃ち、姑且水の北に至る。未だ戰はざるに、握衍胸鞞單于の兵敗走し、人をして其の弟、右賢王に報せしめて曰はく、「匈奴共に我を攻む。若肯て兵を發して我を助けんか」と。右賢王曰はく、「若、人を愛せず、昆弟・諸貴人を殺せり。各、自ら若が處に死せよ。來りて我を汚す無かれ」と。握衍胸鞞單于悲りて自殺す。左大且渠都隆奇、亡げて右賢王の所に之く。其の民盡く呼韓邪單于に降る。呼韓邪單于、庭に歸る。數月にして兵を罷め、各をして故地に歸らしめ、乃ち其の兄呼屠吾斯(即ち民間に在る者を收め、立てて左谷蠡王と爲し、人をして右賢の貴人に告げしめ、右賢王を殺さしめんと欲す。其の冬、都隆奇、右賢王と共に、日逐王薄胥堂を立てて屠耆單于と爲し、兵數萬人を發し、東して呼韓邪單于を襲ふ。呼韓邪單于の兵、敗走す。屠耆單于還り、(二)其の長子都塗吾西を以て左谷蠡王と爲し、少子姑督樓頭を右谷蠡王と爲し、留まりて單于の庭に居らしむ。

- 〔一〕 汝が居る所の處に於て自ら死すべし。
- 〔二〕 都隆奇は本と握衍胸鞞單于を立つ、故に亡く。
- 〔三〕 屠耆、二子をして單于の庭を守らしめ、而して身は西に還りしなり。

○ 五鳳元年、春正月、上、甘泉に幸し、泰時に郊す。皇太子・冠す。

秋七月、匈奴の屠耆單于、先賢禪の兄右奧鞞王と烏藉都尉とをして、各二萬騎、東方に屯し、以て呼韓邪單于に備へしむ。是の時、西方の呼揭王來り、唯犁當戸と謀り、共に右賢王を讒して言はく、「自立して單于と爲らんと欲す」と。屠耆單于、右賢王父子を殺す。後、其の冤を知り、復た唯犁當戸を殺す。是に於て、呼揭王恐れ、遂に畔き去り、自立して呼揭單于と爲る。右奧鞞王、之を聞き、即ち自立して車犁單于と爲る。烏藉都尉も亦自立して烏藉單于と爲る。凡そ五單于あり。屠耆單于、自ら兵を將ゐて、東して車犁單于を撃ち、都隆奇をして烏藉を撃たしむ。烏藉・車犁皆敗れ、西北に走り、呼揭單于の兵と合して四萬人と爲る。烏藉・呼揭、皆、單于の號を去り、共に力を并せて、車犁單于を尊輔す。屠耆單于、之を聞き、左大將都尉をして、四萬騎を將ゐて、東方に分屯し、以て呼韓邪單于に備へしめ、自ら四萬騎を將ゐて、西して車犁單于を撃つ。車犁單于敗れ、西北に走る。屠耆單于、即ち兵を引きて西南し、鬪敦の地に留まる。漢の議者多く曰はく、「匈奴、害を爲すこと日久し。其の壞亂に因りて、兵を擧げて之を滅ぼすべし」と。詔して御史大夫蕭望之に同ふ。(之)對へて曰はく、「春秋に、晉の士匄、師を帥ゐて齊を侵

- 〔一〕 五鳳元年。西紀前五七年。
- 〔二〕 春秋に云云。公羊傳襄公十九年に見ゆ。士匄は晉の大夫范宣子。齊を伐たんとして兵をその國境に進めしが、齊侯環卒すと聞き、輒ち師を班したり。

し、齊侯卒すと聞き、師を引きて還る。君子は其の喪を伐たざるを大とす。以爲へらく、恩は以て孝子を服するに足り、誼は以て諸侯を動かすに足ると。前の單于、化を慕ひ善に郷ひ、弟と稱し、使を遣はして和親を請ひ求む。海内、欣然たり。夷狄、聞かざるもの莫し。未だ約を奉ずるを終へずして、不幸にして賊臣の殺す所と爲れり。今にして之を伐つは、是れ亂に乗じて災を幸とするなり。彼必ず奔走して遠く遁れん。義を以て兵を動かさず、恐らくは勞して功無からん。宜しく使者を遣はして弔問し、其の微弱を輔け、其の災患を救ふべし。四夷、之を聞かば、咸、中國の仁義を貴ばん。如し遂に恩を蒙り、其の位に復するを得ば、必ず臣と稱して服従せん。此れ徳の盛なるなり」と。上、其の議に従ふ。

冬十有二月乙酉朔、日、之を食する有り。

韓延壽、蕭望之に代りて左馮翊と爲る。望之、延壽が東郡に在りし時官錢千餘萬を放散せしを聞き、御史をして之を案せしむ。延壽、聞知し、即ち吏を部して、望之が馮翊に在りし時、廩犧の官錢放散せしこと百餘萬なるを案校せしむ。望之自ら奏す、「職、天下を總領するに在り。事を聞けば、敢て問はずんばあらず。而して延壽に拘持せらる」と。上、是に由りて、延壽を直とせず、各、考する所を窮竟せしむ。望之は卒に事實無し。而して望之が御史を遣

- 【三】望之、延壽が己に代りて馮翊と爲り而して能名あり己の上に出づるを以て、故にこれを忌害し、罪法を以てこれを陥れんと欲す。
- 【四】廩犧、左馮翊の屬官に、廩犧令丞あり、穀を藏し性を養ふを主る。
- 【五】拘持、拘束する也。

はして東郡を案せしめし者、其の騎士を試みるの日、奢僭して制に踰え、又官の銅物を取り、月食を候して、刀劍を鑄。尙方の事に效はしめ、及び官錢を取りて、私に假して吏を徭使し、及び車甲三百萬以上を治飾せしことを得たり。延壽、竟に狡猾不道に坐して、棄市せらる。吏民數千人、送りて渭城に至り、老小、車轂を扶持し、争うて酒、炙を奏む。延壽、距み逆ふに忍びず、人人爲めに飲す。計るに酒を飲むこと石餘。掾史をして分つて送者を謝せしむ、「遠く吏民を苦しむ、延壽、死すとも恨むる所無し」と。百姓、涕を流さざるもの莫し。

- 【六】其、延壽を指す。
- 【七】尙方、鑄作の事を典る官。
- 【八】炙、燂肉。
- 【一】丞相の司直、時に蘇延壽此官たり。

二年、春正月、上、甘泉に幸し、泰時に郊す。

東騎將軍韓增、薨す。五月、將軍許延壽、大司馬・車騎大將軍と爲る。

丞相丙吉、年老い、上、之を重んず。蕭望之、意に常に吉を輕んず。

上、是に由りて、悦ばず。丞相の司直・奏す、「望之、丞相を遇すること、禮節倨慢なり。又吏をして(望之の家)買賣せしめ、私に附益する所、凡そ十萬三千なり。請ふ逮捕して繫治せん」と。秋八月壬午、詔して望之を左遷して、太子太傅と爲し、太子太傅黃霸を以て御史大夫と爲す。

匈奴の呼韓邪單于、其の弟右谷蠡王等を遣はし、西して屠耆單于の屯兵を襲はしめ、萬餘人を殺略す。屠耆單于、之を聞き、即ち自ら六萬騎を將ゐて、呼韓邪單于を撃つ。屠耆單于、兵敗れ、自殺す。

都隆奇、乃ち屠耆の少子右谷蠡王姑督樓頭と與に亡げて漢に歸す。車犂單于は、東して呼韓邪單于に降る。冬十一月、呼韓邪單于の左大將烏厲屈、父呼遼累烏厲温敦と、皆、匈奴の亂れたるを見、其の衆數萬人を率ゐて漢に降る。烏厲屈を封じて新城侯と爲し、烏厲温敦を義陽侯と爲す。是の時、李陵の子、復た烏籍都尉を立てて單于と爲す。呼韓邪單于、捕へて之を斬る。遂に復た單于の庭に都す。然れども衆裁に數萬人。屠耆單于の從弟休旬王、自立して閭振單于と爲り、西邊に在り。呼韓邪單于の兄左賢王呼屠吾斯、亦、自立して郅支骨都侯單于と爲り、東邊に在り。

光祿勳平通侯楊惲、廉潔にして私無し。然れども其の行能に伐り、又性刻害にして、好みて人の陰伏を發く。是に由りて、多く朝廷に怨まれ、太僕戴長樂と相失す。人、上書して長樂の罪を告ぐるもの有り。長樂、惲が人に教へて之を告げしめしと疑ひ、亦、上書して惲の罪を告げて曰はく、「惲が上書して韓延壽(無罪)を訟ふるや、郎中丘常、惲に謂つて曰はく、「聞く君侯、韓馮翊を訟ふと。當に活かすを得可きか」と。惲曰はく、「事何ぞ容易ならんや。脛脛たる者は、未だ必ずしも全からざるなり。我すら自ら保すること能はず。眞に人の謂はゆる鼠の穴に容らざるは、竄數を衝めばなりといふ者なり」と。又、(惲)長樂に語りて曰はく、「正月以來、天陰りて雨ふらず。此

- 【二】呼遼累。官號なり。
- 【三】行能。行は身の行ふ所。能は材能。
- 【四】相失す。仲悪き也。
- 【五】脛脛。直なる貌。
- 【六】鼠の云云。竄數は益の如き者にて、物を盛る器なり。鼠が其の穴に入るに能はざる所以は竄數を口に衝みて自ら妨ぐるによる。

れ春秋の記する所、(惲)夏侯君の言ふ所なり」と。事、廷尉に下さる。廷尉定國奏す、「惲、怨望して(惲)誅惡の言を爲す。大逆不道なり」と。上、誅を加ふるに忍びず。詔有り、皆、惲・長樂を免じて庶人と爲す。

三年、春正月癸卯、博陽の定侯丙吉薨す。

班固・贊して曰はく、古の・名を制するは、必ず象類に由り、(一)遠きは諸を物に取り、近きは諸を身に取る。故に經に(二)君を謂ひて元首と爲し、臣を股肱と爲す。其の一體にして、相待ちて成るを明かにするなり。是の故に、君臣相配するは、古今の常道、自然の執なり。近く漢の相を觀るに、高祖、基を開くや、(三)蕭・曹、冠たり。孝宣の中興するや、(四)丙・魏、聲有り。是の時、(五)黜陟、序有り、衆職修理し、公卿、多く其の位に稱ひ、海内、禮讓に興る。其の行事を覽るに、(六)豈に虚しからんや。二月壬辰、黃霸、丞相と爲る。霸、材、民を治むるに長ず。丞相と爲るに及びて、功名、郡を治むるよりも損せり。時に京兆の尹張敞の舍の(七)鶡雀、飛びて丞相の府に集まる。霸、以て神雀と爲し、議して、以て聞せんと欲す。敞、霸を奏して曰はく、「竊に見るに

- 【一】遠きは諸を物に取り、近きは諸を身に取る。故に經に(二)君を謂ひて元首と爲し、臣を股肱と爲す。其の一體にして、相待ちて成るを明かにするなり。是の故に、君臣相配するは、古今の常道、自然の執なり。近く漢の相を觀るに、高祖、基を開くや、(三)蕭・曹、冠たり。孝宣の中興するや、(四)丙・魏、聲有り。是の時、(五)黜陟、序有り、衆職修理し、公卿、多く其の位に稱ひ、海内、禮讓に興る。其の行事を覽るに、(六)豈に虚しからんや。二月壬辰、黃霸、丞相と爲る。霸、材、民を治むるに長ず。丞相と爲るに及びて、功名、郡を治むるよりも損せり。時に京兆の尹張敞の舍の(七)鶡雀、飛びて丞相の府に集まる。霸、以て神雀と爲し、議して、以て聞せんと欲す。敞、霸を奏して曰はく、「竊に見るに
- 【一】遠きは諸を物に取り、近きは諸を身に取る。故に經に(二)君を謂ひて元首と爲し、臣を股肱と爲す。其の一體にして、相待ちて成るを明かにするなり。是の故に、君臣相配するは、古今の常道、自然の執なり。近く漢の相を觀るに、高祖、基を開くや、(三)蕭・曹、冠たり。孝宣の中興するや、(四)丙・魏、聲有り。是の時、(五)黜陟、序有り、衆職修理し、公卿、多く其の位に稱ひ、海内、禮讓に興る。其の行事を覽るに、(六)豈に虚しからんや。二月壬辰、黃霸、丞相と爲る。霸、材、民を治むるに長ず。丞相と爲るに及びて、功名、郡を治むるよりも損せり。時に京兆の尹張敞の舍の(七)鶡雀、飛びて丞相の府に集まる。霸、以て神雀と爲し、議して、以て聞せんと欲す。敞、霸を奏して曰はく、「竊に見るに
- 【二】尙書益稷に云はく、元首明かなるかな、股肱良なるかなと。
- 【三】蕭曹。蕭何、曹參。
- 【四】丙魏。丙吉、魏相。
- 【五】黜陟。貶黜と昇進。
- 【六】君明かに臣賢なるは、治か致す所以なり、徒らに然るに非ず。
- 【七】鶡雀。鳥の名。

丞相、請うて中二千石・博士と與に、郡國の上計の長史守丞に、民の爲めに利を興し害を除き大化を成すことを雜問するとき、其の對を條するに、耕す者は畔を譲り・男女は路を異にし・道には遺ちたるを拾はず・及び孝子貞婦を擧ぐる有る者は、一輩と爲し、先づ殿に上らしめ、擧ぐれども其の人數を知らざる者は、之に次ぎ、條教を爲さざる者は、後に在り、叩頭して謝す。丞相、口には言はずと雖も、心には其の之を爲さんことを欲するなり。長史守丞の對せし時、臣の舍に鶡雀有り、飛びて丞相府の屋上に止まる。丞相以下、見る者數百人。邊吏、鶡雀を知る者多し。之に問ふに、皆、陽りて知らざるまねす。丞相、上奏せんと。圖議して曰はく、「臣、上計の長史守丞に問ふに、化を興すの條を以てするや、皇天報いて神雀を下せり」と。後、臣の舍より來りしを知りて、乃ち止む。郡國の吏、竊に丞相を笑ふ、「仁厚にして知略有れども、微しく奇怪を信ず」と。臣、敢て丞相を毀るに非ざるなり。誠に恐る、羣臣(敢て其)白すもの莫くして、長史守丞、丞相の指歸を畏れ、法令を捨てて、各私教を爲し、務めて相増加し、淳を澆くし樸を散じ、竝に僞貌を行ひ、名有りて實亡く、傾搖(三)解怠し、甚だしき者は妖

- 【八】長史。漢書黃霸傳には長吏に作れり。
- 【九】殿。丞相の坐する所の屋。古は屋の高殿なるをば、通じて呼びて殿と爲す、必ずしも宮中のみならずりし也。
- 【一〇】圖議。謀議する也。
- 【一一】指歸云云。旨趣。志の有る所を察し、これを畏れ阿るなり。
- 【一二】淳を澆くし樸を散す。淳とは純粹にして雜ならざるなり。民の性の淳なるを水にて薄めるが如く、又、質樸なる性を削りて散するが如くに、本來の善質を卻て壞り損ふをいふなり。
- 【一三】解怠。懈怠に同じ。

を爲さんことを。假令京師先づ行うて、畔を譲り路を異にし、道、遺ちたるを拾はずとも、其の實、廉貪貞淫の行に益無くして、僞を以て天下に先だつなり。固に未だ可ならざるなり。卽し諸侯先づ之を行はば、僞聲、京師よりも軼ぎん。細事に非ざるなり。漢家、敵を承け變を通じ、律令を造りし、善を勸め姦を禁ずる所以、條貫詳かに備はり、復た加ふ可からず。宜しく貴臣をして明かに長史守丞を(二)飭し、歸りて二千石に告げ、三老・孝弟・力田・孝廉・廉吏を擧ぐることに、其の人を得るを務めしむべし。郡事は、皆、法令を以て(三)檢式と爲し、擅に條教を爲すを得しむる毋かれ。敢て詐僞を挾みて以て名譽を奸むる者は、必ず先づ戮を受け、以て正しく好惡を明かにせん」と。天子、敵の言を嘉納し、上計の吏を召し、侍中をして臨みて飭すること、敵の指意の如くせしむ。霸甚だ慙ぶ。又、樂陵侯史高、外屬の舊恩を以て、中に侍して貴重せらる。霸、高は大尉とす可しと薦む。天子、(四)尙書をして召して霸に問はしむ、「大尉の官は罷むること久し。夫れ教化を宣明し、幽隱を通達し、獄に冤刑無く、邑に盜賊無からしむるは、君の職なり。將相の官(ヲ拜)は、朕の任なり。侍中樂陵侯高は、帷幄の近臣にして、(五)朕が自ら親しくする所なり。君、何ぞ職を越えて之を擧ぐるや」と。尙書令、丞相の對を受く。霸、冠を免ぎて罪を謝し、數日にして乃ち決す。

- 【一四】軼。過ぐる也。
- 【一五】檢。戒敕する也。
- 【一六】檢式。てほん。
- 【一七】史高。帝の祖母史良姉の兄恭の長子なり。
- 【一八】尙書は少府に屬す。
- 【一九】具に其の材質を知るを言ふ。
- 【二〇】決す。罪を免ぜらるるを得しをいふ。

是より後、敢て復た請ふ所有らず。然れども、漢興りてより、民を治むる吏を言へば、霸を以て首と爲す。

三月、上、河東に幸し、后土を祠る。

天下の口錢を減す。

天下の殊死以下を赦す。

六月辛酉、西河の太守杜延年を以て御史大夫と爲す。

西河・北地に屬國を置き、以て匈奴の降れる者を處らしむ。

廣陵の厲王胥、巫李女須をして上を祝詛せしめ、天子と爲らんことを

求む。事覺はれ、巫及び宮人二十餘人を藥殺し、以て口を絶つ。公卿、胥

を誅せんと請ふ。

【三】口錢。口賦錢。人頭税にして人毎に二十三錢を課す。

四年、春、胥・自殺す。

匈奴の單于、臣と稱し、弟右谷蠡王をして入りて侍せしむ。邊塞に寇亡きを以て、戍卒什の二を

減す。

大司農中丞耿壽昌奏して言はく、『歲數、豐穰にして、穀賤しく、農人、利少し。故事、歲ごと

に關東の穀四百萬斛を漕し、以て京師に給し、卒六萬人を用ふ。宜しく三輔・弘農・河東・上黨・太原郡の穀を糶して、京師に供するに足らしむべし。以て關東の漕卒の過半を省く可し』と。上、其の計に従ふ。壽昌又白して、潯郡に令して、皆倉を築きて、以て穀賤しきとき、其の賈を増して糶し、穀貴き時、賈を減じて糶せしむ。名づけて常平倉と曰ふ。民、之を便とす。上乃ち詔を下して、壽昌に爵關内侯を賜ふ。

夏四月辛丑朔、日、之を食する有り。

楊惲、既に爵位を失ひ、家居して産業を治め、財を以て自ら娛む。其の友人安定の太守西河の孫會宗、惲に書を與へて之を諫戒し、爲めに言ふ、

『大臣廢退するときは、當に門を闔ちて惶懼し、憐む可きの意を爲すべし。當に産業を治め、賓客を通じ、稱譽有るべからず』と。惲は宰相の子にして材能有り、少くして朝廷に顯る。一朝にして、暗昧の語言を以て廢せられ、内、不服を懷く。會宗に書を報じて曰はく、『竊に自ら思念するに、過已に大なり、行已に虧けたり。常に農夫と爲りて、以て世を没へんと。是の故に、身ら妻子を率ゐて、力を戮せて耕桑す。意はざりき、當に復た此を用て譏議せらるべしとは。夫れ人情の止むこと能はざる所の者をば、聖人も禁せず。故に君父は至つて尊親なれども、其の終を送ること、時ありて既に。臣が罪を得ること

【一】糶。米を買ひ入るること。
【二】賈。價なり。
【三】糶。穀を賣り出す也。
【四】常平倉。此に始まる。
【五】宰相の子。惲は宰相楊敞の子なり。
【六】暗。暗に同じ。
【七】常。綱目には常に作る。
【八】其の終云云。喪の三年に過ぎざるをいふ。

と已に三年なり。田家に作苦し、歲時伏臘に、羊を烹羔を俎り、斗酒もて自ら勞ふ。酒後耳熱し、天を仰ぎ、缶を拊ちて、烏鳥と呼ぶ。其の詩に曰はく、「彼の南山に田し、蕪穢すれども治めず。一頃の豆を種る、落ちて其と爲る。人生行樂せんのみ、富貴を須つとも何れの時ぞ」と。誠に荒淫して度無く、其の不可なるを知らざるなり」と。又、惲の兄の子安平侯譚、惲に謂つて曰はく、「侯の罪は薄く、又、功有り。且に復た用ひられんとす」と。惲曰はく、「功有りと何の益あらん。縣官は爲めに力を盡すに足らず」と。譚曰はく、「縣官は實に然り。蓋司隸・韓馮翊は、皆、力を盡せる吏なり。俱に事に坐して誅せらる」と。會、日食の變有り。

驕馬猥佐成・上書して惲を告ぐ、「驕奢にして過を悔いず。日食の咎は、此の人の致す所ならん」と。章、廷尉に下して按驗せしむ。會宗に予ふる所の書を得たり。帝見て之を惡む。廷尉、惲を大逆無道に當す。要斬せらる。妻子は酒泉郡に徙さる。譚は坐して免せられて庶人と爲る。諸の位に在りて惲と厚善なる者、未央の衛尉韋玄成及び孫會宗等、皆、官を免せらる。

- 【九】 作苦。耕作勞苦すること。
- 【一〇】 伏臘。伏は三伏即ち夏の土用の祭。臘は歲末の祭。
- 【一一】 缶。瓦器。盆の如き形をなせるものなり。秦の土俗、これを樂器となせる也。
- 【一二】 烏鳥。秦の樂聲。
- 【一三】 山高くして陽に在り、人君の象なり。蕪穢すれども治めずは、朝廷の荒亂するを言ふ也。豆は眞實の物、當に困
- 【一四】 倉に在るべきに、零落して野に在り、己が放棄せられたるに喩ふるなり。
- 【一五】 自ら以て可と爲すなり。霍氏の謀反を發くの功あるを謂ふ。
- 【一六】 蓋司隸・韓馮翊。蓋寬饒・韓延壽。蓋司隸の事は前卷神爵二年に見え、韓馮翊の事は、上の元年に見ゆ。
- 【一七】 驕馬猥佐。官名。

臣光曰はく、孝宣の明にして、魏相・丙吉、丞相たり、于定國、廷尉たるを以てして、而も趙・蓋・韓・楊の死せるは、皆、衆心に厭たす。其の善政の累たること大なり。周官の司寇の法に、賢を議し能を議する有り。廣漢・延壽の・民を治むるが若きは、能と謂はざる可けんや。寬饒・惲の剛直なるは、賢と謂はざる可けんや。然れば則ち死罪有りと雖も、猶ほ將に之を宥さんとす。況んや罪、以て死するに足らざるをや。楊子、韓馮翊が蕭を愆ふるを以て、臣の自ら矢へるものと爲す。夫れ延壽をして上を犯さしめし所以は、望之が之を激したればなり。上、之を察せずして、延壽獨り其の辜を蒙れり。亦甚だしからずや。

匈奴の閭振單于、其の衆を率ゐて、東して郅支單于を撃つ。郅支與に戦ひ、之を殺し、其の兵を并せ、遂に進みて呼韓邪を攻む。呼韓邪の兵、敗走す。郅支、單于の庭に都す。

- 【一八】 趙・蓋・韓・楊。趙廣漢、蓋寬饒、韓延壽、楊惲。
- 【一九】 厭。満足する也。
- 【二〇】 周官云云。周官に、小司寇の職、八辟を以て刑罰を附す。三に曰はく、賢を議するの辟、四に曰はく、能を議するの辟云云とあり。
- 【二一】 楊子云云。楊子法言に云ふ、或るひと臣の自ら矢へるものを問ふ。曰はく、韓馮翊が蕭を愆ふる、趙京兆が魏を犯せるなりと。
- 【二二】 甘露元年。西紀前五六年。

甘露元年、春正月、(上)甘露に行幸し、泰時に郊す。

楊惲の誅せらるるや、公卿奏す、「京兆の尹張敞は、惲の黨友なり。宜しく位に處るべからず」と。

上、敵の材を惜み、獨り其の奏を寢めて下さす。敵、掾、掾、舜をして案驗する所有らしむ。舜、私に其の家に歸りて曰はく、『敵、五日京兆なるのみ。安んぞ能く復た事を案せんや』と。敵、舜の語を聞き、即ち吏を部して、舜を收へて獄に繋ぎ、晝夜驗治し、竟に其の死事を致す。舜、出でて死するに當りて、敵、主簿をして教を持して舜に告げて曰はしむ、『五日京兆、竟に如何。冬月已に盡く。命を延べんか』と。乃ち舜を市に棄つ。立春に會し、冤獄を行る。使者出づ。舜の家、戸を載せ、并に敵の教を(前二)編みて、自ら使者に言ふ。使者、敵を奏す、『不幸を賊殺せり』と。上、敵をして自ら便なるを得しめんと欲し、即ち先づ、敵が前に楊惲に坐するの奏を下し、免じて庶人と爲す。敵、闕に詣り印綬を上り、便ち闕下より亡命す。數月にして、京師の吏民、解弛し、枹鼓數、起り、而して冀州の部中に大賊有り。天子、敵の功效を思ひ、使者をして家の在る所に即きて敵を召さし

- 【二】 天子、敵を惜む、故に奏する所の事を留めて、出さす。
- 【三】 掾、舜は姓、舜は名。
- 【四】 五日京兆、舜、敵が奏せられたるが故に、位に在ること久しからざらんと思ひし也。
- 【五】 其の死事を致す。罪、死に至らざるを、強ひて事を設けてこれを死に致す也。
- 【六】 主簿は郡の閣下に處り、文簿を主る、因つて以て官に名づく。
- 【七】 汝は汝が命を延ぶるを望むを欲せざるか。
- 【八】 輕法に従つて以て免するなり。
- 【九】 亡命、其の名稱を脱して逃亡する也。
- 【一〇】 解弛、懈弛に同じ。
- 【一一】 枹鼓數、起る。盜賊多きをいふ。
- 【一二】 冀州は、魏郡・鉅鹿・常山・清河等の郡・廣平・眞定・中山・信都・河間等の國を部す。
- 【一三】 其の居る所の處に就きてこれを召さしむる也。

む。敵、身に重劾を被りたれば、使者至るに及びて、妻子家室、皆泣く。而るに敵獨り笑つて曰はく、『吾が身、亡命して民と爲れり。郡吏當に就きて捕ふべし。今、使者來る。此れ天子、我を用ひんと欲するなり』と。裝して使者に隨うて、公車に詣る。上書して曰はく、『臣、前に幸に、位に列卿に備はり、罪を京兆に待つを得て、掾、舜を殺すに坐せり。舜は本臣敵が素より厚くする所の吏にして、數、恩貸を蒙る。(然ル)臣が章効せらるる有りて當に免せらるべきを以て、記を受け事を考するとす。便ち歸りて家に臥し、臣を五日京兆と謂ふ。恩に背き義を忘れ、俗化を傷薄す。臣竊に以へらく、舜、無狀なりと。法を枉げて以て之を誅す。臣敵、不幸を賊殺し、獄を鞠むること故に直からず。明法に伏すと雖も、死して恨むる所無し』と。天子、敵を引見し、拜して冀州の刺史と爲す。敵、部に到るや。盜賊、迹を屏む。皇太子、柔仁して儒を好む。上の用ふる所。文法の吏多く、刑を以て下を繩すを見て、常に燕に侍し、從容として言ふ、『陛下、刑を持すること太だ深し。宜しく儒生を用ふべし』と。帝、色を作して曰はく、『漢家、自ら制度有り、本、霸王の道を以て之を雜ふ。奈何ぞ純ら徳教に任じ、周の政を用ひんや。且つ俗儒は時宜に達せず、好みて古を是として今を非

- 【一四】 重劾を被る。前に不幸な賊殺すと劾奏せられたるをいふ。
- 【一五】 裝、旅行の用意をなす也。
- 【一六】 恩貸、罪を宥すか貸と曰ふ。
- 【一七】 記、命令書。
- 【一八】 考、取り調ぶる也。
- 【一九】 文法の吏、法律一點張りにて政を行はんとする吏。
- 【二〇】 霸王の道、霸道と王道と。

とし、人をして名實に眩うて、守る所を知らざらしむ。何ぞ委任するに足らんや」と。乃ち歎じて曰はく、『我が家を亂さん者は、太子なり』と。

臣光曰はく、王霸は道を異にする無し。昔、三代の隆なるや、禮樂征伐、天子より出づ。則ち之

を王と謂ふ。天子・微弱にして、諸侯を治むること能はざるや、諸侯、能く其の與國を率ゐて・同じく、不庭を討ち・以て王室を尊ぶ者有り。

則ち之を霸と謂ふ。其の之を行ふ所以は、皆、仁を本とし義を祖とし、賢に任じ能を使ひ、善を賞し惡を罰し、暴を禁じ亂を誅す。顧だ名位に

尊卑有り、德澤に深淺有り、功業に鉅細有り、政令に廣狹有るのみ。白黒甘苦の相反するが若きに非ざるなり。漢の・三代の治を復すること能

はざる所以は、人主の爲さざるに由る。先王の道の・復た後世に行ふ可からざるに非ざるなり。夫れ、儒には君子有り、小人有り。彼の俗儒

は、誠に・與に治を爲す可からざるなり。獨り・眞儒を求めて之を用ふ可からざるか。稷・契・皐陶・伯益・伊尹・周公・孔子は、皆、大儒なり。漢をして得て之を用ひしめば、

功烈、豈に是の如くにして止まんや。孝宣、『太子は儒にして・立たず、治體に關し。必ず我が家を亂さん』と謂はば、則ち可なり。乃ち、『王道は用ふ可からず、儒者は用ふ可からず』と曰ふは、

【三】 不庭。諸侯、天子に朝せざるなり。一説に庭は直なり、不庭は不直なり。

【三】 儒に云云。論語の雍也篇に、孔子子夏に謂つて曰はく、汝、君子儒と爲れ、小人儒と爲る無かれと。義に志すときは大なり、これを君子と謂ふ。利に志すときは小なり、これを小人と謂ふ。

豈に過たずや。子孫に訓示し・法を將來に垂るる所以の者に非ざるなり。淮陽の 憲王、法律を好み、聰達にして材有り。王の母張健仔尤も幸せらる。上、是に由りて太子を疏んじて、淮陽の憲王を愛し、數、憲王を嗟歎して曰はく、『眞に我が子なり』と。常に・憲王を立てんと欲するに意有り。然れども、太子は

微細より起り・上少きとき、許氏に依倚し・位に即くに及びて。許后・殺を以て死せるを用て、故に忍びざるなり。之を久しうして、上、韋玄成を拜して淮陽の中尉と爲す。玄成が嘗て、爵を兄に譲りしを以て、以て憲王

を感諭せんと欲す。是に由りて、太子遂に安し。匈奴の呼韓邪單子の敗るるや、左伊秩訾王、呼韓邪の計を爲し、勸めて臣と稱して入朝して漢に事へ。漢に從つて助を求めしめんとす、『此の如

くせば、匈奴乃ち定まらん』と。呼韓邪、諸大臣に問ふ。皆曰はく、『不可なり。匈奴の俗は、本氣力を上びて、(一)服役するを下み、馬上の戰闘を以て國を爲す。故に百蠻に威名有り。(二)戰死は、壯士の有る所なり。今、

兄弟、國を争ふ。兄に在らざれば則ち弟に在り。死すと雖も、猶ほ威名有り、子孫常に諸國に長たらん。漢は彊しと雖も、猶ほ匈奴を兼并すること能はず。奈何ぞ先古の制を亂し、漢に臣事して、

漢中宗孝宣皇帝甘露元年

【一】 服役するを下み。戰死は、壯士の有る所なり。今、兄弟、國を争ふ。兄に在らざれば則ち弟に在り。死すと雖も、猶ほ威名有り、子孫常に諸國に長たらん。漢は彊しと雖も、猶ほ匈奴を兼并すること能はず。奈何ぞ先古の制を亂し、漢に臣事して、

【二】 戰死は、壯士の有る所なり。今、兄弟、國を争ふ。兄に在らざれば則ち弟に在り。死すと雖も、猶ほ威名有り、子孫常に諸國に長たらん。漢は彊しと雖も、猶ほ匈奴を兼并すること能はず。奈何ぞ先古の制を亂し、漢に臣事して、

【三】 兄弟。郵支は兄なり。呼韓邪は弟なり。

先單于を卑辱せんや。諸國の笑ふ所と爲らん。是の如くにして安しと雖も、何を以てか復た百蠻に長たらんと。左伊秩訾曰はく、『然らず。彊弱は時有り。今、漢方に盛にして、烏孫・城郭の諸國、皆、臣妾と爲る。且鞮侯單于より以來、匈奴日に削られ、復を取ることに能はず。此に、屈強なりと雖も、未だ嘗て一日も安からざるなり。今、漢に事へば則ち安存し、事へずんば則ち危亡せん。計、何を以てか此に過ぎん』と。諸大人相難すること之を久しうす。呼韓邪、^(三)其の計に従ひ、衆を引き南して塞に近づき、子右賢王銖婁渠堂を遣はして入りて侍せしむ。郅支單于も亦、子右大將駒于利受を遣はして入りて侍せしむ。

二月丁巳、樂成の敬侯許延壽薨す。

夏四月、黃龍、^(三)新豊に見はる。

丙申、太上皇の廟・火あり。甲辰、孝文の廟・火あり。上・素服すること五日。

烏孫の狂王、復た楚主解憂に尙し、一男鳴靡を生む。主と和せず。又、暴惡にして衆を失ふ。漢、衛司馬魏和意、^(三)副候任昌をして烏孫に至らしむ。公主言ふ、『狂王は、烏孫の患苦する所たり。誅し易きなり』と。遂に謀りて酒を置き、士をして劍を抜きて之を撃たしむ。劍、^(三)旁下す。狂王傷つ

- 【二九】 復。報復す也。
- 【三〇】 屈強。倔強。強く頑張ること。
- 【三一】 左伊秩訾王の計に従ふ也
- 【三二】 新豊。陝西省關中道臨潼縣
- 【三三】 副候。候は。衛侯なり。和意の副たり。故に曰ふ。
- 【三四】 旁下。正しく下らざるなり。横へされること。

き、馬に上りて馳せ去る。其の子細沈瘦、兵を會して、和意・昌及び公主を赤谷城に圍む。數月にして、都護鄭吉、諸國の兵を發して之を救ふ。乃ち解き去る。漢、中郎將張遵を遣はし、醫藥を持し、狂王を治し、金帛を賜はしむ。因つて和意・昌を收へて、^(三)係瑣し、尉犂より檻車にて長安に至らしめ、之を斬る。初め肥王翁歸靡、胡婦の子烏就屠あり。狂王の傷つく時、驚きて諸翎侯と俱に去り、^(三)北山の中に居り、『母の家の匈奴の兵來る』と揚言す。故に衆、之に歸す。後遂に襲うて狂王を殺し、自立して昆彌と爲る。是の歲、漢、破光將軍辛武賢を遣はし、兵萬五千人を將ゐて、燉煌に至らしめ、渠を通じ穀を積み、以て之を討たんと欲す。初め楚主の侍者馮燎、^(三)史書を能くし、事に習ひ、嘗て漢の節を持って、公主の使を爲す。城郭の諸國、之を敬信し、號して馮夫人と曰ふ。^(四)烏孫の右大將の妻と爲る。右大將、烏就屠と相愛す。都護鄭吉、馮夫人をして烏就屠に説かしむるに、『漢の兵方に出づ。必ず滅ぼされん。降るに如かず』といふことを以てす。烏就屠恐れて曰はく、『願はくは小號を得て以て自ら處らん』と。帝、馮夫人を徵して、自ら狀を問ひ、謁者竺次を遣はし、^(五)期門甘延壽を副と爲し、馮夫人を送らしむ。馮夫人、^(四)錦車^(ニ乗)節を持し、烏就屠に詔して、^(五)長羅侯の赤谷

- 【三五】 赤谷城。烏孫の都城。露領トルキスタンの東邊、ナリシ(Naryn)河の上流の山間にありしなり。
- 【三六】 係瑣。鎖にて繋ぐ也。
- 【三七】 北山。烏孫の北に在る山。
- 【三八】 史書。官吏の文書なり。
- 【三九】 内は漢の事に習ひ、外は西域諸國の事に習ふ也。
- 【四〇】 烏孫國には、官、相大祿の下に左右大將二人あり、蓋し貴人なり。
- 【四一】 錦車。錦を衣せる車。
- 【四二】 長羅侯。此三字は疑ふらくは衍ならんか。

城に詣らしめ、(一)元貴靡を立てて大昆彌と爲し、烏就屠を小昆彌と爲し、皆、印綬を賜ふ。破羌將軍、塞を出でずして還る。後、烏就屠、盡く匈奴の人衆を歸さず。漢、復た(二)長羅侯を遣はし、三校を將ゐて赤谷に屯せしめ、因つて、人民・地界を分別するを爲す。大昆彌は、戸六萬餘、小昆彌は、戸四萬餘。然れども衆心、皆、小昆彌に附く。

二年、春正月、皇子嬰を立てて定陶王と爲す。

詔して、天下に赦し、民に(三)算三十を減す。

(三)珠厓郡・反す。夏四月、護軍都尉張祿を遣はし、兵を將ゐて之を撃たしむ。

杜延年、老病を以て免す。五月己丑、廷尉于定國を御史大夫と爲す。

秋七月、皇子宇を立てて東平王と爲す。

冬十二月、上、荊陽宮屬玉觀に行幸す。

是の歲、營平の壯武侯趙充國・薨す。是より先、充國、老を以て骸骨を乞ふ。安車・駟馬・黄金を賜ひ、罷めて(四)弟に就かしむ。朝廷、四夷の大議有る毎に、常に兵謀に與參せしめ、籌策を問ふ。

匈奴の呼韓邪單于、五原塞を(五)款き、「願はくは國珍を奉じ、(六)三年正月に朝せん」と。有司に

詔して其の儀を議せしむ。丞相・御史曰はく、「聖王の制は、京師を先にして諸夏を後にし、諸夏を先にして夷狄を後にす。匈奴の單于、朝賀せば、其の禮儀、宜しく諸侯王の如くにして、位次、(七)下に在るべし」と。太子太傅蕭望之以爲はく、「單于是、正朔の加はる所に非ず、故に敵國と稱す。宜しく待するに臣とせざるの禮を以てし、位は諸侯王の上に在るべし。外夷は稽首して藩と稱し、中國は讓りて・臣とせざるは、此れ則ち(八)羈縻の誼、謙亨の福なり。(九)書に曰はく、「戎狄は、荒服なり」と。其の來り服すること荒忽として常亡きを言ふなり。如し匈奴の後嗣をして、卒に、烏窳鼠伏して朝享に闕くる有らしむとも、畔臣と爲さざるは、萬世の長策なり」と。天子、之を采る。詔を下して曰はく、「匈奴の單于、北蕃と稱して、(一〇)正朔に朝せんとす。朕が不徳なる、弘覆すること能はず。其れ客禮を以て之を待し、單于をして、位、諸侯王の上に在り、贊謁するに臣と稱して、名いはざらしめん」と。

荀悅・論じて曰はく、春秋の義、王者は外無し。天下を一にせんと欲するなり。戎狄は道里遼遠にして、人迹、(一一)介紹す。故に正朔及ばず、禮教加はらず。之を尊ぶに

【一】元貴靡。肥王翁歸靡の嫡長男にして、楚主解憂の生む所。
 【二】長羅侯。常惠。
 【三】算三十を減す。漢の律に人ごとに一算を出す。一算は百二十錢なり。此の年、三十錢を減じ、九十錢を出さしめしなり。
 【四】珠厓。漢の武帝の時南越を服して置きたる九郡の一。廣東省瓊崖道瓊山縣の東南に在り。
 【五】弟。第と通ず、即ち邸なり。
 【六】款。叩くなり。

【七】正朔云云。臣屬の關係に在るものには、曆を頒ち中國の曆法によらしむ。單于是未だ然ること能はざるなり。
 【八】羈縻。羈は馬のたづな。縻は牛のはなに繋ぐ綱。牽制するの義。
 【九】謙亨。易の謙の卦に曰はく、謙は亨る。天道は下濟して光明なり、地道は卑くして上行すと。謙の徳は行はれざるなきをいふ。下手に出る利をいふなり。
 【一〇】書。逸書。
 【一一】荒服。禹貢の制にて最も遠き地をいふ。
 【一二】正朔。明年正月朔をいふ。
 【一三】介紹。隔絶なり。

非ざるなり、其の勢然るなり。(三) 詩に云はく、『彼の氏羌より、敢て來王せざる莫し』と。故に要荒の君も、必ず王貢を奉ず。若し職に供せざれば、則ち辭讓號令有りて焉に加はる。敵國の謂に非ざるなり。望之、待するに臣とせざるの禮を以てし、之を王公の上に加へんと欲するは、度を僭し序を失ひ、以て天常を亂す。禮に非ざるなり。若し權時の宜を以てするならば、則ち論を異にす。

詔して、車騎都尉韓昌を遣はして、單于を迎へしめ、過ぐる所の(四)七郡の二千騎を發して、爲めに道上に(五)陳せしむ。

三年、春正月、上、甘泉に行幸し、秦時に郊す。

匈奴の呼韓邪單于來朝す。贊謁するに藩臣と稱して、名いはず。賜ふに冠帶・衣裳・黄金の璽。(一) 璽、綬・玉具劍・佩刀・弓一張・矢四發・(二) 棨戟十・安車一乘・(三) 鞍勒一具・馬十五匹・黄金二十斤・錢二十萬。

衣被七十七襲・錦繡綺縠雜帛八千匹・絮六千斤を以てす。禮畢りて、使者をして單于を道びきて先行し、長平に宿せしむ。上、甘泉より、池陽宮に宿す。上、長平阪に登るとき、單于に詔して、(七) 謁する母からしむ。其の左右當戶、皆、列觀するを得、及び諸蠻夷の君長王侯數萬、咸、渭橋の下に迎へ、道を夾みて陳す。上、渭橋に登るとき、咸、萬歲と稱す。單于、邸に長安に就く。(上) 酒を建章宮に置き、單于に饗賜し、(六) 觀すに珍寶を以てす。二月、單于を遣りて國に歸らしむ。單于自ら請ふ、『願はくは幕南の光祿塞の下に居り、(一〇) 急有らば、漢の受降城に保せん』と。漢、長樂の衛尉高昌侯董忠・車騎都尉韓昌を遣はし、騎萬六千を將ゐしめ、又、邊郡の士馬を發するこゝと千を以て數へ、單于を送りて朔方の雞鹿塞に出でしむ。忠等に詔して、留まりて單于を衛り、助けて不服を誅せしむ。又、邊の穀米糴を轉ずること、前後三萬四千斛、其の食を給贍す。是より先、烏孫より以西、安息に至るまで、諸國の匈奴に近き者は、皆、匈奴を畏れて漢を輕んず。呼韓邪が漢に朝する後に及びて、咸、漢を尊ぶ。上、戎狄の賓服せしを以て、股肱(臣)の美を思ひ、乃ち其の人を(三) 麒麟閣に圖畫し、其の容貌を(三) 法り、其の官爵姓

- 【一】 詩、詩經商頌の殷武の篇。
- 【二】 要荒。要服及び荒服のこと。國語に、祭公謀父曰はく、蠻夷は要服なり、戎狄は荒服なり。要服の者は貢し、荒服の者は王す。貢せざる有れば則ち名を修め、王せざる有れば則ち徳を修め、是に於て、貢せざるを讓め、王せざるに告ぐ。是に於て、威讓の令有り、文告の辭有り。
- 【三】 七郡。五原、朔方、西河上郡、北地、馮翊を過ぎて長安に至る也。
- 【四】 陳す。陳列をつくりて列ぶこと。
- 【五】 璽。璽は戻の古字。戻は草の名。戻を以て染めたる綬なり。
- 【六】 玉具劍。玉を以て飾りたる劍なり。
- 【七】 棨戟。前驅のそなへに用ふるほこ。
- 【八】 鞍勒。くら、くつわ。

- 【一】 長平。阪の名。長平觀あり。
- 【二】 池陽。縣の名、故城は今の陝西省關中道涇陽縣の西北にあり。
- 【三】 謁する母からしむ。拜せしめざる也。
- 【四】 觀。示す也。
- 【五】 光祿塞。武帝の時、光祿徐自爲の築く所の者。
- 【六】 急有らば云云。郵支が來り攻めんことを恐るるが故に急有らば城に入りて自ら保せんと請ふ也。
- 【七】 雞鹿塞。内蒙古オールドス(Oldos)河套の北。
- 【八】 麒麟閣。未央宮中に在り。
- 【九】 法。象る也。

名を署す。唯だ霍光のみ名いはす、『大司馬大將軍博陸侯姓は霍氏』と曰ひ、其の次は張安世・韓增・趙充國・魏相・丙吉・杜延年・劉德・梁丘賀・蕭望之・蘇武、凡そ十一人。皆、功德有り、名を當世に知らる。是を以て、表して之を揚げ、明かに中興の輔佐なるを著はし、〔四〕方叔・召虎・仲山甫に列す。

鳳皇、〔三〕新蔡に集まる。

三月己丑、建成の安侯黃霸・薨す。

五月甲午、于定國を丞相と爲し、西平侯に封す。太僕沛郡の陳萬年を

御史大夫と爲す。

諸儒に詔して、五經の同異を講せしむ。蕭望之等、其の議を平奏す。

上、親ら制を稱して臨決す。乃ち、梁丘の易、〔七〕大小夏侯の尙書・穀梁の

春秋の博士を立つ。

烏孫の大昆彌元貴靡及び鴟靡、皆、病みて死す。公主・上書して言はく、

『年老いて、〔六〕土思はる。願はくは骸骨を歸して漢の地に葬らるるを得ん』

と。天子閱みて之を迎ふ。冬、京師に至る。之を待すること、一に公主の制の如くす。後二歳にして

卒す。元貴靡の子星靡、代りて大昆彌と爲る。〔年〕弱し。馮夫人・上書す、『願はくは烏孫に使用して、

星靡を鎮撫せん』と。漢、之を遣はす。都護・奏す、『烏孫の大吏・大祿・大監には、皆、賜ふに、〔五〕金印

紫綬を以てし、以て大昆彌を尊輔せしむ可し』と。漢、之を許す。其の後、段會宗、都護と爲り、乃

ち、〔二〇〕亡叛を招還し、之を安定す。星靡・死し、子雌栗靡代りて立つ。

皇太子の幸する所の司馬良娣、病みて且に死せんとするや、太子に謂つて曰はく、『妾が死するは

天命に非ず。乃ち諸娣妾、〔三〕良人、更るく祝詛して我を殺すなり』と。太子、以て然りと爲す。死

するに及びて、太子・悲患して病を發し、忽忽として樂しまず。帝乃ち皇

后をして後宮の家人の子の、以て太子を娯侍す可き者を選ばしめ、〔三〕元城

の王政君を得、太子の宮に送る。政君は、〔三〕故の繡衣御史賀の孫女なり。

〔二〕丙殿に見え、壹たび幸せられて、身む有り。是の歳、成帝を甲館の畫堂

に生む。世適皇孫たり。帝、之を愛し、自ら名づけて鰲字は大孫と曰ひ、

常に左右に置く。

四年、夏、〔二〕廣川王海陽、禽獸の行あり。不幸を賊殺するに坐して、廢

して房陵に徙さる。

冬十月、未央宮の宣室閣・火あり。

是の歳、定陶王囂を徙して楚王と爲す。

- 〔三〕 亡叛。逃亡背叛。
- 〔三〕 良人。女官の稱。
- 〔三〕 元城。縣の名、今の直隸省大名道大名縣の地。
- 〔三〕 王賀の事は二十一卷武帝天漢二年に見ゆ。
- 〔三〕 丙殿。蓋し殿、甲乙丙丁を以て次と爲す也。
- 〔二〕 地節四年、廣川王文を立つ、海陽は文の子なり。

- 〔四〕 方叔・召虎・仲山甫。三人は皆周の宣王の臣にして、文武の功勳あり、宣王の中興を佐けし者なり。列は比する也。
- 〔五〕 新蔡。縣の名、今の河南省汝陽道新蔡縣の地。
- 〔六〕 梁丘。梁丘賀なり。
- 〔七〕 大小夏侯。夏侯勝と夏侯建と也。
- 〔八〕 土。故郷をいふ。
- 〔九〕 金印紫綬。漢の制、列侯には金印紫綬を賜ふ。今特にこれを賜はる也。

匈奴の呼韓邪・郅支の兩單于、俱に使を遣はして朝獻す。漢、呼韓邪の使を待すること、加ふる有

黃龍元年、春正月、上、甘泉に行幸し、泰時に郊す。

匈奴の呼韓邪單于、來朝す。二月、國に歸る。始め郅支單于以爲へらく、呼韓邪は、兵弱くして漢に降れり、復た自ら還ること能はざらんと。即ち其の衆を引きて西し、攻めて右地を定めんと欲す。又、屠耆單于の小弟、本、呼韓邪に侍し、亦亡げて右地に之き、兩兄の餘兵を收めて、數千人を得、自立して伊利目單于と爲る。道に郅支に逢うて合戦す。郅支、之を殺し、其の兵五萬餘人を并す。郅支、漢が兵穀を出して呼韓邪を助くるを聞き、即ち遂に留まりて右地に居り、自ら力の匈奴を定むること能はざるを度り、乃ち益々西して烏孫に近づき、其の力を并せんことを欲し、使を遣はして小昆彌烏就屠を見しむ。烏就屠、其の使を殺し、八千騎を發して郅支を迎ふ。郅支、其の謀を覺り、兵を勒して烏孫を逢撃し、之を破る。因つて北して烏揭・堅昆・丁令を撃ち、三國を并せ、數、兵を遣はして烏孫を撃ち、常に之に勝つ。堅昆は東のかた單于

- 【一】 加ふる有り。郅支の使よりも呼韓邪の使を優遇せしむる。
- 【二】 兩兄。屠耆單于、閼振單于となり。
- 【三】 兵を以てこれに逆へ、相逢うて、即ち撃つ故に逢撃と曰ふ。
- 【四】 烏揭・堅昆・丁令。種族の名、皆、トルコ種。烏揭は丁令の南に居り、後の回紇の祖。堅昆は即ちキルギス(Kirghiz)にして、今のキルギス曠野の東邊に據り、丁令は外蒙古セレンガ河域に據れり。

の庭を去ること七千里、南のかた車師に至るまで五千里。郅支留まりて之に都す。

三月、星有り。王良・閣道に孛し、紫微に入る。

帝、疾に寢ぬ。大臣の屬す可き者を選び、外屬侍中樂陵侯史高・太子太傅蕭望之・少傅周堪を引きて、禁中に至らしめ、高を拜して大司馬・車騎將軍と爲し、望之を前將軍・光祿勳と爲し、堪を光祿大夫と爲す。皆、遺詔を受けて政を輔け、尙書の事を領す。冬十二月甲戌、帝、未央宮に崩す。

- 【四】 王良・閣道・紫微。皆、星座の名。
- 【五】 外屬。外戚なり。
- 【六】 宣帝は壽四十三。
- 【七】 信に賞し必ず罰す。功有れば必ず賞し、罪有れば必ず罰す。
- 【八】 綜核。すべ、かゝること。
- 【九】 元成。元帝、成帝。
- 【一〇】 亡を推す。滅亡の形ある者をば推してこれを滅ぼす。
- 【一一】 殷宗周宣。殷の高宗、周の宣王。

班固・贊して曰はく、孝宣の治は、信に賞し必ず罰し、名實を綜核し、政事文學法理の士、咸、其の能を精しくし、技巧工匠器械に至るまで、元・成の間より、能く之に及ぶもの鮮し。亦、以て吏は其の職に稱ひ、民は其の業に安んずるを知るに足るなり。匈奴の乖亂するに遭値して、亡を推し存を固くし、威を北夷に信べ、單于、義を慕ひ、稽首して藩と稱す。功、祖宗を光かし、業、後嗣に垂る。中興して徳を殷宗・周宣に倅しくすと謂ふ可し。

癸巳、太子、皇帝の位に即き、高廟に謁し、皇太后を尊びて太皇太后と曰ひ、皇后を皇太后と曰ふ。

卷の第二十八

漢紀二十

孝元皇帝上

初元元年、春正月辛丑、孝宣皇帝を杜陵に葬る。天下に赦す。

三月丙午、皇后王氏を立つ。後の父禁を封じて陽平侯と爲す。

三輔・太常・郡國の公田及び苑の省く可き者を以て、貧民を振業す。貴、千錢に満たざる者には、種食を賦貸す。

外祖平恩の戴侯の同産の弟の子中常侍許嘉を以て平恩侯と爲す。

夏六月、民の疾疫するを以て、太官に令して膳を省かしめ、樂府の員を減じ、苑馬を省き、以て

漢孝元皇帝初元元年

【一】孝元皇帝。諱は奭之、字は盛。

【二】初元元年。西紀前四八年。

【三】太常は諸陵邑を掌るが故に、亦、公田・苑あり。

【四】振業。これを振起して、作業有らしむる也。

【五】種食。或は種子と爲し、

或は食用と爲すなり。賦貸。賦は給與する也。貸は、かす也。

【六】戴侯は許廣漢なり。

【七】漢官儀によれば、樂府の人員は八百二十九人、牧苑は三十六ヶ所、馬三十萬匹を養ふといふ。

困乏を振ふ。

關東の郡國十一、大水あり、饑る、或は人相食む。旁郡の錢穀を轉じて、以て相救ふ。

上、素より琅邪の王吉・貢禹が皆經に明かに行を潔くするを聞き、使者を遣はして之を徵せしむ。吉、道にして病みて卒す。禹至る。拜して諫大夫と爲す。上、數己を虚しくして、問ふに政を以てす。禹、奏して言はく、『古は、人君節儉にして、什一にして税し、他の賦役無し。故に家給し人足る。高祖・孝文・孝景皇帝は、宮女、十餘人に過ぎず、廐馬、百餘匹。後世、争うて奢侈を爲し、轉轉して益甚だしく、臣下も亦相放效す。臣愚以爲へらく、太古の如くせんことは難し。宜しく少しく古に放うて以て自ら節すべし。方今、宮室已に定まり、奈何ともす可き無し。其餘は、盡く減損す可し。』故時、齊の三服官、物を輸すこと十箇に過ぎず。方今、齊の三服官は、作工各、數千人あり、一歲に數鉅萬を費す。廐馬の粟を食むもの、將に萬匹ならんとす。武帝の時、又、多く好女を取ることに、數千人に至り、以て後宮に填たす。天下を棄つるに及びて、多く金錢財物・鳥獸魚鼈を藏すること、凡そ百九十物。又、皆、後宮の女を

- 【八】轉。運輸する也。
- 【九】己を虚しくす。其の言を聽受するを謂ふ。
- 【一〇】放效。倣效なり、ならふ也。
- 【一一】故時。往時なり。
- 【一二】三服官。天子の衣服を作ることを主る。齊國に三服官あり、其の官舎三ある也。
- 【一三】十箇。筒は衣を盛る竹器。
- 【一四】萬萬を鉅萬と爲す。
- 【一五】天下を棄つ。崩御をいふ。
- 【一六】後宮の女云。漢の制、天子崩御の後、後宮、葬を送り、因つて留まりて陵寢に奉す。

以て、園陵に置く。孝宣皇帝の時に至りては、陛下、言ふ所有るを惡み、羣臣も亦故事に隨ふ。甚だ痛む可きなり。故に天下をして化を承けしめ、女を取ることに、皆、大に度に過ぎ、諸侯の妻妾は、或は數百人に至り、豪富の吏民は、歌者を畜ふること、數千人に至る。是を以て、内には怨女多く、外には曠夫多し。及び衆庶の葬埋は、皆地上を虚しくして、以て地下に實たす。其の過は上より生ず。皆、大臣の故事に循ふの辜に在るなり。唯だ陛下、深く古道を察し、其の儉なる者に從ひ、大に乘輿服御の器物を減損し、三分して二を去り、後宮の賢なる者を選びて、二十人を留め、餘は悉く之を歸し、及び諸園の女の・子無き者は、宜しく悉く遣るべく、廐馬は數十匹に過ぐる無かるべく、獨り長安の城南の苑地を舍きて、以て田獵の圃と爲せ。方今天下饑饉なるを以て、大に自ら損減して、以て之を救うて、天意に稱ふ無かる可けんや。天、聖人を生ずるは、蓋し萬民の爲めにして、獨り自ら娛樂せしむるのみに非ざるなり』と。天子、其の言を納れて善しとし、詔を下して、諸宮館の御幸すること希なる者をば、繕治する勿からしめ、太僕は穀の・馬に食ましむるを減じ、水衡は肉の・獸に食ましむるを減せしむ。

- 【一七】言ふ所有るを惡むとは、天下を以て其の親に儉するを惡むなり。
- 【一八】怨女。夫無きの女。
- 【一九】曠夫。獨身の男。婦女多く宮中に徵さるるを以て民間に獨身の男多しといふなり。
- 【二〇】諸の陵寢に奉する女にして子無き者は、悉く遣りて家に歸らしむべし。
- 【二一】舍。留め置く也。
- 【二二】太僕。車輿馬匹を掌る官。
- 【二三】水衡。水衡都尉は上林苑及びその禽獸を掌る官。

臣光曰はく、忠臣の君に事ふるや、其の難き所を責むれば、則ち其の易き者は、勞せずして正しく、其の短き所を補へば、則ち其の長き者は、勸めずして遂げらる。孝元、位を踐むの初め、心を虚しくして以て禹に問ふ。禹、宜しく其の急なる所を先にし、其の緩なる所を後にすべし。然れば則ち優游して、斷せず、讒佞、權を用ふるは、當時の大患なり。而るに禹、以て言を爲さず。恭謹節儉は、孝元の素志なり、而るに禹、孜孜として之を言ふ。何ぞや。禹の智をして以て知るに足らざらしめば、烏んぞ賢と爲すを得ん。知りて言はざるならば、罪たること愈々大なり。

匈奴の呼韓邪單于、復た上書して、民衆の困乏するを言ふ。雲中・五原郡に詔して、穀二萬斛を轉じて、以て之に給せしむ。是の歲、初めて 戊己校尉を置き、車師の故地に屯田せしむ。

- 【四】 斷・決斷。
- 【五】 戊己校尉。西域を鎮安す。常の治處無し。
- 【一】 王事。王者の事。
- 【二】 選白。選擇して推舉する也。

二年、春正月、上、甘泉に行幸し、泰時に郊す。

樂陵侯史高、外屬を以て尙書の事を領し、前將軍蕭望之、光祿大夫周堪、之が副たり。望之は名儒にして、堪と、皆、師傅の舊恩を以て、天子、之に任ず。數々宴見して治亂を言ひ、(一)王事を陳ぶ。望之、宗室の經に明かにして行有るものを選白し、散騎諫大夫劉更生を中に給事せしめ、侍中

金徹と、竝に左右に拾遺せしめ、四人、心を同じくして謀議し、上を勸導するに古制を以てし、匡正せんと欲する所多し。上、甚た之を郷納す。史高は位に充るのみ。此に由りて、望之と隙有り。中書令弘恭・僕射石顯は、宣帝の時より、久しく樞機を典り、文法に明習す。帝、位に即きて、疾多く、以へらく、顯は久しく事を典り、(二)中人は外黨無く、精專なり、信任す可しと。遂に委ぬるに政を以てす。事、大小と無く、顯に因りて白して決す。貴幸せらるること朝を傾け、百僚、皆、顯に敬事す。顯、人と爲り巧慧にして事に習ひ、能く人主の微指を探り得、内深賊にして、(三)詭辯を持し、以て人を中傷し、(四)忤恨睚眦すれば、輒ち被らするに危法を以てす。亦、車騎將軍高と、(五)表裏を爲し、議論、常に獨り故事を持し、望之等に從はず。望之等、許史の放縱なるを思苦し、又、恭・顯が權を擅にするを疾み、(六)建白して以爲はく、『中書は政の本、國家の樞機なり。宜しく通明公正(七)を以て之に處くべし。武帝、後庭に游宴す。故に宦者を用ふ。古の制に非ざるなり。宜しく中書の宦者を罷め

- 【三】 郷納。意、これを信じし擣ひ、其の言を納れ用ふる也。
- 【四】 弘は姓、恭は名。
- 【五】 中人は外黨無し。中人は宦官なり。腐刑せられたる宦官は、骨肉の親少く、婚姻の家無し。
- 【六】 白は奏する也。決は斷する也。
- 【七】 詭辯。理を非に、非を理る也。
- 【八】 忤恨睚眦云云。僅の恨でも報いねばやまざるをいふ。
- 【九】 危法。法を以てこれを危くし殺すをいふ。
- 【一〇】 表裏を爲す。互に相助くる也。
- 【一一】 建白。此の議を立てて、これを白すなり。

て、古の「刑人を近づげざる」の義に應ずべし」と。是に由りて、大に高・恭・顯と忤ふ。上初めて位に即き、謙讓して、改作するを重り、議、久しく定まらず。劉更生を出して宗正と爲す。望之・堪、數名儒茂材を薦めて、以て諫官に備ふ。會稽の鄭朋、陰に望之に附かんと欲し、上書して、車騎將軍高が客を遣はして姦利を郡國に爲ししことを言ひ、及び許史の子弟の罪過を言ふ。章、周堪に視ざる。堪・白して、朋をして金馬門に待詔せしむ。朋、望之に奏記して曰はく、「今、將軍の規撫は、云に管・晏の若くにして休せんか。遂に日昃を行ひ、周・召に至りて乃ち留まらんか。管・晏の若くにして休せば、則ち下走は將に延陵の阜に歸りて齒を沒せんとせんのみ。如し將軍、周・召の遺業を興し、日昃の兼聽を親らせば、則ち下走、其れ庶幾はくは區區を竭して萬分の一を奉せんことを願ふ」と。望之、始め朋を見るや、接待するに意を以てす。後、其の傾邪なるを知り、絶ちて與に通せず。朋は楚の士にして、怨恨し、更に

【三】 刑人を近づげず。禮に、刑人は君側に在らず。宦者はもと宮刑を受けたる者なる故に、此の言あるなり。
 【二】 忤。相違ひ逆ふなり。
 【四】 散騎給事中は中朝の官なり。宗正は外朝の官なり。故に出すと云ふ。
 【五】 規撫。規模に同じ。
 【六】 管晏。管仲、晏嬰。
 【七】 其の道を厭厭し、日昃くまで食はず、周公・召公の蹟を追ひて、然る後に已まんと欲するか。
 【八】 下走。僕。卑下していふなり。
 【九】 延陵の阜。吳の公子季札。邑を延陵に食む。吳王の行を薄しとし、國を棄てて皐澤に耕す。
 【一〇】 接待云云。誠を推して殷勤にこれを應接待遇する也。
 【一一】 楚の士。楚の人は性脆急なり。朋は會稽の人、會稽は楚に屬す。

許史に入らんことを求め、言ひし所の許史の事を推して曰はく、「皆、周堪・劉更生、我に教へたり。我は關東の人なり。何を以てか此を知らん」と。是に於て、侍中許章、白して朋を見えしむ。朋出で、揚言して曰はく、「我見えて、前將軍の小過五・大罪一を言へり」と。待詔華龍は、汗穢を行ひ、堪等に入らんと欲すれども、堪等納れず、亦、朋と相結ぶ。恭・顯、二人をして、望之等が車騎將軍を罷め許史を疏退せんと欲するを謀るの狀を告げしむ。望之の出でて休する日を候うて、朋・龍をして之を上らしむ。事、弘恭に下し、狀を問ふ。望之對へて曰はく、「外戚、位に在りて、多く奢淫なり。臣が此ノ事以て國家を匡正せんと欲す。邪を爲すに非ざるなり」と。恭・顯、奏す、「望之・堪・更生、朋黨して相稱舉し、數大臣を譖訴し、親戚を毀離し、以て専ら權勢を擅にせんと欲す。臣と爲りて不忠なり。上を誣ひて不道なり。請ふ調者をして召して廷尉に致さしめん」と。時に上初めて位に即き、召して廷尉に致すとは獄に下すことたるを省せず、其の奏を可す。後、上、堪・更生を召すや、曰はく、「獄に繋がる」と。上大に驚きて曰はく、「但だ廷尉の問ふのみに非ざるか」と。以て恭・顯を責む。皆叩頭して謝す。上曰はく、「出でて事を視しめよ」と。恭・顯、因つて史高をして言はしむ、「上、新に位に即き、未だ徳化を以て天下に聞えずして、先づ師傅を驗せり。既に九卿

【一】 前將軍。望之をいふ。
 【二】 車騎將軍。史高をいふ。
 【三】 疏退。うとんじ、しりぞく。
 【四】 省。察する也。悟る也。
 【五】 九卿大夫。劉更生は宗正たり、即ち九卿なり。周堪は光祿大夫たり。

大夫を獄に下したれば、宜しく因つて「決免すべし」と。是に於て、丞相・御史に制詔す、「前將軍望之、朕に傳たること八年、它的罪過無し。今、事、久遠にして、識忘して、明かにし難し。其れ望之の罪を赦し、前將軍・光祿勳の印綬を收めよ。及び堪・更生は、皆免じて庶人と爲せ」と。

二月丁巳、弟、竟を立てて清河王と爲す。

戊午、隴西、地震ひ、城郭屋室を敗り、人衆を壓殺す。

三月、廣陵の厲王の子霸を立てて王と爲す。

詔して、(一)黃門の乘輿狗馬・水衡の禁園・宜春の下苑・少府の(二)飲

飛の外池・(三)嚴籟の池田を罷め、貧民に假與す。又、詔して、天

下に赦し、茂材異等・直言極諫の士を擧げしむ。

夏四月、子鷺を立てて皇太子と爲す。待詔鄭朋、太原の太守張敞を薦

む、「先帝の名臣なり、宜しく皇太子を傳輔せしむべし」と。上、以て蕭

望之に問ふ。望之以爲へらく、敞は能吏にして、煩亂を治むるに任ふれど

も、材輕くして師傅の器に非ずと。天子、使者をして敞を徵せしめ、以て

左馮翊と爲さんと欲す。會、病みて卒す。

詔して、蕭望之に爵、關内侯を賜ひ、中に給事し、朔望に朝せしむ。

關東饑乏、齊の地、人相食む。

秋七月己酉、地復た震ふ。

上、復た周堪・劉更生を徵し、以て諫大夫と爲さんと欲す。弘恭・石

顯・白し、皆以て中郎と爲す。上、蕭望之を器重して已まず、倚りて以て

相と爲さんと欲す。恭・顯及び許・史の兄弟・侍中諸曹、皆、目を望之等に

側つ。更生、乃ち其の外親をして變事を上らしめて言はく、「地の震

ふは、殆ど恭等の爲めなり、三獨夫の爲めに動きしに非ず。臣愚以爲へ

らく、宜しく恭・顯を退けて、以て善を蔽ふの罰を章かにし、望之等を進

めて、以て賢者の路を通すべし。此の如くせば則ち太平の門開けて、災異

の原塞がれん」と。書奏す。恭・顯、其の更生の爲す所なるを疑ひ、白し

て、姦詐を考せんと請ふ。辭果して服す。遂に更生を逮して獄に繋ぐ。免

じて庶人と爲す。會、望之の子散騎中郎偁、亦、上書して、望之の前の事

を訟ふ。事、有司に下さる。(有)復た奏す、「望之が前に坐せし所は明白にして、譖訴せし者無し。而

【一七】 決免、職を免する也。

【一八】 宣帝五鳳二年、蕭望之、太子太傅と爲り、黃龍元年に至るまで、八年と爲す。

【一九】 識忘云云。記憶する事も有り、遺忘したる事も有りて、明かにすること難し。

【二〇】 宣帝五鳳四年、廣陵の厲王胥、罪を以て自殺し、國除かる。今復た其の子を立てつ。

【二一】 黃門。官署の名。

【二二】 宜春。宮の名。

【二三】 飲飛。弋射を掌る官。

【二四】 嚴籟。射苑。

【二五】 池田。苑中の田。

【二六】 假與。貸し與ふ。

【二七】 諫大夫は秩比八百石、中郎は秩比六百石、竝に光祿勳に屬す。

【二八】 外親。母方の親類。

【二九】 三獨夫。三人の匹夫。即ち蕭望之、周堪、劉更生をいふ。

【三〇】 幸亡きの詩。史に偁の上書を載せざれば、其の稱引する所は、何の詩なるかを知らず。然れども詩の變雅に「罪無し幸無し、讒口啓啓たり」と云ふ。偁の引く所のもの或は此の詩ならんか。

弘恭・石顯等、望之が素より高節にして、誣辱せられざるを知り、建白す、「望之、前に幸に坐せざるを得、復た爵邑を賜はる。(二) 過を悔い罪に服せず、深く怨望を懷き、子をして上書せしめ、非を上に歸す。自ら以へらく、師傅に託すれば、終に必ず坐せじと。頗る望之を牢獄に屈して、其の怏怏の心を塞ぐに非ずんば、則ち聖朝、以て恩厚を施す無からん」と。上曰はく、「蕭太傅は素より剛なり。(三) 安んぞ更に就くを肯せんや。」顯等曰はく、「人命は至重なり。望之が坐する所は、語言の薄罪なり。必ず憂ふる所無からん」と。上乃ち其の奏を可す。冬十二月、顯等、詔を封じて以て謁者に付し、敕して、望之を召して、手付せしむ。因つて、太常に令して、急に執金吾の車騎を發し、馳せて其の第を圍ましむ。使者至り、望之を召す。望之、以て門下生魯國の朱雲に問ふ。朱雲は節を好むの士なり。望之に勸めて、自裁せしむ。是に於て、望之、天を仰ぎて歎じて曰はく、「吾、嘗て位に將相に備はり、年、六十を踰えたり。老いて牢獄に入り、苟くも生活せんことを求むるは、亦鄙しからずや」と。字をよびて雲に謂つて曰はく、「『游、趣に藥を和して來れ。久しく我が死を留むる無かれ』と。(四) 遂に鳩を飲みて自殺す。

【二】 誣辱。風辱に同じ。

【三】 惡を天子に歸する言ふ

【四】 安んぞ云云。帝、望之が自殺するかも知れずと憂ふる也。

【五】 生命は人の至つて重んずる所なり。

【六】 手付。手渡しすること。

【七】 太常云云。太常は諸陵縣を掌る。執金吾は京師を巡行するを掌る。蕭望之は是の時杜陵に居る。故に太常をして執金吾の車騎を發せしむ。以てこれを恐脅して、望之をして自裁せしめんと欲する也。

【八】 自裁。自殺なり。

【九】 游。朱雲の字。

【十】 果して恭顯の計中に墮ちたり。

遂に鳩を飲みて自殺す。

天子、之を聞き、驚きて手を拊つて曰はく、「曩に固に其の牢獄に就かざらんことを疑へり。果して然り。吾が賢傳を殺せり」と。是の時、太官、方に晝食を上る。上乃ち食を卻け、之が爲めに涕泣し、左右を哀動す。是に於て、顯等を召し、責問するに議の詳かならざるを以てす。皆、冠を免ぎて謝す。良久しうして然る後已む。上、望之を追念して、忘れず、歳時毎に、使者を遣はして望之の冢を祠祭せしめ、帝の世を終ふ。

【一】 臣光曰はく、甚だしいかな、孝元の君と爲り、欺かれ易くして悟り難きや。夫れ恭・顯が望之を誣訴する、其の邪説詭計、誠に辯すること能はざる所有るなり。(然レ)

【二】 詩に云はく、嘔として其れ泣く、何を嗟くも及ばんと。

【三】 底。致す。

爲し、已にして(之)果して自殺するに至りては、則ち恭・顯の欺くこと亦明かなり。中智の君に在りては、孰か感動奮發して、以て邪臣の罰を底さざらんや。孝元は則ち然らず、涕泣して、食はず。以て望之を傷むと雖も、而も終に恭・顯を誅すること能はず、纔に其の冠を免ぎて謝するを得て已む。此の如くならば、則ち姦臣安んぞ懲るる所あらんや。是れ恭・顯をして其の邪心を肆にして復た忌憚する無きを得しむる者なり。是の歳、弘恭病みて死す。石顯、中書令と爲る。

初め (五)武帝、南越を滅ぼし、珠厓・儋耳郡を開置す。(郡)海中の洲上に在り。吏卒は皆中國のにして、多く之を侵陵す。其の民も亦暴惡にして、自ら (中國)阻絶すと以ひ、數吏の禁を犯す。率ね數年ごとに壹たび反して吏を殺す。漢輒ち兵を發して撃ちて之を定む。(番)二十餘年の間に、凡そ六たび反す。(五)宣帝の時に至りて、又再び反す。上、位に即くの明年、珠厓の (五)山南縣、反す。(漢)兵を發して之を撃つ。諸縣更、叛し、連年定まらず。上、博く羣臣に謀り、大に軍を發せんと欲す。(五)待詔賈捐之曰はく、「臣聞く、堯・舜・禹の聖德なるや、地は方、數千里に過ぎずして、西は (五)流沙に被り、東は海に漸り、朔南、聲教に暨ぶと。聲教に與らんと欲すれば則ち之を治め、與らんと欲せざる者をば彊ひて治めざるを言ふなり。故に (五)君臣、德を歌はれ、(六)含氣の物、各其の宜しきを得たり。武帝・成王は、殷・周の大仁なり。然れども地、東は (五)江・黃に過ぎず、西は (五)氐羌に過ぎず、南は蠻荆に過ぎず、

【五】 事は二十卷武帝元鼎六年に見ゆ。
【五】 海中云云。二郡は今の海南島にあり。海中の洲に居る也。水中の居る可き處を洲と曰ふ。
【五】 賈捐之傳に據れば、初め郡と爲りしより、昭帝の始元元年に至るまで、二十餘年間に、凡そ六たび反す。
【五】 始元五年、儋耳郡を罷めて并せて珠厓に屬す。宣帝神爵三年に至りて、珠厓の三縣反す。後七年、甘露元年、九縣復た反す。
【六】 海中の洲上、黎母山を以

て主と爲す、山を環らして諸縣を列置す、山南縣は蓋し黎母山の南に置かれし也。
【五】 待詔。捐之、此の時、金馬門に待詔たり。
【五】 流沙。甘肅省西北の沙漠をいふ。ここにては西の果と云は入程の意なり。
【五】 朔南。朔は北方、南北の意なり。
【六】 君臣云云。君臣の德、皆歌頌す可きを言ふ。
【六】 含氣の物。生物。
【六】 江黃。竝に國名。河南省の地。

北は朔方に過ぎず。是を以て、頌聲並び作り、視聽の物、咸其の生を樂しみ、(五)越裳氏、九譯を重ねて (來)獻す。此れ兵革の能く致す所に非ざるなり。以て秦に至りて、兵を興して遠く攻め、外を負り内を虚しくして、天下・潰畔す。(漢ニ)孝文皇帝、武を偃せ文を行ふ。此の時に當りて、斷獄 (ニ)數百、賦役輕簡なり。孝武皇帝、兵馬を厲まし、以て四夷を攘ふ。天下の斷獄萬數、賦煩はしく役重く、寇賊並び起り、軍旅數發し、父は前に戰死し、子は後に鬪傷し、女子は亭障に乘り、孤兒は道に號び、老母寡婦は (四)泣を飲み巷に哭す。是れ皆地を廓くこと泰た大にして、征伐すること休せざるが故なり。今、關東、民衆久しく困しみ、道路に流離す。人情、父母よりも親しきは莫く、夫婦よりも樂しきは莫し。(然ルニ關東ノ民ハ)妻を嫁し子を賣り。法も禁ずること能はず。義も止むること能はざるに至る。此れ社稷の憂なり。今、陛下、(五)惻愍の忿に忍びず、士衆を驅りて之を大海の中に擠し。心を幽冥の地に快くせんと欲するは、饑饉を救助し。(六)元元を保全する所以に非ざるなり。詩に云はく、「蠢爾たる蠻荆、大邦を讐と爲す」と。聖人起れば則ち後れて服し。中國衰ふれば則ち先づ畔くを言ふなり。古よりして之を思ふ。何ぞ況んや乃ち復た (六)其の南方萬里 (ニ)在の蠻

【六】 越裳氏。安南地方の國。
【六】 泣を飲む。涙流れて面に被り、以て口に入る也。
【六】 惻愍。忿り憂ふる貌。又急躁の貌。
【六】 元元。人民をいふ。
【六】 詩云云。詩經、小雅采芣の篇。蠢爾は、うごめく貌。
蠻荆は荊州の蠻なり。蛆蟲の如くうごめく者も大國を讐とする可ありとの意なり。
【六】 珠厓は又蠻荆の南に在り、京師を去ること萬里。

をや。駱越の人は、父子、川を同じくして浴し、相習うて鼻を以て飲み、禽獸と異なる無し。本、郡縣として置くに足らざるなり。顛顛として獨り一海の中に居り、霧露氣濕ひ、毒草蟲蛇水土の害多し。人、未だ虜を見ざるに、戰士自ら死す。又、獨り珠厓のみ珠犀瑋瑁有るに非ざるなり。之を棄つとも惜しむに足らず、撃たずとも威を損せじ。其の民は譬へば猶ほ魚鼈のごとし。何ぞ貪るに足らんや。臣竊に往者の羌の軍を以て之を言はん。師を暴すこと曾ち未だ一年ならず、兵出づること千里を踰えずして、四十餘萬萬を費し、大司農の錢盡き、乃ち少府の禁錢を以て之に續けり。夫れ一隅、不善を爲すすら、費尙ほ此の如し。況んや師を勞して遠く攻め、士を亡うて功母きに於てをや。之を往古に求むれば則ち合はず、之を當今に施せば又便ならず。臣愚以爲へらく、冠帶の國・禹貢の及ぶ所・春秋の治むる所に非ざるものは、皆、且く以て爲す無かる可し。願はくは遂に珠厓を棄て、専ら關東を恤むを用て憂と爲さんことを」と。

〔六九〕今の廣東の地は古の駱越なり。珠厓も亦駱越の一部なり。
 〔七〇〕鼻を以て飲む。鼻より水を飲む。
 〔七一〕顛顛。區區として小なるを形容する語。
 〔七二〕往者の羌の軍。宣帝の神爵元年、羌反せし時を指す。
 〔七三〕禁錢。少府の錢は以て天子の用に供す、故に禁錢と曰ふ。

上、以て丞相・御史に問ふ。御史大夫陳萬年以爲はく、「當に撃つべし」と。丞相于定國以爲はく、「前日、兵を興して之を撃つこと、連年。護軍都尉・校尉及び丞、凡そ十一人、還る者二人、卒士及び轉輸の死する者萬人以上、費、三萬萬餘を用ひ、尙ほ未だ盡く降すこと能はず。今、關東困乏し、民、搖動し難し。捐之の議・是なり」と。上、之に従ふ。捐之は賈誼の曾孫なり。

三年、春、詔して曰はく、「珠厓、吏民を虜殺し、背畔して逆を爲す。今、廷議する者、或は撃つ可しと言ひ、或は・守る可しと言ひ、或は之を棄てんと欲し、其の指各殊なり。朕、日夜、議者の言を惟思するに、威の行はれざるを羞ぶるときは、則ち之を誅せんと欲し、狐疑して難を辟くるときは、則ち守りて屯田せんとし、時變に通ずるときは、則ち萬民を憂ふ。夫れ萬民の饑餓すると、遠蠻の討せられざることは、危きこと孰れか大ならん。且つ宗廟の祭凶年には備はらず。況んや嫌らざるの辱を避けんや。今、關東大に困しみ、倉庫空虚にして、以て相贍らす無し。又以て兵を動かすは、特に兵を勞するのみに非ず、凶年、之に隨はん。其れ珠厓郡を罷めん。民、義を慕ひ・内屬せんと欲する有らば、之を便處せよ。欲せざるをば彊ふる勿かれ」と。

〔一〕屯田してこれと相守り以て其の敵を待たんと欲す。
 〔二〕嫌。嫌と通ず。厭く也。意自ら満足する也。
 〔三〕内屬。來りて内郡に入る也。
 〔四〕便處。各々其の便利とする所に隨つてこれを處置する也。
 〔五〕長沙の煬王且は、定王發の玄孫にして、初元元年、薨じ、後無し、今、其の弟を立てて封を嗣がしむ。

夏四月乙未晦、茂陵の白鶴館・災あり。天下に赦す。
 夏、旱す。長沙の煬王の弟宗を立てて王と爲す。

長信の少府貢禹・上書す、『諸の離宮及び長樂宮の衛は、其の大半を減じ、以て繇役を寛くす可し』と。六月、詔して曰はく、『朕惟みるに、丞庶の餓寒し、遠く父母妻子を離れ、業に非ざるの作に勞し、居らざるの宮を衛るは、恐らくは陰陽を佐くる所以の道に非ざらん。其れ甘泉・建章宮の衛を罷め、農に就かしめ、百官各費を省け。條奏して、諱む所有る母かれ』と。

此の歲、上、復た周堪を擢でて光祿勳と爲し、堪の弟の子、張猛を光祿大夫と爲す。中に給事し、大に信任せらる。

四年、春正月、上、甘泉に行幸し、秦時に郊す。三月、河東に行幸し、后土を祠る。汾陰の徒を赦す。

五年、春正月、周子南君を以て周の承休侯と爲す。上、雍に行幸し、五時を祠る。

夏四月、星有り。參に孛す。

上、諸儒貢禹等の言を用ひ、太官に詔して、日に殺すこと母く、具ふる所各半を減せしめ、

- 【六】丞庶。衆庶。人民のこと。
- 【七】業に非ず。不怠の事なるをいふ。
- 【八】張猛。張敖の孫。
- 【一】徒。罪有りて役作する者。
- 【二】周子南君。姓は姬、名は延年。其の祖父姬嘉は、周の後、武帝の元鼎四年、封じて周子南君と爲し、周の祀を奉ぜしむ。
- 【三】參。二十八宿の一、星座の名。
- 【四】具ふる所。食具。供御のもの。
- 【五】日。日に殺す云云。殺すとは宰殺のことにて、料理人が屠肉すること。毎日屠殺することとを禁じたる也。

乘輿の秣馬は、正事に乏しきこと無ければ已み、角抵・上林の宮館の御幸希なる者・齊の三服官。北假の田官・鹽鐵の官・常平倉を罷め、博士の弟子は、員を置くこと母くして以て學者を廣め、民の能く一經に通ずる有る者を皆復せしめ、刑罰七十餘事を省く。

陳萬年・卒す。六月辛酉、長信の少府貢禹を御史大夫と爲す。禹、前後、得失を言ひ、書、數十たび上る。上、其の質直なるを嘉し、多く之を采用す。

匈奴の郵支單于、自ら道遠しと以ひ、又、漢の呼韓邪を擁護して、己を助けざるを怨み、漢の使者江乃始等を困辱し、使を遣はして奉獻し、因つて侍子を求めしむ。漢、議して衛司馬谷吉を遣はして之を送らしめんとす。御史大夫貢禹・博士東海の匡衡、以爲はく、『郵支單于は化に郷ふこと未だ醇からず、在る所絶遠なり。宜しく使者をして其の子を送りて塞に至りて還らしむべし』と。吉、上書して言はく、『中國と夷狄と、羈縻して絶たざるの義有り。今、既に其の子を養全すること十年、德澤甚だ厚し。空しく絶ちて送らず、近く塞より還らば、棄捐して畜はざるを示し、郷従の心無か

- 【五】秣馬。粟秣を以て馬に食はず也。
- 【六】正事。駕して祭祀蒐狩の事に供するを謂ふ。
- 【七】北假。地名。
- 【八】員を置く。人員を制限する也。武帝、博士の官を置き、弟子五十人を置く。昭帝、弟子の員を増して百人に満たす。宣帝の末、これを増倍す。今、人員を制限すること無く、以て學者を廣む。後、數年、用度足らざるを以て、更めて員千人と爲す。
- 【九】侍子。宣帝の甘露元年に、郵支、子を遣はして入りて侍せしむ。
- 【一〇】谷は姓、吉は名。
- 【一一】郷従。化に嚮ひ命に従ふ。

らしめ、前の恩を棄てて後の怨を立てん。便ならず。議者、前に江乃始が敵に應ずるの數無く、智勇俱に困しみ、以て恥辱を致せるを見、即ち豫め臣が爲めに憂ふ。臣、幸に、彊漢の節を建て、明聖の詔を受け、厚恩を宣諭するを得ば、(支)宜しく敢て、桀なるべからず。若し禽獸の心を懷き、無道を臣に加へば、則ち單于、長く大罪に嬰り、必ず遁逃して遠く舍し、敢て邊に近づかじ。一使を没して以て百姓を安んずるは、國の計にして、臣の願なり。願はくは送りにて、庭に至らん」と。上これを許す。(吉)既に至るや、郵支單于怒り、竟に吉等を殺す。自ら、漢に負くを知り、又、呼韓邪の益、彊きを聞き、襲撃せられんことを恐れ、遠く去らんと欲す。會、康居王、數、烏孫の困しむる所と爲りしかば、諸翁侯と計り、以爲へらく、「匈奴は大國にして、烏孫は素之に服屬す。今、郵支單于、困阨して外に在り。迎へて東邊に置き、(四)兵を合はせて烏孫を取らしめ、而して之を立つ可し。長く匈奴の憂無からん」と。即ち使をして、(五)堅昆に至らしめ、郵支に通語す。郵支素恐れ、又、烏孫を怨む。康居の計を聞き、大に説び、遂に與に相結び、兵を引きて西す。郵支の人衆、寒に中りて道に死す。餘すところ財に三千人、康居に至る。康居王、女を以て郵支に妻す。郵支も亦、女を以て康居王に予ふ。康居、甚だ郵支を尊敬し、其の威に倚りて以て諸國を脅さんと欲す。郵支、

- 【三】桀。凶暴なること。
- 【四】庭。郵支單于の庭なり。
- 【五】兵を合はせて云云。郵支と力を并せて共に烏孫を滅ぼし、其の地を以て郵支を立てて之に居らしめんとする也。
- 【六】堅昆。當時郵支は、堅昆(キルギス)の地に都せり。
- 【七】烏孫を怨むことは、前卷黃龍元年に見ゆ。

數、兵を借りて、烏孫を撃ち、深く入りて赤谷城に至り、民人を殺略し、畜産を毆りて去る。烏孫、敢て追はず。西邊空虛にして、居らざる者、(七)五千里。

冬十二月丁未、貢禹卒す。丁巳、長信の少府薛廣德を御史大夫と爲す。

(一) 永光元年、春正月、上、甘泉に行幸し、泰時に郊す。禮畢り、因つて留まりて射獵す。薛廣德、上書して曰はく、「竊に見るに關東困極し、人民流離す。陛下、日に亡秦の鍾を撞き、(二)鄭衛の樂を聴く。臣誠に之を悼む。今、士卒暴露し、從官勞倦す。願はくは陛下、亟かに宮に反り、百姓と憂樂を同じうせんことを思へ。天下幸甚ならん」と。上、即日還る。

二月、丞相、御史に詔して、質樸・敦厚・遜讓・行有る者を擧げしめ、光祿をして歳ごとに此の科を以て郎・從官を第せしむ。

三月、天下に赦す。

雪雨り、霜隕ち、桑を殺す。

秋、上、宗廟に耐祭す。(四)便門を出で、樓船に御せんと欲す。薛廣德、乘輿車に當りて、冠を免ぎ、

- 【一】五千里。漢書陳湯傳には千里に作る。
- 【二】永光元年。西紀前四三年。
- 【三】鄭衛の樂。鄭と衛とは、春秋時代の小國。その地の音樂は淫靡なりしなり。
- 【四】丞相御史云云。始め丞相御史をして此の四科の人を擧げて、これを擢用して郎及び從官と爲さしめ、又、光祿をして毎歳此の科に依りて考校して、其の第の高下を定めしむる也。
- 【五】便門。長安城の南面西頭の第一門。

頓首して曰はく、『宜しく橋よりすべし』と。詔して曰はく、『大夫、冠せよ』と。廣徳曰はく、『陛下、臣に聽かずんば、臣自ら刎ね、血を以て車輪を汚さん。陛下、廟に入(祠)るを得ざらん』と。上、説ばず、先(一)光祿大夫張猛進みて曰はく、『臣聞く、主聖なれば臣直なりと。船に乗るは危く、橋に就くは安し。聖主は危きに乘らず。御史大夫の言をば聽く可し』と。上曰はく、『人を曉すことは、當に是の如くなるべからざらんや』と。乃ち橋よりす。

九月、霜隕ちて稼を殺し、天下大に饑う。丞相于定國・大司馬車騎將軍史高・御史大夫薛廣徳、俱に災異を以て骸骨を乞ふ。(上)安車・駟馬・黃金六十斤を賜うて罷む。太子太傅韋玄成を御史大夫と爲す。廣徳、歸りて其の安車を縣け、以て子孫に傳へ示して榮と爲す。

帝の太子たりしとき、太中大夫孔霸に從つて尙書を受く。位に即くに及びて、霸に爵關内侯を賜ひ、襄成君と號し、中に給事せしむ。上、霸を相位に致さんと欲す。霸、人と爲り、謙退にして、權教を好まず、常に稱す、『爵位泰だ過ぎば、何の徳か以て之に堪へん』と。御史大夫屢缺く。上、輒ち霸を用ひんと欲す。霸、位を讓りて自ら陳ずること、再三に至る。上、深く其の至誠を知り、乃ち用ひず。是を以て之を敬し、賞賜甚だ厚し。

- 【五】先。先驅に同じ。乘輿を先導する也。
- 【六】人を曉す云云。諫諍の言は、當に猛が如くなるべきを言ふ。
- 【七】縣。懸と通す。其の賜はりし所の安車を懸けて以て榮幸を示すなり。

戊子、侍中衛尉王接を大司馬・車騎將軍と爲す。石顯、周堪、張猛等を憚り、數之を譖毀す。劉更生、其の傾危せんことを懼れ、上書して曰はく、『臣聞く、舜、九官を命じ、濟濟として相讓る、和の至なり。衆臣、朝に和すれば、則ち萬物、野に和す。故に 簫韶九成して、鳳皇來儀す。周の幽・厲の際に至りて、朝廷、和せず、轉た相非怨すれば、則ち日月、薄食し、水泉、沸騰し、山谷、處を易へ、霜降ること節を失ふ。此に由りて之を觀れば、和氣は祥を致し、乖氣は異を致し、祥多き者は其の國安く、異衆き者は其の國危きは、天地の常經、古今の通義なり。今、陛下、三代の業を開き、文學の士を招き、優游寛容して、竝び進むを得しむ。今、賢不肖、渾殺し、白黒分たれず、邪正、雜糅し、忠讒竝び進み、章、公車に交はり、人、北軍に滿ち、朝臣舛午し、膠戾乖刺し、更に相讒懇し、轉た相是非す。耳目を營惑し、心意を感移する所

- 【八】接。平昌侯王無故の子。
- 【九】九官。禹を司空と爲し、棄を后稷と爲し、契を司徒と爲し、皋陶を士と爲し、垂を共工と爲し、益を朕虞と爲し、伯夷を秩宗と爲し、夔を典樂と爲し、龍を納言と爲す。
- 【一〇】簫韶。韶は舜の樂の名。簫管の屬を擧げて、其の備はれるを示す也。韶樂九奏したるとき、鳳皇來りて其の容儀を見はす。鳳皇の現はるは天下太平君臣和樂の祥瑞也。
- 【一一】薄。迫る也。掩ひ迫らるる也。
- 【一二】朝臣云云。朝臣の志意、和せずして、各々相違背するを云ふ。
- 【一三】營惑。まどはす。其の天子を誣罔するを言ふ也。
- 【一四】沸騰。湧き出づる也。
- 【一五】渾殺。混雜する也。
- 【一六】雜糅。入りまじる。
- 【一七】章云云。公車に上書し、法の如くならざる者有れば、以て北軍の尉に付し、北軍の尉、法を以てこれを治す。北軍の尉は、上書する者の獄を主る。
- 【一八】朝臣云云。朝臣の志意、和せずして、各々相違背するを云ふ。
- 【一九】營惑。まどはす。其の天子を誣罔するを言ふ也。

漢孝元皇帝永光元年

以、勝げて載す可からず。(二八)曹を分ちて黨を爲し、往往、羣朋し、將に心を同じうして以て正臣を陷れんとす。正臣進むは、治の表なり。正臣陷るは、亂の機なり。治亂の機に乗ずるは、未だ孰れか任するを知らず、而して災異數見はる。此れ臣が寒心する所以の者なり。初元以來、六年なり。春秋を按ずるに、六年中の災異、未だ稠きこと今の如き者有らざるなり。其の然る所以の者を原ぬるに、讒邪並び進むに由るなり。讒邪の並び進む所以は、上に疑心多きに由る。既に已に賢人を用ひて、善政を行へども、如し或は之を譖すれば、則ち賢人退きて、善政還(去)る。夫れ狐疑の心を執る者は、讒賊の口を來し、(二九)斷せざるの意を持つる者は、(三〇)羣枉の門を開く。讒邪進めば則ち衆賢退き、羣枉盛なれば則ち正士消す。故に易に(三一)否泰有り、小人の道長じ、君子の道消すれば、則ち政日に亂れ、君子の道長じ、小人の道消すれば、則ち政日に治まる。昔者、鯀・共工・驩兜と、舜・禹と、堯の朝に雜處し、周公と管蔡と、並に周の位に居る。是の時に當りて、迭に進み相毀り、流言して相謗ること、豈に勝げて道ふ可けんや。帝堯・成王は、能く舜・禹・周公を賢として、共工・管蔡を消す。故に以て大に治まり、榮華今に至る。孔子と(三二)季孟と、偕に魯に仕へ、季孟と(三三)叔孫と、俱に秦に宦たり。定公・始皇は、季

- 【二八】曹。輩なり。
- 【二九】斷。決斷なり。
- 【三〇】羣枉。枉は曲る也、直ならざる也。
- 【三一】否泰。並に易の卦の名。否は天地否にして、小人の道長じ、君子の道消する卦なり。泰は天地泰にして、君子の道長じ、小人の道消する卦なり。
- 【三二】季孟。季孫氏、孟孫氏。皆、魯の桓公の後にして代魯の國權を執る。
- 【三三】叔孫。叔孫通なり。

孟・季斯を賢として、孔子・叔孫を消す。故に以て大に亂れ、汗辱、今に至る。故に治亂榮辱の端は、信任する所に在り。信任すること既に賢なれば、堅固にして移らざるに在り。(三四)詩に云はく、「我が心は石に匪ず、轉ず可からざるなり」と。善を守ること篤きを言ふなり。(三五)易に曰はく、「其の大號を渙汗す」と。號令すること汗の如きを言ふなり。汗は出でて反らざる者なり。今、善令を出せども、未だ(三六)時を踰ゆること能はずして反るは、是れ汗を反すなり。賢を用ふれども、未だ(三七)三句なること能はずして退くるは、是れ石を轉ずるなり。論語に曰はく、「不善を見れば、湯を探るが如し」と。今、(三八)二府、佞調は當に位に在るべからずと奏すれども、年を歴て而も(三九)去らず。故に令を出すは則ち汗を反すが如く、賢を用ふるは則ち石を轉ずるが如く、佞を去るは則ち山を抜くが如し。此の如くにして、陰陽の調はんことを望むは、亦難からずや。是を以て、羣小、間隙を窺見し、文字を縁飾し、巧言醜詆し、流言飛文、民間に譁し。故に(四〇)詩に云はく、「憂心悄悄たり。羣小を愠る」と。小人、羣を成すは、

- 【三四】詩云。詩經、邶風の柏舟の篇。石は堅しといへどもなほ轉ばし得るも、我心は堅く徳を執りて、動かす可からずとの意なり。
- 【三五】易云。易の渙の卦の九五の爻の辭。王者、渙然として大號令を發すること、汗の出づるが如き也。
- 【三六】時。三月なり。
- 【三七】不善を見れば湯を探るが如し。論語季氏の篇の語。過つて熱湯に手を入るるものは、何人も速に手を引くが如く、不善を見ては直にそれより退くべしとの意。
- 【三八】二府。丞相府と御史府。
- 【三九】飛文。匿名の書を爲りて詆毀するをいふ。
- 【四〇】詩云。詩經、邶風の柏舟の篇。悄悄は憂ふる貌。

誠に・愠るに足るなり。昔、孔子、顔淵・子貢と、更に相稱譽すれども、朋黨を爲さず。禹・稷と皐陶と、傳に相汲引すれども、比周を爲さず。何となれば則ち國の爲めにするに忠にして、邪心無ければなり。今、佞邪と賢臣と、交戟の内に並び、黨を合はせ謀を共にして、善に違ひ惡に依り、〔三〕歛歛・訛訛として、數・危險の言を設け、以て主上を傾移せんと欲す。如し忽然として之を用ひば、此れ天地の先づ戒むる所以、災異の重ねて至る所以の者なり。古より明聖、未だ誅すること無くして治むる者有らざるなり。故に舜には〔四〕四放の罰有り、孔子には〔五〕兩觀の誅有り、然る後、聖化、得て行ふ可かりしなり。今、陛下の明知を以て、誠に深く天地の心を思ひ、否泰の卦を覽、〔六〕周唐の進む所を歴して以て法と爲し、秦・魯の消する所を原ねて以て戒と爲し、祥應の福・災異の禍を考へて、以て當世の變を揆り、佞邪の黨を放遠し、〔七〕險詖の聚を壊散し、羣枉の門を杜閉し、衆正の路を廣開し、狐疑を決斷し、猶豫を分別し、是非をして炳然として知る可からしめば、則ち百異消滅して、衆祥並び至らん。太平の基、萬世の利なり」と。顯、其の書を見、愈・許史と比して、更生等を怨む。是の歳、夏寒く、日青くして光無し。顯及び許史、皆、堪・猛が

- 〔三〕 傳。遞なり。
- 〔四〕 交戟。宿衛者をいふ。
- 〔五〕 歛歛。一致する貌。
- 〔六〕 訛訛。不善の貌。
- 〔七〕 四放。舜、共工を幽州に流し、驩兜を崇山に放ち、三苗を三危に竄し、鯀を羽山に殛す。
- 〔八〕 兩觀の誅。孔子、魯の司寇と爲り、七日にして、大夫少正卯を兩觀の下に誅す。
- 〔九〕 周・唐。周は周の成王、唐は帝堯陶唐氏。
- 〔十〕 歴。歴觀する也。
- 〔十一〕 險詖。危險邪僻の言論を爲す者。

事を用ふるの咎なりと言ふ。上、内に堪を重んじ、又、衆口の〔四〕浸潤するを患へ、信を取る所無し。時に長安の令楊興、材能を以て幸せられ、常に堪を稱譽す。上、以て助と爲さんと欲し、乃ち見て興に問ふ、「朝臣、〔五〕斷斷として、光祿勳を不可とするは、何ぞや」と。興は、〔六〕傾巧の士にして、上が堪を疑ふと謂ひ、因つて指に順つて曰はく、「堪は獨り朝廷に不可なるのみに非ず、〔七〕州里よりするも亦不可なり。臣、衆人が堪と劉更生等と謀りて骨肉を毀らんとせしを聞きて、誅に當すと以爲へるを見たり。故に臣が前の書に、堪をば誅傷す可からずと言へり。國の爲めに恩を養はんとてなり」と。上曰はく、「然り。此れ何の罪ありてか誅せん。今宜しく奈何すべき」と。興曰はく、「臣愚以爲へらく、爵・關内侯・食邑三百戸を賜うて、事を興らしむる勿かる可しと。〔八〕明主、師傅の恩を失はず。此れ最も策の得たる者なり」と。上、是に於て之を疑ふ。司隸校尉琅邪の諸葛豐、始め剛直特立を以て、名を朝に著はし、數、貴戚を侵犯す。位に在る者、多く其の短を言ふ。後、〔九〕春夏に人を繫治するに坐し、〔十〕城門校尉に徙さる。豐、是に於て、上書し、堪・猛の罪を告ぐ。上、豐を直とせず、御史に制詔す、「城門校尉豐、前に光祿勳堪・光祿大夫猛と與に、朝に在るの時、數

- 〔四〕 浸潤。水の次第に浸しうるほすが如く、人をそしること。
- 〔五〕 斷斷。忿り疾む貌。
- 〔六〕 傾巧。傾邪佞巧。
- 〔七〕 州里。周禮に、五黨を州と爲し、五家を郷と爲し、五郷を里と爲す。漢人は、州郷を同じくして居る者を謂つて州里と爲す。
- 〔八〕 春夏云云。春夏は萬物の生長する時なれば、獄訟を止むるが例なり。然るに人を繫治せしを以て、効せられたるなり。
- 〔九〕 城門校尉。京師十二城門の屯兵を掌る。

堪・猛の美を稱言せり。豐、前に司隸校尉たるや、四時に順ひて法度を修めず、専ら苛暴を作し、以て虚威を獲たり。朕、吏に下すに忍びず、以て城門校尉と爲せり。(豐)内諸を己に省みずして、反つて堪・猛を怨み、以て報擧を求め、證無きの辭を告按し、驗し難きの罪を暴揚し、毀譽、意を恣にし、前言を顧みず。不信の大なるなり。朕、豐の耆老なるを憐み、刑を加ふるに忍びず。其れ免じて庶人と爲す」と。又曰はく、「豐、堪・猛が貞信立たざるを言ふ。朕、閱みて、治せず、又、其の材能ありて未だ効す所有らざるを惜しむ。其れ堪を左遷して、河東の太守と爲し、猛をば槐里の令とす」と。

臣光曰はく、諸葛豐が堪・猛に於けるや、前には譽めて後には毀る。其の志、朝廷の爲めに善を進めて姦を去るに非ざるなり。比周して、進むを求めんと欲するのみ。斯れ亦鄭朋・楊興の流なり。鳥にか其の剛直たる在らんや。人君は、美惡を察し、是非を辨じ、賞して以て善を勸め、罰して以て姦を懲らす。治を爲す所以なり。豐の言をして實を得しめば、則ち豐は當に黜くべからず。若し其れ誣罔ならば、則ち堪・猛は何の辜あらん。今、兩つながら責めて俱に之を棄つ。則ち美惡是非、果して安にか在るや。

賈捐之、楊興と善し。捐之數、石顯を短る。故を以て官を得ず、復た進見すること稀なり。興、新に材能を以て、幸せらるるを得たり。捐之、興に謂つて曰はく、「京兆の尹缺けたり。我をして見ゆるを得しめば、君蘭を言はん。京兆の尹、立ちどころに得可からん」と。興曰はく、「君房、筆を下せば、言語、天下に妙なり。君房をして尙書令と爲らしめば、五鹿充宗に勝ること遠きこと甚だし」と。捐之曰はく、「我をして充宗に代ることを得しめ、君蘭、京兆(尹)と爲らば、京兆は郡國の首にして、尙書は百官の本なれば、天下真に大に治まらん。士即ち隔てられじ」と。捐之復た石顯を短る。興曰はく、「顯は方に貴く、上、之を信用す。今、進まんことを欲せば、第、我が計に従へ。且つ興に意を合はせば、即ち入ることを得ん」と。捐之、乃ち興と共に、顯を薦むるの奏を爲し、其の美を稱譽して以爲はく、「宜しく爵關内侯を賜ひ、其の兄弟を引き、以て諸曹と爲すべし」と。又共に、興を薦むるの奏を爲して以爲はく、「試に京兆の尹を守らしむ可し」と。石顯、聞知して、之を白す。上乃ち興・捐之を獄に下し、顯をして之を治せしむ。(顯)奏す、「興・捐之、詐僞を懷きて、更に相薦譽し、大位を得んと欲す。上を罔ひて不道なり」と。捐之は竟に棄市に坐し、興は髡鉗して城旦と爲らる。

臣光曰はく、君子、正を以て邪を攻むるすら、猶ほ克たざらんことを懼る。況んや捐之は、邪を以て邪を攻む、其れ能く(禍)免れんや。

【四六】 報擧。怨を報いんとして其の事を擧言する也。
 【四七】 前言を顧みず。前には堪猛の美を譽め、今は其短を言ふをいふ。

【四六】 君蘭。楊興の字。
 【四七】 君房。賈捐之の字。
 【四八】 天下に妙なり。天下に於て最も精妙たり。
 【四九】 五鹿充宗。此の時、尙書令たり。

清河王竟を徙して中山王と爲す。
 匈奴の呼韓邪單于、民衆益々盛んに、塞下の禽獸盡く。單于、以て自ら衛るに足り、郅支を畏れず。
 其の大臣、單于に〔三〕北歸を勸むる者多し。之を久しうして、單于竟に北して庭に歸る。民衆稍稍之に歸し、其の國遂に定まる。

二年、春二月、天下に赦す。

丁酉、御史大夫韋玄成を丞相と爲し、右扶風鄭弘を御史大夫と爲す。

三月壬戌朔、日、之を食する有り。

夏六月、天下に赦す。

上、〔一〕給事中匡衡に問ふに、地震日食の變を以てす。衡・上疏して曰はく、「陛下、聖德を躬にし、太平の路を開き、愚なる吏民が法に觸れ禁に抵るを闕み、比年大赦し、百姓をして行を改め自ら新にするを得しむ。天下幸甚なり。臣竊に見るに、大赦の後、姦邪爲めに衰止せず、今日、大赦せられ、明日、法を犯し、相隨つて獄に入る。此れ殆ど之を導くこと未だ其の務を得ざればなり。今、天下の俗、財を貪り義を賤し、聲色を好み、侈靡を上び、親戚の恩薄く、婚姻の黨隆に、苟合して徼幸し、身を以て利を設く。其の原を改めずんば、歳ごとに之を赦すと雖も、刑猶ほ錯いて用ひざらしめ難か

〔三〕 塞下に禽獸無ければ、射獵するも得る所無し。又、郅支を畏れず。故に北のかた舊處に歸らんと欲するなり。
 〔一〕 匡衡は博士を以て給事中たり。

らん。臣愚以爲へらく、宜しく壹たび曠然として大に其の俗を變ずべしと。夫れ朝廷は天下の 楨幹なり。朝に・色を變ずるの言有れば、則ち下に・争鬪の患有り、上に・自ら専らにするの士有れば、則ち下に・讓らざるの人有り、上に・克勝するの佐有れば、則ち下に・傷害するの心有り、上に・利を好むの臣有れば、則ち下に・盜竊するの民有り。〔二〕此れ其の本なればなり。天下を治むる者は、上ぶ所を審かにするのみ。教化の流るるは、家ごとに至りて人ごとに之を説くに非ざるなり。賢者、位に在り、能者、職に 布り、朝廷、禮を崇び、百僚敬讓し、道德を之れ行ひ、内より外に及び、近き者より始め、然る後、民、法る所を知り、善に遷り日に進み、而して自ら知らざるなり。詩に曰はく、「商邑翼翼たり、四方の極なり」と。今、長安は、天子の都にして、親しく聖化を承く。然れども其の習俗、以て遠方に異なる無く、郡國の來る者、法則とする所無く、或は侈靡を見て、之に 放效す。此れ教化の原本、風俗の樞機にして、宜しく先づ正すべき者なり。臣聞く、「天人の際は、〔三〕精稜、以て相盪かす有り、善惡、以て相推す有り、事、下に作れば、象、上に動き、陰變すれば則ち 靜かなる者動き、陽蔽はるれば則ち 明かなる者暗く、水

〔二〕 楨幹。木の幹。即ち物の根本の義。
 〔三〕 下の行ふ所は皆化を上にとるを言ふ。
 〔四〕 布。布列する也。
 〔五〕 詩云云。詩經の商頌の殷武の篇。商邑は京師なり。極は中なり。商邑の風俗、翼翼然として、則り傲ふ可し、是れ即ち四方の中正にして、無上の道なり。
 〔六〕 放效。ならふ也。
 〔七〕 精稜云云。稜は氣なり。天と人と、精氣を以て相動かすを言ふ。
 〔八〕 靜かなる者動く。地震をいふ。
 〔九〕 明かなる者暗く。日食をいふ。

旱の災、類に随つて至る」と。陛下、天戒を祇畏し、元元を哀閔し、宜しく靡麗を省き、制度を考へ、忠正を近づけ、巧佞を遠ざけ、以て至仁を崇くし、失俗を匡すべし。道德、京師に弘まり、(二)淑問、疆外に揚らん。然る後、大化、成す可く、禮讓、興す可きなり」と。上、其の言を説び、衡を遷して光祿大夫と爲す。

荀悦・論じて曰はく、夫れ赦は・權時の宜にして、常典に非ざるなり。

漢興るや、秦の兵革の後・大愚の世・比屋・刑す可きを承く。故に (三) 三章

の法・大赦の令を設け、穢流を (四) 蕩滌し、民と更始す。時赦然ればなり。

後世、業を承け、襲うて・革めざるは、時宜を失へり。惠・文の世の若き

は、之を赦する所無し。孝景の時の若きは、七國皆亂れ、異心並び起り、

姦詐、一に非ず。武帝の末年に及びては、賦役繁く興り、羣盜並び起り、

加ふるに太子の事・巫蠱の禍を以てし、天下紛然として、百姓、聊ん

ずる無し。光武の際に及びては、(五) 撥亂の後なり。是の如きの比は、宜しく赦を爲すべし。

秋七月、隴西の羌・三姐の旁種・反す。詔して丞相韋玄成等を召して入りて議せしむ。是の

時、歲比に登らず、朝廷方に以て憂と爲す。而して羌の變に遭ふ。玄成等、(六) 漠然として、對ふる者

有る莫し。右將軍馮奉世曰はく、『羌虜、近く (七) 竟内に在りて背畔す。時を以て誅せずんば、以て

【一〇】 祇畏。つつしみ、おそる。

【一一】 淑問。善き名聲。

【一二】 三章を約すること、九

卷高祖元年に見ゆ。

【一三】 蕩滌。あらひ、すすぐ。

【一四】 撥亂。亂を治むる也。

【一五】 多姐。西羌の姓なり。

【一六】 漠然。聲無き貌。

【一七】 竟内。境内に同じ。

【一八】 無慮。大略。

【一九】 犀利。堅銳。犀は堅き也。

【二〇】 兩將軍。車騎將軍王接、

左將軍許嘉。

【二一】 簡。簡閱なり。

【二二】 難に首たり。首として寇

難を爲す。

【二三】 和。應ずる也。

【二四】 扇。煽動する也。

【二五】 相萬す。相比するときは

萬倍の相違あり。

遠蠻を威制する無からん。臣願はくは師を帥めて之を討たんと。上、兵を用ふるの數を問ふ。對へ

て曰はく、『臣聞く、善く兵を用ふる者は、役をば再び興さず、糧をば三たび載せず、故に師、久し

く暴されずして、天誅亟かに決すと。往者、數、敵を料らずして、師、折傷するに至る。再三發調せ

ば、則ち曠日煩費にして、威武虧けん。今、反虜は (一) 無慮三萬人。法、

當に倍して六萬人を用ふべし。然れども羌戎は弓矛の兵のみ。器、(二) 犀利

ならず。四萬人を用ふ可し。一月にして、以て (三) 勝敗決するに足らん」と。

丞相・御史、(四) 兩將軍、皆以爲はく、『(五) 今、民方に收斂する時なり、未だ

多く發す可からず。萬人を發して、屯して之を守らば、且つ足らん」と。

奉世曰はく、『不可なり。天下、饑饉を被り、士馬羸耗し、守戰の備、久

しく廢れて、(六) 簡ばれず。夷狄、皆、邊吏を輕んずるの心有り。而して羌

は (七) 難に首たり。今、萬人を以て數處に分屯せば、虜、(八) 我兵の少きを見

て、必ず、畏懼せざらん。戰ふときは則ち兵を挫き師を病ましめ、守ると

きは則ち百姓救はれじ。此の如くにして、怯弱の形見はれば、羌人、利に乗じ、諸種並び (九) 和し、

相 (十) 扇ぎて起らん。臣恐らくは、中國の役、四萬に止まるを得ずして、財幣の能く解く所に非ざらん。故に少しく兵を發して日を曠しくすると、一舉にして疾く決するとは、利害 (十一) 相萬するなり』

と。固く之を争へども、得ること能はず。詔有りて、二千人を益す。是に於て、奉世を遣はし、萬二千人の騎を將ゐて、屯に將たるを以て名と爲し、典屬國任立・護軍都尉韓昌を偏裨と爲し、隴西に到り、三處に分屯せしむ。昌、先づ兩校尉を遣はして羌と戦はしむ。羌の衆盛多にして、(兩校)皆、破る所と爲り、兩校尉を殺す。奉世、具に地形部衆多少の計を上る、「願はくは三萬六千人を益さん。乃ち以て事を決するに足らん」と、書・奏す。天子、大に爲めに兵六萬餘人を發す。八月、太常弋陽侯任千秋を拜して奮武將軍と爲し、以て之を助けしむ。冬十月、兵畢く隴西に至る。十一月、並び進む。羌虜大に破れ、斬首數千級、餘は皆走りて塞を出づ。兵未だ決せざる間、漢、復た募士萬人を發し、(三)定襄の太守韓安國を拜して建威將軍と爲す。未だ進まず。羌破ると聞きて還る。詔して、(二)吏士を罷め、頗る留まりて屯田し、要害の處に備へしむ。

【二六】屯に將云云。兵を領して屯田すと言ひ、賊を討すと言はざる也。
 【二七】偏裨。副將なり。
 【二八】韓安國。武帝の時の韓安國とは別人なり。
 【二九】吏士。軍吏と士卒。

卷の第二十九

漢紀二十一

孝元皇帝下

(一)永光三年、春二月、馮奉世、京師に還る。更めて左將軍と爲し、爵關内侯を賜ふ。
 三月、皇子康を立てて濟陽王と爲す。
 夏四月、平昌の考侯王接・薨す。
 秋七月壬戌、平恩侯許嘉を以て大司馬・車騎將軍と爲す。
 冬十一月己丑、地震ひ、雨水あり。
 鹽鐵の官を復す。博士の弟子の員千人を置く、用度足らず。民多く復除し、以て中外の繇役に給する無きを以ての故なり。

【一】永光三年。西紀前四一年。
 【二】考侯。王接の諡。
 【三】鹽鐵云云。鹽鐵の官を罷め、博士の弟子の人員を制限する無からしめし事、前卷初元五年に見ゆ。

四年、春二月、天下に赦す。

三月、上、雍に行幸し、五時を祠る。

夏六月、甲戌、孝宣の園の東闕・災あり。

戊寅晦、日、之を食する有り。上、是に於て、諸の前に『日の變は周堪・

張猛に在り』と言ひし者を召して、責問す。皆、稽首して謝す。因つて詔

を下して、堪・猛の美を稱し、徵して行在所に詣らしめ、拜して光祿大夫

と爲し、秩は中二千石、尙書の事を領せしむ。猛、復た太中大夫・給事中

と爲る。中書令石顯、尙書を筭し、尙書五人、皆、其の黨なり。堪は見

ゆるを得ること希に、常に顯に因りて事を白す。事、顯の口に決す。會

堪、瘡を疾み、言ふこと能はずして、卒す。顯、猛を誣譖し、公車に自

殺せしむ。

初め貢禹・奏して言はく、『孝惠・孝景の廟は、皆、親盡きたれば、宜し

く毀つべし。及び郡國の廟は、古禮に應せず。宜しく正しく定むべし』

と。天子、其の議を是とす。秋九月戊子、昭靈后、武哀王、昭哀后、

衛思后・戾太子・戾后の園を罷め、皆、祠を奉せず、裁に吏卒を置きて守ら

しむ。冬十月乙丑、祖宗の廟の郡國に在る者を罷め、諸陵は分つて三輔に屬す。渭城の壽陵亭の部

- 【一】筭。管なり。つかさどる。
- 【二】瘡。言語を發し得ざる病。
- 【三】親盡く。直系絶えたる也。
- 【四】郡國の廟。惠帝、高帝の廟を尊びて太祖の廟と爲し、景帝、文帝の廟を尊びて太宗の廟と爲し、郡國に各、太祖・太宗の廟を立てしむ。宣帝復た武帝を尊びて、世宗の廟と爲し、巡狩せし所に、亦これを立てしむ。
- 【五】昭靈后。高祖の母。
- 【六】武哀王。高祖の兄。
- 【七】昭哀后。高祖の姉。
- 【八】衛思后。戾太子之母。
- 【九】諸陵云云。是れより先、諸陵は總て太常に屬したりしが、今各、其の地界に依りて三輔に屬す。

原の上を以て 初陵と爲す。詔して、(初陵)縣邑を置き及び郡國の民を徙すこと勿からしむ。

五年、春正月、上、甘泉に行幸し、秦時に郊す。三月、河東に幸し、后土を祠る。

秋、潁川・水あり、人民を流殺す。

冬、上、(二)長楊の射熊館に幸し、大に獵す。

十二月乙酉、太上皇・孝惠皇帝の寢廟園を毀つ。韋玄成等の議を用ふるなり。

上、儒術文辭を好み、頗る先帝の政を改む。事を言ふ者多く進見し、

人人以爲へらく、上の意を得たりと。又、傳昭儀及び子濟陽王康、愛幸

せらるること、皇后・太子よりも逾えたり。太子少傅匡衡・上疏して曰は

く、『臣聞く、治亂安危の機は、心を用ふる所を審かにするに在り。蓋

し受命の王は、務、業を創め統を垂れ、之を無窮に傳ふるに在り。昔者、(周)成

の君は、心、先王の徳を承宣して、其の功を褒大するに存す。昔者、(周)成

王の、位を嗣ぐや、文武の道を思述し、以て其の心を養ひ、休烈盛美をば、之を(二)后に歸して、敢

て其の名を専らにせず。是を以て、上天 歡享し、鬼神焉を祐く。陛下、聖徳・天のごとく覆ひ、海

- 【一〇】初陵。元帝の置く所の陵。未だ名あらず、故に初と曰ふ。
- 【一】長楊。宮の名。
- 【二】傳昭儀。昭儀は、位、皇后に次ぐ。
- 【三】受命。天命を受けて王業を創むる也。
- 【四】繼體。祖先のあとをたぐ也。
- 【五】文武。文王・武王なり。
- 【六】二后。后は君なり。即ち文王・武王。
- 【七】歡享。供物を享くること。

内を子のごとく愛す。然れども陰陽未だ和せず、姦邪未だ禁せざるは、殆ど議者、未だ丕に先帝の盛功を揚げず、争うて制度の用ふ可からざるを言へばなり。務めて之を變更し、更むる所或は行ふ可からざれば、復た之を復す。是を以て、羣下更に相是非し、吏民、信する所無し。臣竊かに恨む、國家、成を樂しむの業を釋て、虚しく此の紛紛たるを爲すことを。願はくは陛下、詳かに統業の事を覽、神を(先帝)制に遵ひ(先帝)功を揚ぐるに留め、以て羣下の心を定めんことを。詩の大雅に曰はく、「爾の祖を念ふ無からんや。厥徳を聿べ修む」と。蓋し至徳の本なり。(一〇)傳に曰はく、「好惡を審かにし、情性を理めて、王道畢る」と。性を治むるの道は、必ず己の餘り有る所を審かにして、其の足らざる所を強む。蓋し聰明疏通なる者は、大に(一)察なるを戒め、寡聞少見なる者は、壅蔽せらるるを戒め、勇猛剛強なる者は、大に暴なるを戒め、仁愛溫良なる者は、斷無きを戒め、湛靜安舒なる者は、時に後るるを戒め、廣心浩大なる者は、遺忘するを戒め、必ず己の當に戒むべき所を審かにし、而して、之を齊ふるに義を以てし、然る後、中和の化、應じ、而して巧偽の徒、敢て比周して進むを望まず。唯だ陛下、之を戒めよ。聖徳を崇くする所以なり。臣又聞く、室家の道修まれば、則ち天下の理得らると。故に(三)詩は

- 【八】成を樂しむ。已成の業は人情の樂しむ所なるを謂ふ。
- 【九】爾が祖云云。詩經の大雅の文王の篇の語。聿は述ぶるなり。
- 【一〇】傳に曰はく云云。衡、詩學を修む、此れ必ず詩傳の言ならん。
- 【一一】察。明察なり。
- 【一二】詩云云。關雎は后妃の徳を美むる詩にして、國風の首たり。

國風に始まり、(三)禮は冠婚に本づく。國風に始まるは、情性を原ねて以て人倫を明かにするなり。冠婚に本づくは、(四)基兆を正しくして以て未然を防ぐなり。故に聖王は必ず妃后の際を慎み、(五)適長の位を別つ。禮の内、に於けるや、卑は尊を踰えず、新は故に先だたず。人情を統べて陰氣を理むる所以なり。其の適を尊びて庶を卑しむや、適子は(六)阼に冠し、之を禮するに(七)醴を用ひ、衆子は與に列するを得ず。正體を貴びて嫌疑を明かにする所以なり。虚しく其の禮文を加ふるのみに非ず。乃ち中心、之と與に殊異なり。故に禮は其の情を探りて之を外に見はずなり。聖人、動靜・游燕・親しむ所、物ごとに其の(八)序を得れば、則ち海内自ら修まり、百姓、化に従ふ。如し當に親しむべき者疏んせられ、當に尊ぶべき者卑しよるれば、則ち佞巧の姦、時に因りて動き、以て國家を亂す。故に聖人は、慎みて其の端を防ぎ、未然に禁じ、私恩を以て公義を害せず。(九)傳に曰はく、「家を正しうして、天下定まる」と。』

- 【三】禮云云。禮記の冠義に曰はく、冠は禮の始なりと。婚義に曰はく、婚は禮の本なりと。
- 【四】基兆。基礎、兆候。
- 【五】適長。嫡長に同じ。
- 【六】阼。主人の昇降する階。
- 【七】醴。甘酒なり。衆酒よりも貴し。
- 【八】序。次序なり。
- 【九】傳云云。易の家人の卦の象の。
- 【一〇】宣房云云。事、二十一卷武帝元封二年に見ゆ。
- 【一一】館陶。山東省東臨道館陶縣。
- 【一二】屯子河。館陶より臨清等を経て直隸省津海道舊天津府に入り、南皮・滄・鹽山縣等を経て海に入る。

初め武帝、既に(一〇)宣房を塞ぎ、後、河復た北して(三)館陶に決し、分れて屯子河と爲り、東北して海に入る。廣深、大河と等し。故に其の自然に因りて、隄塞せざるな

り。是の歲、河、清河の(三)靈(縣)の鳴犢口に決し、而して屯氏河絶ゆ。

(一)建昭元年、春正月戊辰、梁に隕石あり。

三月、上、雍に行幸し、五時を祠る。

冬、河間王元、不幸を賊殺するに坐し、廢して房陵に遷さる。

孝文太后の(二)復祠園を罷む。

上、虎園に幸し、獸を鬪はす。後宮皆坐す。熊、逸して園を出で、檻を攀ぢ、殿に上らんと欲す。左右の貴人、(四)傅健仔等、皆驚き走る。馮健仔、直に前みて、熊に當りて立つ。左右、熊を(五)格殺す。上問ふ、『人情驚き懼る。(六)何が故に前みて熊に當れる』と。健仔對へて曰はく、『猛獸は人を得れば止まる。妾、熊が御座に至らんことを恐る。故に身を以て之に當れり』と。帝、嗟嘆して、倍、焉を敬重す。傅健仔慙づ。是に由りて、馮健仔と隙有り。馮健仔は、左將軍奉世の女なり。

- 【三】靈。縣の名、山東省東臨道高唐縣。
- 【一】建昭元年。西紀前三八年。
- 【二】元。河間の獻王徳の來孫。
- 【三】孝文太后薄氏は霸陵の南に葬る。復。廢の古字。
- 【四】傅健仔。即ち傅昭儀。蓋し後に號を進めしなり。
- 【五】格殺。撃ち殺す。

二年、春正月、上、甘泉に行幸し、秦時に郊す。三月、河東に行幸し。后土を祠る。

夏四月、天下に赦す。

六月、皇子興を立てて信都王と爲す。

東都の京房、易を梁の人焦延壽に學ぶ。延壽常に曰はく、『我が道を得て以て身を亡ぼさん者は、京生なり』と。其の説、災變に長じ、(七)六十卦を分ちて、更に日に直てて事をを用ひ、(八)風雨寒温を以て候と爲し、各(九)占驗有り。房、之を用ふること尤も精し。孝廉を以て郎と爲り、上疏して、屢、災異を言ひ、驗有り。天子、之を説び、數、召し見て問ふ。房對へて曰はく、『古の帝王は、功を以て賢を擧げ、則ち(一〇)萬化成り、瑞應著はる。末世は毀譽を以て人を取る。故に功業廢れて災異を致す。宜しく百官をして各、其の功を試みしむべし。災異息む可からん』と。詔して、房をして其の事を作らしむ。房、(一一)功を考し吏を課する法を奏す。上、公卿・朝臣をして、房と(一二)溫室に會議せしむ。(朝臣)皆、以へらく、『房の言は煩碎にして、上下をして相司はしむ。許す可からず』と。上の意、之に郷ふ。時に(一三)部の刺史、事を京師に奏す。上、諸の刺史を召し見、房をして曉すに課事を以てせしむ。刺史、復た以爲へらく、行ふ可からずと。唯だ御史大夫鄭弘、光祿大夫周堪、初めに不可と言ひ、後に之を善しとす。是の時、中書令石顯、

- 【六】六十卦。漢書京房傳には六十四卦に作る。
- 【七】風雨寒温を以て候と爲す。其の日の風雨寒温を以て、吉凶善惡の兆候と爲す。
- 【八】萬化。萬物の類なり。
- 【九】功を考へ吏を課する法。官吏の功勞過失を考課するの法なり。
- 【一〇】溫室。殿の名。
- 【一一】部の刺史。武帝、十三州に刺史を置き、各一州を部せしむ。故に部刺史と曰ふ。

權を顯らにし、顯の友人五鹿充宗、尙書令たり、二人、事を用ふ。房嘗て 宴見し、上に問うて曰はく、『幽・厲の君は、何を以てか危かりし。任せし所の者は何人ぞや。』上曰はく、『君、明かならずして、任ずる所の者巧佞なりき。』房曰はく、『其の巧佞なるを知りて之を用ひしか、將た賢なりと以爲ひしか。』上曰はく、『之を賢なりとせり。』房曰はく、『然らば則ち今何を以てか其の不賢なりしを知るか。』上曰はく、『其の時亂れて君危かりしを以て之を知る。』房曰はく、『是の若くならば、賢に任ずれば必ず治まり、不肖に任ずれば必ず亂るるは、必然の道なり。幽・厲は、何ぞ覺悟して更に賢を求めず、曷爲れぞ卒に不肖に任じて以て是に至れる。』上曰はく、『亂に臨むの君は、各其の臣を賢なりとす。皆覺寤せしめば、天下に安んぞ危亡の君を得んや。』房曰はく、『齊の桓公・秦の二世も、亦嘗て此の君を聞きて、之を非笑せり。然らば則ち豎刁・趙高に任じ、政治日に亂れ、盜賊山に滿ちしは、何ぞ 幽・厲を以て之をトして覺寤せざりしか。』上曰はく、『唯だ道有る者、能く往を以て來を知るのみ』と。房、因つて冠を免ぎ頓首して曰はく、『春秋は、二百四十二年の災異を紀し、以て萬世の君に示す。今、陛下、位に即き 以來、日月、明を失ひ、星辰・逆行し、山崩れ泉湧き、地震ひ石隕ち、夏霜ふり冬雷なり、春凋み秋榮え、霜隕つれども殺さず、水旱螟蟲あり、民人饑疫し、盜賊、禁せられず、刑人、市に滿ち、春秋に紀する所の災異盡く備はる。陛下、今を視るに、治まると爲すか亂るるか。』上曰はく、『亦極めて亂るのみ。尙ほ何の道かある。』房曰はく、『今、任用する所の者は誰ぞや。』上曰はく、『然り。』幸に其れ彼に愈らん。又以爲ふに此の人に在らざらん。』房曰はく、『夫れ前世の君も、亦、皆然りしならん。臣、恐らくは、後の・今を視ること、猶ほ今の・前を視るがごとくならんことを』と。上、良久しうして乃ち曰はく、『今、亂を爲す者は、誰ぞや。』房曰はく、『明主、宜しく自ら之を知るべし。』上曰はく、『知らざるなり。如し知らば、何が故に之を用ひん。』房曰はく、『上の最も信任して・與に事を帷幄の中に圖り・天下の士を進退する所の者、是なり』と。房の指、石顯を謂ふ。上も亦之を知り、房に謂つて曰はく、『已に諭れり』と。房罷めて出づ。後、上、亦、顯を退くること能はざるなり。

【三】宴見。天子の閑暇の時に謁見すること。
 【二】魯を以てトするは、吉凶を驗する所以なり。幽厲を以てトするは、治亂を驗する所以なり。

臣光曰はく、人君の徳、明かならざれば、則ち臣下、忠を竭さんと欲すと雖も、何に自りてか入らんや。京房が以て孝元に曉す所を觀るに、明白切至なりと謂ふ可し。而れども終に寤ること能はず。悲しいかな。詩に曰はく、『面のあたり之に命するのみに匪ず、言に其の耳を提ぐ。手づから之を攜ふるのみに匪ず、言に之に事を示す』と。又曰はく、『爾に誨ふること 諄諄たり、我に聽くこと 藐藐たり』と。孝元の謂なり。

【四】幸に云云。今の災異及び政道は、猶ほ幸に往時よりも勝るならん。又、以爲ふに、任ずる所に人によるに在らざるべし。
 【五】詩云云。詩經の大雅の抑の篇の語。
 【六】諄諄。懇切なる貌。
 【七】藐藐。入らざる貌。人の教訓を受けて心に留めざる也。

上、房をして、弟子の功を考し吏を課する事を曉知する者を上らしめ、試みに之を用ひんと欲す。房、中郎任良・姚平を上る。『願はくは以て刺史と爲し、功を考する法を試み、臣は、籍を殿中に通じ・爲めに事を奏し・以て壅塞を防ぐを得ん』と。石顯・五鹿充宗、皆、房を疾み、之を遠ざけんと欲し、建言す、『宜しく試みに房を以て郡守と爲すべし』と。帝、是に於て、房を以て魏郡の太守と爲し、功を考する法を以て郡を治むるを得しむ。房、自ら、(一)歳竟に傳に乗りて事を奏せんと請ふ。天子、これを許す。房、自ら、(二)論議を以て大臣の非る所と爲り・石顯等と隙有るを知り、遠く左右を離るるを欲せず、乃ち封事を上りて曰はく、『臣出づるの後、(三)用事の蔽ふ所と爲り・身死して功成らざらんことを恐る。故に、(四)歳盡に傳に乗じて事を奏せんことを願ふ。(五)哀みを蒙りて許さる。乃ち辛巳、(六)蒙氣復た卦に乗り、太陽、色を侵さる。此れ上大夫、陽を覆うて、上の意疑ふなり。己卯・庚辰の間、必ず、臣を隔絶し・傳に乗りて事を奏するを得ざらしめんと欲する者有らん』と。房未だ發せず。上、陽平侯・王鳳をして制を承けしめ、房に詔して、止めて・傳に乗じて事を奏する無からしむ。房、意に愈々恐る。秋、房、去りて新豐に至り、郵に因りて封事を上りて曰はく、『臣、前に六月中を以て、遯の卦効あらざることを言へり。(七)法に曰はく、(八)道人始めて去

- 【一】 歳竟。歳終なり。
- 【二】 用事。事を用ふる權臣。
- 【三】 帝、哀憐してこれを許したまふ。
- 【四】 蒙氣。塵の如き雲。
- 【五】 王鳳。陽平侯王禁の子。
- 【六】 法。房の占候の法。
- 【七】 道人。道術ある人。

り、(九)寒と涌水と災を爲す』と。其の七月に至りて、涌水出づ。臣が弟子姚平、臣に謂つて曰はく、『房は道を知ると謂ふ可し。未だ道を信ずと謂ふ可からざるなり。房、災異を言ふや、未だ嘗て中らずんばあらず。涌水已に出づ。道人、當に逐はれて死すべし。尙ほ復た何をか言はん』と。臣曰はく、『陛下は至仁なり。臣に於て尤も厚し。言つて死すと雖も、臣猶ほ言はん』と。平又曰はく、『房は、(一〇)小忠と謂ふ可し。未だ大忠と謂ふ可からざるなり。昔、秦の時、趙高、事を用ふるや、(一一)正先といふ者有り、高を、(一二)非刺して死す。高の威、此より成れり。故に秦の亂は、正先、之を趣ししなり』と。今、臣、出でて郡に守たるを得、自ら、(一三)功を効さんことを、(一四)詭むれども、未だ効あらずして死せんことを恐る。惟だ陛下、臣をして涌水の異に、(一五)塞り、正先の死に當り、姚平の笑ふ所と爲らしむる母かれ』と。房、(一六)陝に至り、復た封事を上りて曰はく、『臣、前に白して、任良を出して、考功を試み、臣は内に居るを得んことを願へり。議者、此の如くならば、身に於て不利にして、臣をば蔽ふ可からざるを知り、故に云はく、『弟子を使ふは、師を試みるに若かず』と。臣、刺史と爲らば、又當に事を奏すべし。故に(一七)復た云はく、『刺史と爲らば、恐らくは太守、與に心を同じうせざらん。以て太守と爲す

- 【九】 寒と涌水と。天氣寒く、又、水の涌出する有也。
- 【一〇】 小忠大忠。小忠は、諫を以て身を殺して、國に益無きをいふ。大忠は、諫行はれ言聽かれて、身と國と同じく福を受くるをいふ。
- 【一一】 正先。姓は正、名は先、秦の博士。
- 【一二】 非刺。そしめる也。
- 【一三】 詭。責むる也。自ら以て憂責と爲す也。
- 【一四】 塞。當る也。
- 【一五】 陝。縣の名、弘農郡に屬す。今、河南省河洛道に屬す。

に若かず」と。此れ其の・臣を隔絶する所以なり。陛下、其の言に違はずして、遂に之を聴けり。此れ乃ち蒙氣の解けず・太陽の・色無き所以の者なり。臣去ること稍く遠くして、太陽、色を侵さること益甚だしからん。願はくは陛下、臣を還すを難んじて・天意に逆らふを易んずる母かれ。邪説は、人に安しと雖も、天氣必ず(之ガ爲)變ず。故に人をば欺く可し、天をば欺く可からざるなり。願はくは陛下、これを察せよ」と。房去りて月餘にして、竟に徴して獄に下さる。初め淮陽の 憲王の舅張博、傾巧にして行無く、多く王に従つて金銭を求め、王の爲めに入朝せんことを求めんと欲す。博は京房に従つて學び、女を以て房に妻す。房、朝見する毎に、退きて輒ち博の爲めに其の語を道ふ。博、因つて房の説く所の密語を記し、房をして王の爲めに・朝せんことを求むるの 奏草を作らしめ、皆持して 東して王に與へ、以て信驗と爲す。石顯、之を知り、房と張博と謀を通じ・政治を非謗し・悪を天子に歸し・諸侯王を誣誤すと告ぐ。(博)皆、獄に下し、棄市せらる。妻子は邊に徙さる。(鄭弘、房と善きに坐して、免せられて庶人と爲る。

【三】 人君は其の邪説に安んじてこれを覺らずと雖も、天氣は必ずこれが爲めに變じて其の常を失ふ。
 【三】 憲王。名は欽。宣帝・張奐の子にして、元帝の弟なり。
 【四】 其の語を道ふ。天子と言ひし所の者を、皆具にこれを説く也。
 【五】 奏草。上奏文の草稿。草は草稿なり。
 【六】 東。淮陽國は關東に在り。
 【七】 鄭弘。御史大夫たり。
 【八】 御史大夫を免せらるるなり。

御史中丞陳咸、數石顯を毀る。之を久しうして、槐里の令朱雲と善く・省中の語を漏泄するに坐す。石顯、微に之を伺ひ知る。(咸)雲と、皆獄に下され、髡して城旦と爲らる。石顯の威權、日に盛に、公卿以下、顯を畏れて、足を重ねて迹を一にす。顯、中書僕射牢梁・少府五鹿充宗と、結びて黨友と爲り、諸の附倚する者、皆、寵位を得。民、之を歌うて曰はく、「牢か石か、五鹿の客か、印何ぞ 累累として、綬(何)若若たるや」と。顯、内に、自ら、權を擅にし・事柄の・掌握に在るを知り、天子が一旦・左右の耳目を納れ用ひて以て己を問せんことを恐れ、乃ち時に誠を歸し、一信を取りて以て驗と爲す。顯嘗て使して 諸官に至り、徵發する所有り。顯先づ自ら白す、「恐らくは 漏盡きて宮門閉づるに後れん。請ふ吏に 詔して門を開かしめん」と。上、之を許す。顯故らに夜に投じて還り、詔と稱して門を開きて入る。後果して上書して告ぐるもの有り、「顯、命を顯らに詔を矯めて官門を開けり」と。天子、之を聞き、笑つて其の書を以て顯に示す。顯因つて泣いて曰はく、「陛下、過つて小臣に私し、屬任するに事を以てす。羣下、嫉妬して・臣を陷害せんと欲せざる者無し。事類此の如きもの一に非ず。唯だ獨

【三九】 槐里。縣の名、舊の廢丘なり、右扶風に屬す。故城は今の陝西省關中道興平縣の東南に在り。時に丞相韋玄成、雲が暴虐無道なるを言ふ。陳咸、前に在り、これを聞き、以て雲に語る。雲上書して自ら訟ふ。顯、此を以て、咸、省中の語を漏泄す」と奏す。
 【四〇】 足を重ね云云。極めて恐懼するを言ふ。
 【四一】 累累。重なり積る貌。
 【四二】 若若。長き貌。
 【四三】 諸官。諸官府。
 【四四】 漏盡く。漏刻即ち時刻の過ぎたることなり。
 【四五】 屬任。委任なり。

り明主、之を知る。愚臣微賤にして、誠に一軀を以て萬衆に稱快すること能はず、天下の怨に任ず。臣、願はくは樞機の職を歸し、後宮の掃除の役を受けん。死すとも恨むる所無けん。唯だ陛下、哀憐、財幸して、此を以て小臣を全活せよ」と。天子、以て然りと爲して之を憐み、數顯を勞勉し、加賞賜を厚くす。賞賜及び賂遺、皆一萬萬。初め顯、衆人の匈匈として、己が前將軍蕭望之を殺せるを言ふを聞き、天下の學士の己を誦らんことを恐れ、諫大夫貢禹の經に明かに節を著はせるを以て、乃ち人をして意を致さしめ、深く自ら結納し、因つて禹を天子に薦め、位を九卿に歴しめ、之に禮事すること甚だ備はれり。議者、是に於て、或は顯を稱して以爲へらく、望之を妬譖せしにあらすと。顯が變詐を設けて、以て自ら解免し、信を人主に取ること、皆此の類なり。

荀悦曰はく、夫れ佞臣の君主を惑はすや、甚だしいかな。故に孔子曰はく、『佞人を遠ざく』と。但だ用ひざるのみに非ず、乃ち遠ざけて之を絶ち、其の源を隔塞す。戒むるの極なり。孔子曰はく、『政は正なり』と。夫れ道の本を要するに、己を正しうするのみ。平直眞實は、正しうするの主なり。故に徳は必ず其の眞を核

- 【四六】稱快。氣に入ること。
- 【四七】任。當る也。
- 【四八】財幸。財は裁と通ず。裁決寵幸する也。
- 【四九】賂遺。百官及び羣下の遺る所ないふ。
- 【五〇】皆。賞と通ず。
- 【五一】事。前卷初元二年に見ゆ。
- 【五二】孔子云云。論語に出づ。
- 【五三】孔子の顔淵に告げし言。
- 【五四】孔子云云。論語に出づ。
- 【五五】核。黻と同じ。精確に其實を得る也。

めて、然る後其の位を授け、能は必ず其の眞を核めて、然る後其の賞を授け、罪は必ず其の眞を核めて、然る後其の刑を授け、行は必ず其の眞を核めて、然る後之を貴び、言は必ず其の眞を核めて、然る後之を信じ、物は必ず其の眞を核めて、然る後之を用ひ、事は必ず其の眞を核めて、然る後之を脩む。故に衆正、上に積り、萬事、下に實つ。先王の道は、斯の如くにして已む。

八月癸亥、光祿勳匡衡を以て御史大夫と爲す。閏月丁酉、太皇太后上官氏崩す。冬十一月、齊・楚、地震ひ、大に雪雨り、樹折れ屋壞る。

三年、夏六月甲辰、扶陽の共侯韋玄成薨す。秋七月、匡衡を丞相と爲す。戊辰、衛尉李延壽を御史大夫と爲す。冬、西域に使せる都護騎都尉北地の甘延壽、副校尉山陽の陳湯、共に鄯支單于を康居に誅斬す。始め鄯支單于、自ら以へらく大國にして威名尊重なりと。又、勝に乗じて驕る。康居王に禮せられず。怒りて康居王の女及び貴人、人民數百を殺し、或は支解して、都賴水中に投ず。民を發して城を作り、日に作すること五百人、二歳にして乃ち已む。又、使を遣はして

- 【五】此れは孝昭帝の上官后なり。
- 【一】康居王の女。康居王が鄯支に妻せしもの。前卷初元五年に見ゆ。
- 【二】支解。其の四支を截る也。
- 【三】都賴水。川の名。鄯支の都を流る、今のタラス河なり。
- 【四】作。役作なり。

閩蘇・大宛の諸國に歳遣を責む。(諸)敢て予へすんばあらず。漢、使三輩を遣はし、康居に至り、谷吉等の死を求めしむ。郵支、使者を困辱し、肯て詔を奉せず、而して都護に因りて上書して言はく、『困辱に居る。願はくは強漢に歸計し、子を遣はして入りて侍せしめん』と。其の驕慢なること此の如し。湯、人と爲り、沈勇にして大慮有り、策略多く、奇功を喜む。延壽と謀りて曰はく、『夷狄、大種に畏服するは、其の天性なり。西域は本匈奴に屬せり。今、郵支單于、威名遠く聞え、烏孫・大宛を侵陵し、常に康居の爲めに計を畫し、之を降服せんと欲す。如此此の二國を得ば、數年の間にして、城郭の諸國危からん。且つ其の人剽悍にして、戰伐を好み、數勝を取る。久しく之を畜はば、必ず西域の患を爲さん。(郵支單于)在る所絶遠なりと雖も、蠻夷にして、金城強弩の守無し。如し屯田の吏士を發し、烏孫の衆兵を(三)毆り從へ、直に其の城下を指さば、彼亡げては則ち之く所無く、守りては則ち自ら保つに足らじ。千載の功、一朝にして成す可からん』と。延壽、以て然りと爲し、之を奏請せんと欲す。湯曰はく、『國家、公卿と議せん。大』

【五】閩蘇。歐人のアオルシ(Aorsi)即ちアラン(Aran)にして、今のアラル(Aral)海北の地なり。
 【六】歳遣。年年獻する所の物。
 【七】死。死骸。谷吉を殺ししこと、前卷初元五年に見ゆ。
 【八】上書云云。故らに此の言を爲して、漢を調戲する也。
 【九】歸計。歸附して計策を受くる也。

【一〇】大種。大なる種族。
 【一一】武帝。西域に通ずと雖も、匈奴猶ほこれを役屬せり。宣帝の時に至りて、呼韓邪を朝し、日逐を降し、西域乃ち咸な漢に屬せり。
 【一二】屯田。即ち車師に屯田する者なり。
 【一三】毆り從ふ。これを驅率して、隨從せしむる也。
 【一四】國家。天子を指す。

策は(五)凡の見る所に非ず。事必ず從はれじ』と。延壽、猶與して聽かず。其の久しく病むに會し、湯獨り制と矯りて、城郭の諸國の兵・車師の(七)戊己校尉の屯田の吏士を發す。延壽、之を聞き、驚き起き、止めんと欲す。湯怒り、劍を按じて延壽を叱して曰はく、『大衆已に集會す。豎子、衆を沮まんと欲するか』と。延壽遂に之に従ふ。行陳を部勒す。漢の兵・胡の兵、合はせて四萬餘人。延壽・湯、上疏して、自ら制を矯るを劾奏し、兵の狀を陳言す。即日、兵を引きて分行し、別つて(六)六校と爲し、其の三校は南道より、葱嶺を踰え、大宛に徑し、其の三校は、都護自ら將ゐて、(二)溫宿國を發し、北道より、赤谷(城)に入り、烏孫を過ぎ、康居の界を涉り、(三)闐池の西に至る。而して康居の副王抱闐、數千騎を將ゐて、赤谷城の東に寇し、大昆彌の千餘人を殺略し、畜産を毆ること甚だ多く、後より漢の軍と相及び、頗る(三)後重を寇盜す。湯、胡の兵を縱ちて之を撃ち、四百六十人を殺し、其の略する所の民四百七十人を得、大昆彌に還付し、其の馬牛羊は、以て軍食に給す。又、抱闐の貴人伊奴毒を捕へ得たり。(漢)康居の東界に入り、軍に令して(三)寇を爲すを得ざらしめ、間に其の貴人屠墨を呼びて之を見、諭すに威信を以てし、與に飲み

【一五】凡は凡庸の人なり。凡庸の人は遠見すること能はず、故に其の事を壞る。
 【一六】猶與。猶豫に同じ。
 【一七】戊己校尉。車師に屯田す。
 【一八】湯の傳に據れば、揚威・合騎・白虎の校を益置す。副校尉・戊校尉・己校尉を併せて六校と爲す。
 【一九】溫宿。西域の國名、今の新疆省阿克蘇道阿克蘇縣の地。阿克蘇は即ち溫宿の音轉也。
 【二〇】闐池。今の熱海(カスピ海)なり。トルコ語にて大湖をDaghisといふ、闐池はその音譯なるべし。
 【二一】後重。後方の輜重。
 【二二】寇を爲す。抄略するをいふ。

て盟ひ、遣り去らしむ。徑に引きて行き、未だ單子の城に至らざること、六十里可りにして、止まりて營す。復た康居の貴人貝色子男開牟を捕へ得て、以て導と爲す。貝色子は、即ち屠墨の母の弟なり。皆、單子を怨む。是に由りて、具に郵支の情を知る。明日、引きて行き、未だ城に至らざること三十里にして、止まりて營す。單子、使を遣はして問ふ、「漢の兵、何を以てか來る」と。應へて曰はく、「單子、上書して、「困厄に居る。願はくは彊漢に歸計し、身づから入りて朝見せん」と言へり。天子、單子が大國を棄て意を康居に屈するを哀閔す。故に 都護將軍をして來りて、單子の妻子を迎へしむ。左右の驚動せんことを恐る。故に未だ敢て城下に至らず」と。使數 往來して相答報す。延壽・湯、因つて之を讓む、「我、單子の爲めに遠く來る。而るに今に至るまで、(一)名王・大人の・將軍に見えて 事を受くる者無し。何ぞ單子が大計を忽せにして客主の禮を失ふや。兵來ること道遠く、人畜罷極し、食度るに且に盡きんとす。恐らくは以て自ら還る無からん。願はくは單子、大臣と與に、計策を審かにせよ」と。明日、前みて郵支城の都賴水上に至り、城を離るること三里にして、止まりて營し、陳を傳く。單子の城上を望見するに、五采の幡幟を立て、數百人、甲を被りて城に乗り、又、百餘騎を出し、往來して城下を馳せしめ、歩兵百餘人、門を來りて

【三】此の時、甘延壽、止まりて西城都護たり、兵に將たるを以て、故に將軍と稱す。
 【四】名王、諸王の貴き者。
 【五】事を受く。救命を受けて事を供する也。
 【六】傳、敷と通ず。布く也。
 【七】魚鱗の陳。魚鱗をならべたるが如く、相接次したる陣形。

鱗の陳し、兵を用ふるを講習す。城上の人、更るく漢の軍を招きて曰はく、「闘ひ來れ」と。百餘騎、馳せて(漢)營に赴く。營、皆、弩を張り、滿を持して之を指す。騎引き卻く。(漢)頗る吏士を遣はして、城門の騎歩兵を射しむ。騎歩兵、皆入る。延壽・湯、軍に令し、鼓音を聞きて、皆、城下に薄り、四面より城を圍ましむ。各守る所有り、(二)塹を穿ち門戸を塞ぎ、(三)鹵楯を前と爲し、戟弩を後と爲し、仰ぎて城樓上の人を射る。樓上の人下り走る。土城の外に(四)重木城有り、木城の中より射、頗る 外人を殺傷す。外人、薪を發して木城を燒く。夜、(五)數百騎、外に出でんと欲す。(漢)迎へて之を射殺す。初め單子、漢の兵至ると聞き、去らんと欲す。康居が己を怨みて漢の内應を爲さんことを疑ひ、又、烏孫諸國の兵皆發すと聞き、自ら以へらく、之く所無しと。郵支已に出でしが、復た還りて曰はく、「堅く守るに如かず。漢の兵は遠く來る。久しく攻むること能はじ」と。單子乃ち甲を被りて樓上に在り。諸の關氏夫人數十、皆、弓を以て外人を射る。外人、射て單子の鼻に中つ。諸の夫人頗る死す。單子乃ち(樓)下る。夜、半を過ぎて、木城穿たれ、(三)中人卻きて土城に入り、城に乗りて呼ぶ。時に康居の兵萬餘騎、分ちて十餘處と爲り、四面に城を環り、亦、與に相應和し、夜數(漢)營に犇り、利あらずして輒ち卻く。平明、四面に火起る。(漢)吏士喜び、大に呼んで之に乗じ、鉦鼓の聲、地を動かす。康居の兵

【一】塹、塹に同じ。
 【二】鹵楯。たて。
 【三】重木城。二重の木城。
 【四】外人。城外の人。漢の兵をいふ。
 【五】中人。木城中の人。

引き卻く。漢の兵、四面より鹵楯を推し、竝に土城の中に入る。單子の男女百餘人、走りて大内に入る。漢の兵火を縦ち、吏士争うて入る。單子、創を被りて死す。軍候假の丞杜勳、單子の首を斬る。漢の使節二及び谷吉等の齎す所の帛書を得。諸の鹵獲は、以て得たる者に畀ふ。凡そ闕氏・太子・名王以下千五百一十八級を斬り、生虜百四十五人、降虜千餘人、城郭諸國の發する所の十五王に賦予す。

四年、春正月、郵支の首、京師に至る。延壽・湯、上疏して曰はく、「臣聞く、天下の大義は、當に混じて一と爲るべしと。昔、唐虞有り、今、彊漢有り。匈奴の呼韓邪單子、已に北藩と稱す。唯だ郵支單子のみ叛逆し、未だ其の幸に伏せず。大夏の西(諸)は、以爲へらく、彊漢も(郵支單子)臣とすること能はざるなりと。郵支單子、慘毒、民に行はれ、大惡、天に通ず。臣延壽・臣湯、義兵を將りて天誅を行ふ。陛下の神靈に頼りて、陰陽竝に應じ、天氣精明に、陳を陥れ敵に克ち、郵支の首及び名王以下を斬る。宜しく頭を藁街の蠻夷の邸の間に懸け、以て萬里に示し、彊漢を犯す者は遠しと雖も必ず誅せらるるを明かにすべし」と。丞相匡衡等以爲はく、「方に春にして、略を掩ひ齒を埋むるの時

- 【三】 大内。單子の内室。
- 【四】 十五王。兵を領して共に郵支單子を圍みし者。
- 【五】 賦予す。班ち與ふるなり。
- 【六】 混じて一と爲る。四海の内、混同して一と爲り、命を一人の天子に稟くるをいふ。
- 【七】 藁街。長安の城門の内、街の名。蠻夷の邸、この街に在り。
- 【八】 略を掩ひ齒を埋む。禮記の月令に、孟春には略を掩ひ齒を埋む、とあり。枯骨を略と曰ひ、肉有るを齒と曰ふ。

なり。宜しく縣くる勿かるべし」と。詔して、縣くること十日にして、乃ち之を埋めしむ。仍つて郊廟に告祠し、天下に赦す。羣臣、壽を上り酒を置く。

六月甲申、中山の哀王竟・薨す。哀王は、帝の少弟にして、太子と遊學して相長大なり。薨するに及びて、太子前みて弔す。上、太子を望見して、哀王を感念し、悲、自ら止むること能はず。太子既に前に至り、哀します。上大に恨みて曰はく、「安んぞ人慈仁ならずして、而も以て宗廟を奉じ民の父母と爲る可き者有らんや」と。是の時、駙馬都尉侍中史丹、太子の家を護す。上、以て責めて丹に謂ふ。丹、冠を免ぎて謝して曰はく、「臣、誠に、陛下が中山王を哀痛して、以て感損するに至らんことを見、向者、太子、進見するに當り、臣竊に(太子)戒屬し、涕泣して陛下を感傷せしむる母からしむ。罪は乃ち臣に在り。死に當す」と。上、以て然りと爲し、意乃ち解く。

- 【四】 遊學。宴游・講學する也。
- 【五】 護。監護する也。
- 【六】 感損。哀感して、神氣、れが爲めに耗損する也。
- 【七】 藍田。縣の名、京兆に屬す、今、陝西省關中道に屬す。
- 【八】 安陸。縣の名、故城は今、陝西省關中道咸陽縣の東に在り。

藍田、地震ひ、山崩れ、靄水を壅ぎ、安陸、岸崩れ、涇水を壅ぎ、涇水、逆流す。

五年、春三月、天下に赦す。
夏六月庚申、展園を復す。

壬申晦、日、之を食する有り。

秋七月庚子、太上皇の復廟園・原廟・昭靈后・武哀王・昭哀后・衛思后の園を復す。時に上、疾に復ね、久しく・平かならず。以爲へらく、祖宗譴怒すと。故に盡く之を復せるなり。唯だ郡國の廟は遂に廢すと云ふ。

是の歲、濟陽王康を徙して山陽王と爲す。

匈奴の呼韓邪單于、郅支既に誅せらると聞き、且つ喜び且つ懼れ、上書して、入りて朝見せんことを願ふ。

竟寧元年、春正月、匈奴の呼韓邪單于來朝し、自ら言はく、『願

はくは、漢氏に婿となり、以て自ら親しまん』と。帝、後宮の良家の子王嬪字は昭君を以て單于に賜ふ。單于・驩喜して上書す、『願はくは上谷より以西、燉煌に至るまでを保塞し、之を無窮に傳へん。請ふ邊の・塞に備ふる吏卒を罷め、以て天子の人民を休めん』と。天子、有司に下して議せしむ。議者、皆、以爲へらく、便なりと。郎中侯應、邊の事に習ひ、以爲へらく、許す可からずと。上、狀を問ふ。應曰はく、『周・秦より以來、匈奴・暴桀にして、邊境を寇侵し、漢興りて、尤も其の

- 【一】原廟。高祖の廟は已に長安の城中に在りたるに、惠帝、更に渭北に於て高祖の廟を作れり、これを原廟と謂ふ。園は寢園即ち陵なり。先に永光四年、園廟を罷む。
- 【二】竟寧元年。西紀前三三年。漢氏に婿となり云云。漢の女を娶りて、自ら漢家の婿とならんと欲する也。
- 【三】保塞云云。保は守る也。塞を保ち守りて、寇盜無からしめんとの意。

害を被る。臣聞く、北邊の塞は、遼東に至り、外に陰山あり、東西千餘里、草木茂盛し、禽獸多し。本、冒頓單于、其の中に依阻し、弓矢を治作し、來り出でて寇を爲す。是れ其の苑園なり。孝武の世に至りて、師を出して征伐し、此の地を斥奪し、之を慕北に攘け、塞徼を建て、亭・隧を起し、外城を築き、屯戍を設け、以て之を守り、然る後、邊境、用て少しく安きを得たり。慕北は、地平かにして草木少く、大沙多く、匈奴來寇するときは、蔽隠する所少し。塞より以南は、深き山谷に徑し、往來差難し。邊の長老言はく、『匈奴、陰山を失へるの後、之を過ぐるるとき、未だ嘗て哭せずんばあらざるなり』と。如し塞に備ふる吏卒を罷めば、夷狄の大利を示さん。不可なり。一なり。今、聖德廣く被り、匈奴を天覆し、匈奴、全活の恩を蒙るを得、稽首して來り臣たり。夫れ夷狄の情は、困しめば則ち卑順に、彊ければ則ち驕逆なり。天性然るなり。前に已に外城を罷め、亭隧を省き、纔に以て候望して烽火を通するに足るのみ。古は、安けれども危きを忘れず。復た罷む可からず。二なり。中國には、禮義の教・刑罰の誅有れども、愚民猶ほ尙ほ禁を犯す。又況んや單于是、能く其の衆が約を犯さざるを必せんや。三なり。中國より、尙ほ關梁を建てて、以て諸侯を制す。臣下の

- 【四】依阻。依り恃むなり。根據とする意なり。
- 【五】斥奪。開き奪ふ也。
- 【六】攘。卻くる也。
- 【七】塞徼。邊塞なり。
- 【八】隧。敵の抄寇を避くる爲めに、深く切り開きたる小路。
- 【九】天覆。天の如く覆ふ也。
- 【一〇】前に已に云云。事、二十四卷宣帝地節二年に見ゆ。
- 【一一】關梁。水陸の要所に設く。關は陸行者を取調ぶる所。梁は舟行者を取調ぶる所。
- 【一二】觀欲。非分なる欲望。

觀欲を絶つ所以なり。

塞微を設け、屯戍を置くは、獨り匈奴の爲めにするのみに非ず。亦、諸屬國の降民は、本故の匈奴の人なれば、其の舊を思つて逃亡せんことを恐るるが爲めなり。四なり。近ごろ西羌、塞を保して、漢人と交通す。(漢)吏民、利を貪り、其の畜産妻子を侵盜す。(西)此を以て怨恨し、起りて背畔す。今、塞に乗るを罷めば、則ち、媮易分争の漸を生ぜん。五なり。往者、軍に従ひ、没して、還らざる者多し。子孫貧困にして、一旦亡げ出でて、其の親戚に従はん。六なり。又、邊人の奴婢、愁苦して、亡げんと欲する者多し。日、に、匈奴の中の樂しきを聞けども、候望の急なるを奈何ともする無し。然れども時に、亡げて塞を出づる者有り。(若シ備無ハ、出亡スル者)七なり。盜賊桀黠にして、羣輩、法を犯す。如し其れ窘急にして、亡げ走りて北に出でば、則ち制す可からざらん。八なり。(四)塞を起して以來、百有餘年、皆土垣を以てしたるに非ざるなり。或は山巖・石木・谿谷・水門に因り、稍稍之を平げ、卒徒築治せり。功費久遠なること、勝げて計ふ可からず。臣恐らくは、議者、深く其の終始を慮らずして、壹切を以て繇戍を省かんと欲せば、十年の外、百歳の内、卒に它的變有らんとし、障塞破壊して、亭隧滅絶し、當に更に屯を發して繕治すべく、累歲の功、卒に復す可からざらん。九なり。如し戍卒を罷め、候望を省かば、單子、自ら、塞を保し守禦するを以て、必ず深く漢に徳ありとし、請求すること已む無からん。小しく其の

- 【三】 媮易。欺き侮る也。
- 【四】 武帝が始めて塞を起しし時より此の時に至るまで、百有餘年。
- 【五】 壹切を以て。前後左右の事情を顧みずして一概にとの意。

意を失はば、則ち測る可からず。夷狄の隙を開き、中國の固を虧かん。十なり。永く至安を持ち。百蠻を威制する所以の長策に非ざるなり」と。對・奏す。天子、詔有り、邊塞を罷むる事を議する勿からしめ、車騎將軍、嘉をして口づから單子を諭さしめて曰はく、「單子・上書して、北塞の吏士の屯戍を罷め、子孫世世塞を保せんことを願ふ。單子、禮義を、郷慕し、民の爲めに計る所以の者、甚だ厚し。此れ長久の策なり。朕甚だ之を嘉す。(然レ)中國の四方に、皆、關梁障塞有るは、獨り以て塞外に備ふるのみに非ざるなり、亦、以て中國の姦邪の放縱にして出でて寇害を爲すを防ぐなり。故に法度を明かにし、以て衆心を専らにするなり。敬んで單子の意を諭り、朕、疑ふ無し。單子が其の罷められざるを怪しまんが爲めに、故に嘉をして單子に曉さしむ」と。單子・謝して曰はく、「愚にして大計を知らず。天子、幸に大臣をして告語せしむること、甚だ厚し」と。初め (二八) 左伊秩訾、呼韓邪の爲めに計を畫し漢に歸せしめ、(呼韓)竟に以て安定なり。其の後、或るひと「伊秩訾、自ら、其の功に伐り、常に鞅鞅たり」と讒す。呼韓邪、之を疑ふ。伊秩訾、誅せられんことを懼れ、其の衆千餘人を將めて漢に降る。漢、以て關内侯と爲し、食邑三百戸、(三〇)其の王の印綬を佩びしむ。呼韓邪が來朝するに及びて、伊秩訾と相見る。(呼韓)謝して曰はく、「王、我が爲めに計れること甚だ厚し。匈奴をして今に至るま

- 【二六】 嘉。許嘉。
- 【二七】 郷慕。嚮慕に同じ。
- 【二八】 事、二十七卷宣帝甘露元年に見ゆ。
- 【二九】 其の計を畫して匈奴を安定したるの功に於る也。
- 【三〇】 其の王云云。漢に於ては、關内侯たりと雖も、匈奴の王號に依りて印綬を與へし也。

で安寧ならしめたるは、王の力なり。徳豈に忘る可けんや。我、王の意を失ひ、王をして去りて・復た 顧留せざらしめしは、皆、我が過なり。今、天子に白して王を請うて 庭に歸らしめんと欲す」と。伊秩訾曰はく、「單于、天命に頼りて、自ら漢に歸し、以て安寧なるを得たるは、單于の神靈、天子の祐なり。我安んぞ力を得たらんや。〔我〕既に已に漢に降り、又復た匈奴に歸るは、是れ兩心なり。願はくは 〔三〕單于の爲めに漢に侍使たらん。敢て命を聽かず」と。單于固く請へども、得ること能はずして歸る。單于、王昭君を號して 寧胡關氏と爲す。一男伊屠智牙師を生む。右日逐王と爲す。

皇太子・冠す。

二月、御史大夫李延壽・卒す。

初め石顯、馮奉世父子が公卿と爲りて名を著はし・女又 昭儀と爲りて内に在るを見、顯、心に・之に附かんと欲し、昭儀の兄謁者遂を薦めて言ふ、〔二〕脩救なり、宜しく幄帷に侍すべし」と。天子、〔三〕召し見、以て侍中と爲さんと欲す。遂、間を請うて事を言ふ。上、遂が顯の專權なるを言ふを聞き、大に怒り、遂を罷めて郎官に歸らしむ。御史大夫缺くるに及びて、在位、多く遂の兄大鴻臚野王を擧ぐ。上、尙書を

- 〔二〕 顧留。顧念して匈奴の中に留まる也。
- 〔三〕 庭。單于の庭。
- 〔三〕 單于云云。單于の爲めに使者となりて留まりて漢に侍せんとの意。
- 〔四〕 寧胡。胡これを得て國以て安寧なるを言ふ。
- 〔五〕 昭儀。馮昭儀。即ち馮婕妤、後、號を進めて昭儀となる。
- 〔六〕 脩救。をさまり、ととのふ。救は整ふなり。

して中二千石を 選第せしむ。而して野王、行能第一なり。上、以て顯に問ふ。顯曰はく、「九卿、野王に出づる者無し。然れども野王は親しく昭儀の兄なり。臣恐る、後世、必ず、陛下が衆賢に 〔二〕度越し、後宮の親に私し、三公と爲せりと以はんことを」と。上曰はく、「善し。吾、是を見ざりき」と。因つて羣臣に謂つて曰はく、「吾、野王を用ひて三公と爲さば、後世、必ず、我、後宮の親屬に私すと謂ひ、野王を以て 〔三〕比と爲さん」と。三月丙寅、詔して曰はく、「剛強堅固にして、確然として欲亡きは、大鴻臚野王是れなり。心 〔二〕辯じ 〔三〕辭を善くし、四方に使す可きは、少府五鹿充宗是れなり。廉潔節儉なるは、太子少傅張譚是れなり。其れ少傅を以て御史大夫と爲す」と。

- 〔七〕 選第。其の行能有る者を選びて、其の高下の等級を定むる也。
- 〔八〕 度越。度は過ぐる也。衆くの賢人をさしおくの意。
- 〔九〕 是を見ざりき。其の事には氣がつかざりきとの意。
- 〔一〇〕 比。例なり。
- 〔一一〕 辯。是非を辨する也。漢書の馮野王傳には、辨に作る。
- 〔一二〕 辭を善くす。辭令に巧みなる也。
- 〔一三〕 永光五年、惠園を毀ち、建昭元年、孝文太后・孝昭太后の復園を罷む。孝昭太后は孝武帝の鈞弋趙婕妤なり。雲陽の甘泉宮の南に葬る。

河南の太守九江の召信臣を少府と爲す。信臣、先に南陽の太守と爲り、後、河南に遷る。治行常に第一なり。民を視ること子の如く、好みて民の爲めに利を興し、躬づから耕稼を勸め、溝瀆を開通し、戸口増倍す。吏民親愛し、號して召父と曰ふ。

癸卯、〔三〕孝惠皇帝の復廟園・孝文太后・孝昭太后の復園を復す。

初め中書令石顯、嘗て・姊を以て甘延壽に妻せんと欲す。延壽取らず。郵支を破りて還るに及びて、丞相・御史、亦、其の制を矯むるを惡み、皆、延壽等に與せず。陳湯は素より貪りて、鹵獲する所の財物、塞に入れて、不法多し。司隸校尉、道上に移書して、吏士を繋ぎ、之を按驗せしむ。湯・上疏して言はく、「臣、吏士と共に、郵支單于を誅し、幸に禽滅するを得て、萬里振旅す。宜しく使者の道路に迎勞する有るべし。(然ル)今、司隸・反逆して、(吏士)收繫して按驗す。是れ郵支の爲めに讐を報ゆるなり」と。上、立ちどころに吏士を出し、縣道に令して酒食を出して以て軍を過さしむ。既に至りて、功を論ずるや、石顯・匡衡以爲へらく、「延壽・湯、擅に師を興し制を矯む。幸にして・誅せられざるを得。如し復た爵土を加へば、則ち後に使を奉ずる者、争うて・危きに乘じて微幸せんと欲し、事を蠻夷に生じ、國の爲めに難を招かん」と。帝、内に延壽・湯の功を嘉すれども、衡・顯の議に違ふを重り、之を久しうして決せず。故の宗正・劉向・上疏して曰はく、「郵支單于、使者・吏士を囚殺せしこと、百を以て數ふ。事、外國に暴揚せられ、威を傷ひ重を毀り、羣臣皆闕ふ。陛下、赫然として、誅せんと欲するの意、未だ嘗て

- 【三三】 不法。軍法に依らずして、私に自らこれを取るをいふ。一説に、外國の財物を以て邊關に闖入する也。
- 【三四】 道上に移書す。過ぐる所の道中の郡縣に、まはしづみを送る也。
- 【三五】 反逆。事理に背反する也。
- 【三六】 縣道。漢の制、蠻夷に在る縣を道と曰ふ。
- 【三七】 劉向。本名は更生。是に至りて名を改む。帝初めて位に即くや、劉向、宗正と爲りしが、官を免ぜらるること久し、故に故の宗正と曰ふ。
- 【三八】 暴揚。あらはし、あぐる也。
- 【三九】 赫然。怒る貌。

忘るる有らず。西域の都護延壽・副校尉湯、聖指を承け、神靈に倚りて、百蠻の君を總べ、城郭(諸)の兵を攬べ、百死を出で、絶域に入り、遂に康居を踏み、三重城を屠り、欽侯の旗を塞き、郵支の首を斬り、旌を萬里の外に懸け、威を昆山の西に揚げ、谷吉の恥を掃ひ、昭明の功を立て、萬夷懼れ服し、懼れ震はざるは莫し。呼韓邪單于、郵支が已に誅せられしを見、且つ喜び且つ懼れ、風に郷ひ、義に馳せ、稽首して來賓し、北藩を守り、累世・臣と稱せんことを願ふ。(湯)千載の功を立て、萬世の安を建つ。羣臣の勳、焉よりも大なるは莫し。昔、周の大夫妻叔・吉甫、宣王の爲めに、獫狁を誅し、而して百蠻従ふ。(魯)其の詩に曰はく、「嘽嘽焯焯として、霆の如く雷の如し。顯かに允なる方叔、獫狁を征伐し、蠻荆來り威る」と。易に曰はく、「嘉有り、首を折り、其の醜に匪ざるを獲」と。言ふところは、首惡の人を誅して、諸の順はざる者皆來り従ふを美むるなり。今、延壽・湯が誅震する所は、易の折首・詩の雷霆と雖も、及ぶこと能はざ

- 【四一】 意の向ふ所を指と爲す。
- 【四二】 三重城。郵支の城は、二重の木城と土城とあり。
- 【四三】 崑崙山。
- 【四四】 谷吉。初元五年、郵支に殺さる。前卷初元五年に見ゆ。
- 【四五】 昭明の功。顯著なる功績。
- 【四六】 義に馳す。義を慕うて馳せ來る。
- 【四七】 獫狁。周代西北方に據れる蠻族。北狄の一なり。トルコ種なるべしと云ふ。
- 【四八】 其の詩云。詩經小雅の

采芣の篇。荆蠻の征伐を歌へるもの。嘽嘽は衆き貌。焯焯は盛なる貌。雷霆は聲の恐ろしきを形容す。車徒衆く且つ盛にして、能く獫狁を克定し而して荆土の蠻も亦威を畏れて來朝す。

【四九】 易云。離卦の上九の爻の辭。嘉は善なり。師を出して功有るを言ふ。醜は類なり。王者、出でて征して、克勝して、首を斬り、多く非類を獲る也。

るなり。大功を論ずる者は、小過を録せず。大美を擧ぐる者は、細瑕を疵とせず。司馬法に曰はく、「軍賞は月を踰えず」と。民が速かに善を爲すの利を得んことを欲するなり。蓋し武功を急にすは、人を用ふるを重んずるなり。吉甫の歸るや、周、厚く之に賜ふ。其の詩に曰はく、「吉甫燕喜し、既に多く社を受く。鎬より來り歸り、我が行永く久し」と。千里の鎬すら、猶ほ以て遠しと爲す。況んや萬里の外に其の勤むること至れるをや。延壽・湯は、既に未だ社を受くるの報を獲ず、反つて、命を捐つるの功を屈し、久しく刀筆(吏)の前に挫かる。有功を厲まし戎士を勸むる所以に非ざるなり。昔、齊桓は、前に、周を尊ぶの功有り、後に、項を滅ぼすの罪有り。君子、功を以て過を覆うて、之が爲めに諱む。貳師將軍李廣利は、五萬の師を捐て、億萬の費を靡し、四年の勞を経て、僅に駿馬三十匹を獲たり。宛王母寡の首を斬ると雖も、猶ほ、以て費を復するに足らず。其の私(然ル)の罪惡甚だ多し。(ニ) 孝武、以て萬里の征伐と爲し、其の過を

【五〇】 其の詩云云。小雅の六月の篇。鎬は地名。但、首府たるに在り。時に狼狽、鎬及び方を侵し、涇陽に至る。吉甫、これを伐つて、鎬より還る。王、燕禮を以てこれを樂しませしめ、多く福賜を受く。其の行役して功有り、又日月長久なるを以てなり。

の名。春秋、僖公十七年の條に、夏、項を滅ぼすと書す。公羊傳によれば、實は齊これを滅ぼすなり。然も齊と言はざるは、桓公の爲めに諱むなり。桓公嘗て、絶を繼ぎ亡を存するの功有り、故に君子其の善功ある故を以て、小弱なる項國を滅しし罪を他に嫁し、桓公の事とせざるなり。

【五一】 孝武云云。事、二十一卷武帝太初三年四年に見ゆ。

録せず、遂に兩侯・三卿・二千石百有餘人を封拜す。今、康居の國は、大宛よりも疆く、郵支の號は、宛王よりも重く、使者を殺しし罪は、馬を留めしよりも甚だし。而して延壽・湯は、漢の士を煩はさず、斗糧を費さず、貳師に比すれば、功德之に百せり。且つ、常惠は撃たんと欲するの烏孫に隨ひ、鄭吉は自ら來るの日逐を迎へしすら、猶ほ且つ土を裂き爵を受く。故に威武勤勞を言へば、則ち方叔・吉甫よりも大に、功を列し、過を覆へば、則ち齊桓・貳師よりも優り、近事の功は、則ち安遠・長羅よりも高し。而るに大功未だ著はれず、小惡數、布かる。臣竊に之を痛む。宜しく時を以て、縣を解きて、籍を通じ、過を除きて、治する勿く、爵位を尊寵し、以て有功を勸むべし」と。是に於て、天子、詔を下して、延壽・湯の罪を赦し、治する勿からしめ、公卿に令して焉を封するを議せしむ。議者以爲へらく、「宜しく軍法の、單于を捕斬するの令の如くすべし」と。匡衡・石顯以爲へらく、「郵支は本亡逃して國を失ひ、號を絶域に竊む。眞の單于に非ず」と。帝、安遠侯鄭吉の故事を取りて、千戸に封せんとす。衡、顯復た争ふ。夏四月戊辰、延壽を封じて義成侯と爲し、湯に爵、關内侯を賜ひ、食邑各、三百戸、黄金百斤を加賜す。延壽を拜して長水校尉と爲し、湯を射聲校尉と爲す。是に於て、杜欽・上疏して、

【五四】 百。百倍なり。

【五五】 常惠云云。事、二十四卷宣帝本始三年に見ゆ。

【五六】 鄭吉云云。事、二十六卷宣帝神爵二年に見ゆ。

【五七】 安遠長羅。安遠侯鄭吉、長羅侯常惠。

【五八】 縣。罪の未だ決定せざるをいふ。

【五九】 籍を通ず。禁止せずして、出入するを得しむる也。

馮奉世が前に莎車を破りし功を追認す。上、先帝の時の事なるを以て、復た録せず。欽は故の御史大夫延年の子なり。

荀悦・論じて曰はく、誠に其の功義、封するに足らば、前事を追録して可なり。春秋の義、泉臺を毀つは則ち之を惡しとし、中軍を舍むるは則ち之を善しとす。各其の宜しきに由るなり。夫れ制を矯むるの事は、先王の慎む所なり。已むを得ずして之を行ふ。若し矯むること大にして功小なる者は、之を罪して可なり。矯むること小にして、功大なる者は、之を賞して可なり。功過相敵するは、斯の如くにして已みて可なり。其の輕重を權りて、之を爲して、宜しきを制す。

初め太子、少くして經書を好み、寬博謹慎なり。其の後、酒を幸み、燕樂を樂しむ。上、以て能と爲さず。而して山陽王康、才莛有り、母傳昭儀、又、愛幸せらる。上、故を以て、常に、山陽王を以て嗣と爲さんと欲するに意有り。上、晩年、疾多く、政事を親らせず、好を音樂に留む。或は、鞀鼓を殿下に置き、天子、自ら、軒檻の上に臨み、銅丸を墮して以て鼓に、擲てば、聲、嚴鼓の節に中る。後宮及び左右の音を習ひ

- 【六〇】馮奉世云云。事、二十五卷宣帝元康元年に見ゆ。
- 【六一】泉臺を毀つ。文公十六年の事。公羊傳及び穀梁傳にこれを譏る。
- 【六二】中軍を舍む。昭公五年の事。公羊傳及び穀梁傳にこれを善しとす。
- 【六三】斯の如くにして已む。これを賞することも無く、これを罰することも無く、もとの儘にして置く也。
- 【六四】幸。好む。
- 【六五】才莛。莛は藝の古字。
- 【六六】鞀。馬上にて打ち軍中の鼓節を裨くるに用ふる騎鼓。
- 【六七】軒檻。おぼしま。欄檻。
- 【六八】墮。下す也。
- 【六九】擲。投ぐる也。
- 【七〇】嚴鼓の節。莊嚴の鼓節。

知る者、能く爲すもの莫し。而して山陽王も亦之を能くす。上數、其の材を稱す。史丹進みて曰はく、『凡そ謂はゆる材とは、敏にして學を好み、故きを温ねて新しきを知るなり。皇太子是れなり。若し乃ち人を器とすること、絲竹鞀鼓の間に於てせば、則ち是れ、陳惠・李微は、匡衡よりも高く、國に相とす可きならん』と。是に於て、上、嘿然として笑ふ。上疾に復ぬるに及びて、傳昭儀・山陽王康、常に左右に在り、而して皇后・太子は、進見するを得ること希なり。上、疾、稍く侵し、意、忽忽として、平かならず。數、尙書に問ふに、景帝の時に、膠東王を立てし故事を以てす。是時、太子の長舅陽平侯王鳳、衛尉侍中たり。皇后・太子と與に、皆憂ふれども、(計)出づる所を知らず。史丹、親密の臣なるを以て、侍して疾を視るを得たり。上の間にして獨り復ぬる時を候ひ、丹直に臥内に入り、頓首して、青蒲の上に伏し、涕泣して言つて曰はく、『皇太子、適長を以て立ち、十餘年を積み、名號、百姓に繋かれ、天下、心を歸して臣子たらざるもの莫し。山陽王の雅素愛幸せらるるを見て、今者道路・流言し、國の爲めに、意を生じて、以爲へらく、太子、動搖せらるるの議有り』と。審し此の若くならば、公卿以下、必ず死を以て争うて、詔を奉せじ。臣願はくは先づ死を賜はり、以て羣臣に示さん』と。天子、素より仁にして、忍びず、

- 【七一】温は尋なり。故きを尋ねて、又、新しき者を知る。
- 【七二】陳惠李微。當時の音樂を善くする者。
- 【七三】稍く侵す。漸く篤き也。
- 【七四】膠東王云云。事、十六卷景帝前六年に見ゆ。
- 【七五】青蒲。天子の御座に敷ける青緑の蒲席。皇后に非ざれば此處に至るを得ず。
- 【七六】意を生ず。當て推量をする也。

丹が涕泣して言ふこと又切に至れるを見て、意大に感寤し、喟然として太息して曰はく、「吾、日に困劣し、太子、兩王・幼少なり。意中戀戀として、亦何ぞ念はざらんや。然れども此の議有る無し。且つ皇后は謹慎なり。先帝、又、太子を愛せり。吾豈に指に違ふ可けんや。駙馬都尉、安の所にか此の語を受けたる」と。丹、即ち卻きて頓首して曰はく、「愚臣、妄に聞けり。罪、死に當す」と。上、因つて（其ノ）納れ、丹に謂つて曰はく、「吾が病寢く加はる。恐らくは自ら還ること能はざらん。善く太子を輔道せよ。我が意に違ふ母かれ」と。丹、嘘唏して起つ。太子、是に由りて、遂に定まりて嗣と爲る。而して右將軍光祿大夫王商・中書令石顯、亦、太子を擁佑し、頗る力有り。

夏五月壬辰、帝、未央宮に崩す。
班彪・贊して曰はく、臣の外祖兄弟、元帝の侍中たり、臣に語りて曰はく、「元帝は、材蕪多く、史書を善くし、琴瑟を鼓き、洞簫を吹き、自ら曲を度りて歌聲に被らしめ、（曲）節度を分判し、幼少を窮極す。少くして儒を好み、位に即くに及びて、儒生を徵用し、之に委ぬるに政を以てし、貢・薛・

- 【七】 困劣。衰弱する也。
- 【七】 兩王。山陽王康、信都王興。
- 【七】 先帝云云。事、二十七卷宣帝甘露三年に見ゆ。
- 【八】 卻く。退きて青蒲の上を離るる也。
- 【八】 還。回復する也。
- 【八】 嘘唏。すすり泣き。
- 【八】 元帝は壽四十三。
- 【八】 外祖。金敞。
- 【八】 曲を度る。樂曲を作る也。
- 【八】 節度を分判す。判は切る也。樂曲の句切りを分ちて、それが節制を爲す也。
- 【八】 幼少。微妙なり。
- 【八】 貢薛章匡。貢禹、薛廣德、章玄成、匡衡。

章・匡、迭に宰相と爲る。而して上、文義に牽制せられ、優游して斷せず。孝宣の業衰ふ。然れども寛弘にして、下を盡さしめしことは、恭儉より出でたり。號令溫雅にして、古の風烈有りき」と。

匡衡・奏して言はく、「前に、上の體平かならざる故を以て、諸の罷めし所の祠を復したれども、卒に福を蒙らず。案するに衛思后・戾太子・戾后の園は、親未だ盡さず。孝惠・孝景の廟は、親盡きたれば、宜しく毀つべし。及び太上皇・孝文・孝昭太后・昭靈后・昭哀后・武哀王の祠は、請ふ悉く罷めて奉ずる勿からん」と。奏、可さる。

六月己未、太子、皇帝の位に即き、高廟に謁し、皇太后を尊びて太皇太后と曰ひ、皇后を皇太后と曰ふ。元舅侍中衛尉陽平侯王鳳を以て大司馬・大將軍と爲し、尙書の事を領せしむ。

秋七月丙戌、孝元皇帝を渭陵に葬る。天下に大赦す。
丞相衡・上疏して曰はく、「陛下、至孝を兼り、哀傷思慕すること、心に絶えず、未だ游虞弋射の宴有らず。誠に、終を慎み遠きを追ふに隆にして、窮まり已む無きなり。竊に願はくは陛下、聖性

- 【八】 下を盡さしむ。臣下をして十分に其の材能を發揮し其の意見を吐露せしむるをいふ。
- 【九】 當に毀つべからざるを言ふ。
- 【九】 皇太后。宣帝の母成王皇后なり。
- 【九】 王氏が權を得ること、此より始まる。
- 【九】 渭陵。長安の北五十六里に在り。
- 【九】 游虞。虞は娛と通す。
- 【九】 終を慎み遠きを追ふ。論語の學而篇に、曾子曰はく、終を慎み遠きを追へば、民の徳、厚きに歸すと。衡の言はこれを引用せるなり。

之を得たりと雖も、猶ほ復た聖心を加へんことを。〔九六〕詩に云はく、「熒熒として疚に在り」と。成王が喪畢りて思慕し・意氣未だ平かなること能はざるを言ふなり。蓋し文武の業を就し・大化の本を崇くする所以なり。臣又之を師に聞く、曰はく、〔九七〕「妃匹の際は、生民の始め、萬福の原なり。婚姻の禮正しくして、然る後品物 遂げて、天命全し。孔子、詩を論ずるに、關雎を以て始めと爲す。此れ綱紀の首、王道の 端なり。上世より以來、三代の興廢、未だ此に由らざる者有らざるなり」と。願はくは陛下、詳かに得失盛衰の效を覽て、以て大基を定め、有徳を采り、聲色を戒め、嚴敬を近づけ、〔九八〕技能を遠ざけんことを。臣聞く、六經は、聖人の、天地の心を統べ・善惡の 歸を著はし・吉凶の分を明かにし・人道の正を通じ・其の本性に悖らざらしむる所以の者なり。及、論語・孝經は、聖人の言行の要なりと。宜しく其の意を究むべし。臣又聞く、聖王の自ら爲すは、動靜周旋、天を奉じ親に承け、朝に臨み臣を享し、物ごとに節文有り、以て人倫を章かにすと。蓋し〔九九〕欽翼祗栗するは、天に事ふるの容なり。溫恭敬遜するは、親に承くるの禮なり。躬を正しくして嚴恪なるは、衆に臨むの儀なり。嘉惠和説するは、下を饗するの 顔なり。舉錯動作、物ごとに其の儀に遵ふ。故に形は仁義と爲り、〔一〇〇〕動は法則と爲る。今、正月、初めて〔一〇一〕路復に幸

- 〔九六〕 詩云云。詩經の周頌の関予小子の篇。熒熒は憂ふる貌。
- 〔九七〕 妃匹。つれあひ。配偶。
- 〔九八〕 遂。成る也。
- 〔九九〕 端。端緒。
- 〔一〇〇〕 徳無き人は、技能ありと雖も、これを斥遠するなり。
- 〔一〇一〕 歸。歸趣なり。
- 〔一〇二〕 欽翼祗栗。つつしみ、おそる。
- 〔一〇三〕 動。舉動なり。
- 〔一〇四〕 路復。表御殿なり。

し、朝賀に臨み、酒を置き、以て萬方を饗す。傳に曰はく、「君子は始を慎む」と。願はくは陛下、〔一〇五〕神を動靜の節に留め、羣下をして盛徳の 休光を望むを得しめ、以て〔一〇六〕基楨を立てんことを。天下幸甚なり」と。上、其の言を敬納す。

- 〔一〇五〕 神。精神なり。
- 〔一〇六〕 休光。善美なる光明。
- 〔一〇七〕 基楨。基本なり。

卷の第三十

漢紀二十二

孝成皇帝上の上

建始元年、春正月乙亥、悼考の廟・災あり。

石顯、長信の中太僕に遷る。秩は中二千石。顯の舊惡及び其の黨牢梁・陳順を條奏す。皆、官を免せらる。顯、妻子と與に、徙りて故郷に歸らんとし、憂慙して食はず、道にして死す。諸の交結する所の、顯を以て官と爲れる者、皆、廢し罷めらる。少府五鹿充宗は、玄菟の太守に左遷せられ、御史中丞伊嘉は、鴈門の都尉と爲る。司隸校尉涿郡の王尊、丞相衡・御史大夫譚を劾奏す、

漢孝成皇帝建始元年

- 【一】 孝成皇帝。諱は驚、字は太孫。
- 【二】 建始元年。西紀前三二年。
- 【三】 悼考。宣帝、史皇孫を尊びて悼考と曰ふ。
- 【四】 長信の中太僕。皇太后の輿馬を掌る。
- 【五】 倚を失ふとは、顯、元帝に嬖せられしが、元帝崩じて、倚頼する所を失ひしをいふ。權を離るとは中書令なる樞機の官より太后宮の官に遷りしをいふ。
- 【六】 故郷。石顯は故と濟南の人。

「衡・潭」顯等が權を顯らにし、執を擅

にし・大に威福を作し・海内の患害を爲すを知りながら、時を以て白奏して罰を行はずして、而も阿諛曲從し、下に附き上を罔ひ、邪を懷き國を迷はし、大臣の政を輔くるの義無く、皆、不道なり。〔七〕赦令の前に在り。赦の後、衡・譚、顯を舉奏すれども、自ら不忠の罪を陳べずして、反つて・先帝が傾覆の徒を任用せしを揚著し、百官の之を畏るること主上よりも甚だしと妄言す。君を卑しめ臣を尊ぶ。宜しく稱すべき所に非ず。大臣の體を失へり」と。是に於て、衡・慙懼し、冠を免ぎて罪を謝し、丞相・侯の印綬を上る。天子、新に位に即けるを以て、大臣を傷ふを重り、乃ち尊を左遷して高陵の令と爲す。然れども羣下、尊を是とする者多し。衡、嘿嘿として・自ら安んぜず。水旱有る毎に、連に骸骨を乞ひ位を譲らんとす。上、輒ち詔書を以て慰撫し、許さず。

故の河間王元の弟 上郡の 庫令良を立てて河間王と爲す。

星有り 營室に孛す。

天下に赦す。

壬子、舅諸吏光祿大夫關内侯王崇を封じて安成侯と爲し、舅譚・商・立・根・逢時に爵關内侯を賜ふ。

夏四月、黃霧四もに塞がる。詔して、博く公卿大夫に問ひ、諱む所有る無からしむ。諫大夫楊興・博

- 〔七〕 赦令。去年七月、大赦す。
- 〔八〕 揚著。あげ、あらはす。
- 〔九〕 侯。衡は樂安侯に封ぜらる。
- 〔一〇〕 元が廢せらるる事、前卷元帝建昭元年に見ゆ。庫令。兵庫の令、北邊の郡庫は、官兵を藏する所、故に令を置く。
- 〔一一〕 營室。星座の名。

士駟勝等、皆以爲はく、「陰盛にして陽を侵すの氣なり。高祖の約に、「功臣に非ざれば侯たらず」と。今、太后の諸弟、皆、功無きを以て侯と爲る。外戚未だ曾て有らざるなり。故に天爲めに異を見す」と。是に於て、大將軍鳳懼れ、上書して、骸骨を乞ひ職を辭せんとす。上、優詔して・許さず。

御史中丞・東海の薛宣・上疏して曰はく、「陛下、至徳仁厚なり。而るに

嘉氣尙は 凝り、陰陽和せず。殆ど吏に苛政多ければなり。部の刺史、或は 條職を循守せず、舉錯各、其の意を以てし、多く郡縣の事に 與り、私門を開きて・讒佞を聽き・以て吏民の過を求むるに至り、譴訶すること細微に及び、 義を責むるに力を量らず。郡縣相迫促し、亦内に相刻し、流れて衆庶に及ぶ。是の故に、郷黨は嘉賓の權を闕き、九族は其の親を親しむの恩を忘れ、飲食せしめ 急を周ふの 厚彌 衰へ、往くを送り來るを勞ふの禮行はれず。夫れ人道、通せざれば、則ち陰陽 否隔す。和氣、通せざるは、未だ必ずしも此に由らずんばあらざるなり。 詩に

曰はく、「民の徳を失ふや、乾餼以て愆つ」と。鄙語に曰はく、「苛政は親しまれず、 煩苦は恩を傷ふ」と。刺史が事を奏する時に方りて、宜しく 明かに申救し、昭然として本朝の要務を知らし

- 〔一〕 凝。通ぜざる也。
- 〔二〕 條職。定められたる職務の簡條。
- 〔三〕 與。干渉するをいふ。
- 〔四〕 義を責むる云云。備はらんことを人に求むるを言ふ。
- 〔五〕 急を周ふ。危急を救ふ。
- 〔六〕 厚。厚情なり。
- 〔七〕 否隔。ふさがり、へだたる。
- 〔八〕 詩云云。詩經の小雅の伐木の篇。餼は食。乾餼は糲なり。乾餼の如き微細なることを以てすら、愆過を人に得る也。
- 〔九〕 煩苦。煩苛なる勞苦。
- 〔一〇〕 申救。約束戒救なり。

むべし』と。上、之を嘉納す。
八月、兩月有り。相承け、晨に東方に見ゆ。
冬十二月、長安の南北郊を作り、甘泉・汾陰の祠及び紫壇の
偽飾・女樂・轡路・駢駒・龍馬・石壇の屬を罷む。

二年、春正月、雍の五時及び陳寶の祠を罷む。皆、匡衡の請に従ふなり。辛巳、上、始めて長安の南郊に郊祀す。奉郊の縣及び中都官の耐罪の徒を赦し、天下の賦錢・算ごとに四十を減す。

閏月、渭城の延陵亭の部を以て初陵と爲す。

三月辛丑、上始めて后土を北郊に祠る。

丙午、皇后許氏を立つ。后は車騎將軍嘉の女なり。元帝、母恭哀后が位に居ること日淺くして、霍氏の辜に遭ひしを傷む。故に嘉の女を選びて、以て太子に配せしなり。

上、太子たりし時より、好色を以て聞ゆ。位に即くに及びて、皇太后詔して、良家の女を采り、

- 【一】相承く。上下に在る也。
- 【二】南北郊。天を南郊に祭り、地を北郊に祭る。
- 【三】偽飾。人爲の飾の義。甘泉泰時の紫壇に、文章采鏤黼黻の飾、及び玉女樂、石壇、仙人祠瘞、轡路、駢駒、宮龍馬ありし也。轡路は天子の御車。駢駒は赤き毛色の小馬。
- 【四】陳寶。秦の文公。若石を陳倉の北阪上に獲て、これを祠る。これを祠るに一牢を以てす、名づけて陳寶と曰ふ。
- 【五】奉郊の縣。郊祀に奉ずるの勤ありたる縣。
- 【六】中都官。京師の諸官府。
- 【七】耐罪。髡するに至らざる輕き罪。
- 【八】算云云。木、一算は百二十。今、四十を減じて八十と爲す。
- 【九】霍氏云云。事、二十四卷宣帝本始三年に見ゆ。

以て後宮に備へしむ。大將軍の武庫の令杜欽、王鳳に説きて曰はく、「禮に、(天子)一たび九女を娶る。嗣を廣くし祖を重んずる所以なり。娣姪は缺くと雖も、復た補はず。壽を養ひ争を塞ぐ所以なり。故に后妃に貞淑の行有れば、則ち胤嗣に賢聖の君有り。制度に威儀の節有れば、則ち人君に壽考の福有り。廢して、由ひざれば、則ち

(一〇) 女德厭かず。女德厭かざれば、則ち壽命、高年を究へず。男子は五十にして、好色未だ衰へず。婦人は四十にして、容貌前に改まる。前に改まるの容を以て、未だ衰へざるの年に侍し、而も禮を以て制と爲さずんば、則ち其の原、救ふ可からずして、後に異態を來さん。後に異態を來さば、則ち正后自ら疑ひ、而して支庶、適を問つるの心有らん。是を以て、晉獻は讒を納るるの誘を被り、申生は罪無きの辜を蒙れり。今、聖主、春秋に富み、未だ適嗣有らず。方に術に郷ひ學に入り、未だ后妃の議を親らせず。將軍、政を輔く。宜しく始初の隆なるに因りて、九女の制を建て、行義有るの家を詳かに擇びて、淑女の質を求め、聲色技能有るを必とする母く、萬世の大法と爲すべし。夫れ少きときは

- 【一】大將軍の武庫の令。大將軍の軍中の武庫の令。
- 【二】娣姪。古代、貴人の嫁するときは、媵女として、必ず娣と姪とを伴ふ。兄弟の女を姪と謂ひ、己の女弟を娣と曰ふ。
- 【三】由。用ふる也。
- 【四】女德厭かず。好色の甚だしきを言ふ。
- 【五】究。竟ふる也。
- 【六】異態。他の婦人をいふ。
- 【七】晉獻云云。晉の獻公。驪姫を嬖す。驪姫、其の子を立てんと欲して、世子申生を讒す。獻公これを信じ、申生、死す。
- 【八】論語の季氏篇に、孔子曰はく、君子、三戒あり、少き時は血氣未だ定まらず、これを戒むること色に在りと。好色、節無きときは、損敗を致す、故にこれを戒むる也。

漢孝成皇帝建始二年

これを戒むること色に在り。〔五〕小下の作られたること、寒心を爲す可し。唯だ將軍、常に以て憂と爲せ」と。鳳、之を太后に白す。太后以爲へらく、故事に、有る無しと。鳳は自ら法度を立つること能はず、故事に循ふのみ。鳳素より欽を重んず。故に之を莫府に置き、國家の政謀、常に欽と之を慮り、數名士を稱達し、闕失を禪正す。當時の善政、欽より出づる者多し。

夏、大に旱す。

匈奴の呼韓邪單于、左伊秩訾の兄の女二人を嬖す。長女は顓渠閼氏なり。二子を生む。長を且莫車と曰ひ、次を囊知牙斯と曰ふ。少女は大閼氏と爲り、四子を産む。長を雕陶莫臯と曰ひ、次を且麋胥と曰ふ。皆、且莫車よりも長せり。少子は威・樂。二人は、皆、囊知牙斯よりも少し。又、它の閼氏の子十餘人あり。顓渠閼氏貴く、且莫車・愛せらる。呼韓邪病みて且に死せんとするや、且莫車を立てんと欲す。顓渠閼氏曰はく、『匈奴亂ること十餘年、絶えざること髮の如し。漢の力を頼蒙して、故に復た安きを得たり。今、平定して未だ久しからず、人民、戰鬪に創艾す。且莫車は年少く、百姓未だ附かず。恐らくは、復た國を危くせん。我と大閼氏とは、一家にして共に子とす。雕陶莫臯を立てるに如かず』と。大閼氏曰

- 〔五〕 小下。詩經の小雅の篇の名。幽王が、申后を廢して褒姒を立て、太子宜臼を黜けて伯服を立てたるを刺る也。
- 〔六〕 故事。先例なり。
- 〔七〕 慮。計る也。
- 〔八〕 禪正。おきなひ、ただす。
- 〔九〕 漢の力を頼蒙す。漢の力に頼り、漢の力を蒙る也。
- 〔一〇〕 創艾。懲るる也。
- 〔一一〕 一家云云。親しく姉妹にして、兩人の生む所は恩慈、別無きをいふ。

はく、『且莫車は少しと雖も、大臣共に國事を持す。今、貴きを捨てて賤しきを立てば、後世必ず亂れん』と。單于、卒に顓渠閼氏の計に従つて、雕陶莫臯を立て、約して國を傳へて弟に與へしむ。呼韓邪・死し、雕陶莫臯立つ、復株累若鞮單于と爲す。復株累若鞮單于、且麋胥を以て左賢王と爲し、且莫車を左谷蠡王と爲し、囊知牙斯を右賢王と爲す。復株累單于、復た王昭君を妻とし、二女を生む。長女は須卜居次と爲し、小女は當于居次と爲すと云ふ。

- 〔一〕 須卜居次。當于居次。須卜は匈奴の貴族、當于も亦匈奴の大族にして、皆、其の夫家の氏族。居次は女の號、漢に公主と言ふが如し。
- 〔二〕 徒。刑徒なり。
- 〔三〕 蹂躪。ふみ、にじる。

三年、春三月、天下の徒を赦す。

秋、關内大に雨ふること四十餘日、京師の民相驚き、『大水至る』と言ひ、百姓奔走し、相蹂躪し、老弱號呼し、長安の中大に亂る。天子親ら前殿に御し、公卿を召して議せしむ。大將軍鳳以爲はく、『太后上及び後宮とは、船に御す可し。吏民をして長安城に上りて以て水を避けしめん』と。羣臣、皆、鳳の議に従ふ。左將軍王商獨り曰はく、『古より、無道の國すら、水猶ほ城郭を冒さず。今、政治和平にして、世に兵革無く、上下相安んず。何に因りてか當に大水有りて、一日にして暴に至るべき。此れ必ず訛言ならん。宜しく(吏民ヲ)城に上らしめて、重ねて百姓を驚かすべからず』と。上乃ち止む。頃く有りて、長安の中稍定まる。之を問へば果して訛言なり。上、是に於て、商の固守せるを美壯な

りとし、數、其の議を稱す。而して鳳大に慙ち、自ら失言を恨む。

上、専ら王鳳に委任せんと欲し、八月、車騎將軍許嘉を策免し、特進侯を以て朝位に就かしむ。

張譚、選舉すること實ならざるに坐して免せらる。冬十月、光祿大夫尹忠を御史大夫と爲す。

十二月戊申朔、日、之を食する有り。其の夜、地、未央宮殿中に震ふ。詔して、賢良方正にして能く直言極諫するの士を擧げしむ。杜欽及び

太常の丞谷永・上對し、皆、以爲はく、『(一)後宮の女寵太だ盛にして、嫉妬して上を専らにせんとし、將に繼嗣を害せんとするの咎なり』と。

越雋、山崩る。丁丑、匡衡、多く封邑四百頃を取り、監臨して、主守する所を盜むこと直

十金以上なるに坐し、免せられて庶人と爲る。

四年、春正月癸卯、(二)亳に隕石あること四つ、(三)肥累に隕つること二つ。

【三】策免。御沙汰書を賜はりて職を免する也。

【四】特進侯。特別の待遇ある列侯。漢の制、朝請を奉じて長安に在る列侯は、位、三公に次ぎ、位特進を賜はる者は、凡ての列侯の上に在り、位、亦、三公に次ぐ。

【五】太常の丞。比千石、凡そ禮を行ひ、及び祭祀の小事を掌る。

【六】此れ蓋し許后及び班婕妤を指すなるべし。

【一】亳。漢書五行志には亳に作る。地名。今の直隸省保定道藁城縣。

【二】肥累。地名、直隸省保定道藁城縣の西南に在り。

中書の宦官を罷む。初めて、尙書の員五人を置く。三月甲申、左將軍樂昌侯王商を以て丞相と爲す。

夏、上、悉く前に擧ぐる所の直言の士を召し、白虎殿に至りて、對策せしむ。是の時、

上、政を王鳳に委ぬ。議者、多く咎を焉に歸す。谷永、鳳が方に柄用せらるるを知り、陰

に自ら託せんと欲し、乃ち曰はく、『方今、四夷、賓服して、皆、臣妾と爲り、北には、葷粥、

冒頓の患無く、南には趙佗・呂嘉の難無く、(六)三垂、晏然として、兵革の警有る靡し。諸侯

の大なる者は、乃ち數縣を食めども、漢の吏其の權柄を制し、爲す有るを得ず、(七)吳・楚・

燕・梁の執無し。百官、盤互し、親疏相錯り、骨肉の大臣、(八)申伯の忠有り、(九)洞洞、(十)屬

【三】中書の宦官。漢の初め、中人に中謁者令あり。武帝、中書謁者令と爲し、僕射を置く。宣帝の時、中書官弘恭を令と爲し、石顯を僕射と爲す。元帝位に即きて數年、恭死し、顯、中書令となり、權を専らにし、事を用ふ。此に至りて乃ち其の官を罷む。

【四】尙書の員五人。常侍尙書は丞相御史の事を主る。二千石尙書は刺史二千石の事を主る。戸曹尙書は庶人の上書の事を主る。主客尙書は外國の事を主る。三公曹尙書は斷獄の事を掌る。

【五】白虎殿。未央宮に在り。

【六】柄用。これを信用して授

くるに權柄を以てする也。【七】葷粥。周代に於ける北狄の名。獫狁も同種なり。支那人は匈奴の祖先と考へたれど實は西北境外に據りしトルコ族なるべしと云ふ。冒頓は冒頓單于。

【八】三垂。三方の邊陲。

【九】吳楚燕梁。吳楚梁の事は孝景紀に見え、燕の事は孝昭紀に見ゆ。

【一〇】盤互。盤結して交互する也。

【一一】申伯。周の申后の父、宣王の舅。谷永、これを以て王鳳に況ふる也。

【一二】洞洞。敬肅の貌。

【一三】屬屬。專謹の貌。

屬として、小心畏忌し、(一四)重合・安陽・博陸の亂無し。三つの者は毛髮の辜無し。竊に恐る、陛下、昭昭の白過を含き、天地の明戒を忽せにし、(一五)曖昧の(一六)瞽説を聴き、咎を無辜に歸し、異を政事に倚せて、重く天心を失はんことを。不可の大な者なり。陛下、誠に深く愚臣の言を察し、(一七)湛溺の意を(一八)抗げ、(一九)偏駁の愛を解き、乾剛の威を奮ひ、天覆の施を平かにし、列妾をして人人更るく、進むを得しめ、益、子に宜しき婦人を納れ、好醜を擇ぶ母かれ、(二〇)嘗て字せしを避くる母かれ、年齒を論ずる母かれ。法を推して之を言へば、陛下、繼嗣を微賤の間に得ば、乃ち反つて福と爲らん。繼嗣を得るのみ。母は賤しき有るに非ざるなり。後宮の(二一)女史、(二二)使令にも、意に直る者有らん。廣く微賤の間に求めて、以て天の(二三)開右する所に遇ひ、皇太后の憂慍を慰釋し、上帝の譴怒を解謝せば、則ち繼嗣蕃滋し、災異(二四)訖息せん」と。杜欽も亦此の意に倣ふ。上、皆、其の書を以て後宮に示し、永を擢でて光祿大夫と爲す。

- 【一四】重合・安陽・博陸。重合侯馬通の事は、二十二卷武帝後元元年に見ゆ。安陽侯上官桀の事は、二十三卷昭帝元鳳元年に見ゆ。博陸侯霍禹の事は、二十五卷宣帝地節四年に見ゆ。
- 【一五】曖。暗に同じ。
- 【一六】瞽説。其の言、道に中らざることを、目無き人の如きをいふ。
- 【一七】湛。沈と通ず。
- 【一八】抗。擧ぐる也。
- 【一九】偏駁。かたよりにて、普からざる也。
- 【二〇】嘗て云云。字は子を生むなり。
- 【二一】女史。後宮の記録役の女官。
- 【二二】使令。後宮に使役せらるる、爵秩無き者。
- 【二三】開右。右は佑と通ず。開き助くる也。
- 【二四】訖息。止む也。

夏四月、雪雨る。

秋、桃李實る。

大に雨ふり水あること十餘日、河、東郡の(二五)金隄を決す。是より先、清河の都尉馮遂・奏して言はく、(二六)郡は河の下流を承け、土壤輕脆にして傷れ易し。頃ろ、(二七)潤にして大害無かりし所以は、屯氏河通じ、兩川分流せしを以てなり。今、(二八)屯氏河塞がり、(二九)靈(縣)の鳴犢口、又、(三〇)益(縣)利ならず。獨り一川、數河の任を兼ね受く。高く隄防を増し、終に泄ること能はずと雖も、如し霖雨有りて、旬日霽れずんば、必ず盈溢せん。(三一)九河の故迹は、今既に滅して、明かにし難し。屯氏河は、新に絶えて、未だ久しからず、其の處、(三二)浚へ易し。又、其の口は居る所高し。於に以て水力を(三三)分殺し、道里の便宜、復た浚へて、以て大河を助け、暴水を泄し、非常に備ふ可し。豫め脩治せざらんには、北に決せば四五郡を病まし、南に決せば十餘郡を病ましめん。然る後、之を憂ふるは晩からん」と。事、丞相・御史に下さる。(三四)白して、博士許昌を遣はして行きて視しむ。以爲へらく、(三五)方に(三六)用度足らず。且く浚ふる勿かる可し」と。後三歳にして、河果して館陶及び東郡の金隄に決し、(三七)兗・豫

- 【二五】金隄。河隄の名。
- 【二六】郡。清河郡をいふ。
- 【二七】潤。稀なり。
- 【二八】屯氏河塞がる。前卷元帝永光五年に見ゆ。
- 【二九】利ならず。水の流通し難きをいふ。
- 【三〇】九河。夏の禹王、河水を九道に分つ。即ち徒駭、大史、馬頰、覆釜、胡蘇、簡、潔、鉤盤、鬲津なり。
- 【三一】浚。水底をさらへて深くし、水を導く也。
- 【三二】分殺。分ち減する也。
- 【三三】用度。經費なり。
- 【三四】兗・豫。兗豫云云。山東省内。